

子どもシェルター

立ちあげブック 改訂版



子どもシェルター全国ネットワーク会議

2025年2月発行



子どもシェルター全国ネットワーク会議



2004年に「お芝居から生まれた」子どもシェルターカリヨンが東京に開設されてから約15年、子どものためのシェルターは確実に全国に広がり、現在「子どもシェルター全国ネットワーク」に参加している団体は、20団体（シェルターは、休止・未開設の地域を含みます）になります。そして、私ども全国ネットワークは、各都道府県に少なくとも1カ所の子どもシェルター開設を大きな活動方針に掲げ、子どもシェルター未設置地域への支援等を重ねて参りました。

このたび、全国の子どもシェルターの実践や経験等を提供し合い、子どもシェルターを新しく立ち上げ、安定的・継続的に運営していくためのノウハウを本書に取りまとしてみました。もちろん、それぞれの地域によって異なる実情があり、それに対しては丁寧な工夫をしていくことが必要ではありますが、新しく子どもシェルターの開設を検討していただける際に、本書が何らかの参考になるのであれば幸甚の至りです。

本書の制作に当たり、麒麟福祉財団には多大な御支援をいただきました。心より感謝申し上げますとともに、本書を最大限に活用して参りたいと誓うものであります。今後、子どもシェルターが開設され、子どもたちの人権や福祉が守られることを強く祈念致します。

2019年3月
子どもシェルター全国ネットワーク会議
代表 影山 秀人

改訂版の発刊に際して

様々な事情で家庭などに居場所がない子どもたちが安全で安心して過ごせ、その子どもの権利を保障するための緊急避難場所である子どもシェルターが、2004年に東京のカリヨン子どもセンターにより全国で初めて開設されました。現在、「子どもシェルター全国ネットワーク会議」に参加している団体は25団体（子どもシェルターは、休止・未開設の団体も含みます）となり、子どもシェルターは全国に広がってきています。

私ども全国ネットワークは、「子どもシェルターを各都道府県に少なくとも1カ所は開設しよう」との大きな活動方針のもと、子どもシェルターがない地域への支援等をしてきており、その中で2019年3月に新しく子どもシェルターの開設を検討する際の参考にしていただくため、「子どもシェルター立ちあげブック」（以下、「ブック」といいます）を製作しました。

このたび、ブックにあらためて「子どもシェルター」の説明やブック製作後に新たに3カ所に子どもシェルターが開設された際に気づいた項目などを追加、修正して、ブック改定版を発刊するはこびとなりました。本書がこれから子どもシェルターの開設を検討する際に、何らかの参考になれば幸いです。

本書の製作にあたり、一般社団法人日本民間公益活動連携機構や公益財団法人パブリックリソース財団には多大な御支援をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。今後も、子どもシェルターの活動がより広がり、困難を抱えた子どもらのセーフネットがより充実していくことを強く願っております。

2025年2月
子どもシェルター全国ネットワーク会議
代表 鵜野 一郎

第0章 「子どもシェルター」ってなんだろう？

第1章 子どもシェルターの出発

その1 子どもシェルターPTを立ちあげよう（おきなわ）	…18
その2 NPO法人設立準備会を立ちあげよう（るーも）	…32
その3 設立シンポジウムを開催しよう（つなご）	…35
その4 法人登記&シェルター設立認可へ（ぬっく）	…38
その5 子どもシェルタースタート！（ののさん）	…41

第2章 子どもシェルターの運営

その1 運営母体と会員・支援者（レラピリカ）	…46
その2 職員とボランティアスタッフ（ぽると）	…50
その3 建物のイロハ（モモ）	…55
その4 お金の話（帆希）	…58
その5 子どもの受入れの流れ（帆希）	…61
その6 コタンの活動・関係機関との連携（ピピオ）	…64
その7 アフターケア、自立援助ホーム（モモ）	…67

第3章 子どものニーズに寄り添って

その1 『たった一つの笑顔のために NPO 法人ロージーベルの活動について』（ロージーベル）	…72
その2 職員とボランティアスタッフ（ぽると）	…74
その3 『子どもの目線、子どもの選択』（そだちの樹）	…76
その4 『続けて運営していくために実践したいこと』（ピッピ）	…80
その5 『開設直後と8年目（大変だったこと）』（つなご）	…83
その6 『シェルターこだまについて』（こだま）	…85
その7 『子どもシェルターの新設と支援の実践』（おるき）	…87

第0章

「子どもシェルター」ってなんだろう？

「子どもシェルター」をつくりたい、 と思っておられる方へ

安全に暮らす場所がなく、緊急で居場所を必要としている子ども、若者の相談を受けている。現行の制度や施設のあり方では、若者へのサポートやケアが十分ではないという問題意識をもたれている。あるいは、児童虐待で傷ついた子どもや、居場所がなく繁華街で心身を危険にさらす若者たちについてのニュースをご覧になって、この窮状に対して何かできないのかと胸を痛めておられる。

「子どもシェルター」があれば……、「子どもシェルター」がないならつくりたい、と思い、本書を手にとってくださった方はきっと、困難を抱えた子ども、若者を前に、救済の手立てが十分ではないとお感じになっているのではないかと想像します。

その思い、その憤りは、これまで「子どもシェルター」をつくり、運営継続するために、奔走し続けてきた日本各地の仲間が抱えてきたものと同じです。

2004年に日本で初めての子どもシェルター「カリヨン子どもの家」が誕生しました。このときから、「子どもシェルター」という新たな社会資源を拠点として、弁護士と児童福祉職員とボランティアの関わりで、子どもたちの困難に寄り添うことができまいか、という試行錯誤が始まりました。

早20年余が経ち、子どもや若者をとりまく法律、社会の様相、スマートフォンやSNSの普及、そして子どもや若者のニーズの感じ方や自立に向かう道りも変化しています。成人も20歳から18歳に引き下げられました。それでも、安全な居場所がなく、誰にも相談ができず、ひとりぼっちで苦しんでいる子ど

も、若者はいなくなっています。

1軒の「子どもシェルター」を開設し、サステナブル（持続可能）な状態までもっていくには、法律、児童福祉、心理、医療など、あらゆる分野の専門家が集い、行政をはじめとするさまざまな関係機関と折衝し、ヒト・モノ・カネの調整に膨大なエネルギーを投下する必要があります。開設がゴールではなくスタート、それから運営にはさまざまな局面を超えていかねばなりません。

その大変さを想像するだけで気が引けてしまう……不安になってしまう……そんな方たちの転ばぬ先の杖になれば。この「子どもシェルター立ちあげブック」は、これまで子どもシェルターを開設・運営してきた団体が経験し、ひとつひとつ超えてきたタスク、課題、困難についての要点や情報がつまっています。自団体が開設のときに、こうした助言を聞きたかった！という事柄に、できるかぎり触れられるよう各団体で分担して原稿執筆をしました。

他方で、皆さんが直面された困難や憤りは、「子どもシェルター」という選択肢で解決できることなのか。本書をお読みいただくことで、具体的なイメージを描いていただけるかもしれない、その問いへのヒントを見つけていただけるかもしれない、と思っています。やはり「子どもシェルター」をつくろう！という思いを強めていただけたら嬉しいです。「子どもシェルター」ではないようだ、違う可能性をめざそう！という結論になられても、「子どもシェルター」について知っていただいたことは、何らかの形で子ども、若者の支援につながることはあるはずです。

後述するように、子どもシェルター運営ス

キームも、これからより多様になっていくだろうと推察しています。子ども、若者の居場所の選択肢が増えること、そしてそれぞれの居場所のあり方が少しずつ異なり、グラデーションがあることはきっと良いことです。困っている子ども、若者が、その時の困りごとの内容や自身の状態に応じて選択できるようになる未来が、その先にあるかもしれません。

「子どもシェルター」がもっと増えていってほしい。その時に、私たちが模索して整理した情報や失敗談すら活かしてほしい。子どもシェルターを運営する団体同士が緩やかに繋がり、支えあうために形成している「子どもシェルター全国ネットワーク会議」では、新しく「子どもシェルター」をつくりたいとお考えになる方、団体への応援を積極的にしたいと考えています。その思いと共に、「子どもシェルター」と銘打つ活動実践から浮かび上がった理念も、お伝えしたいと思います。ぜひご一読ください。

「子どもシェルター」って何だろう？

「こども」「子ども」「子供」と、最近は巷にいろいろな表記が混在しています。理由があるときもあれば、理由がないときもあるでしょう。「子どもシェルター全国ネットワーク会議」では、自らの活動をあえて「子どもシェルター」と表記しています。18歳成人やこども家庭庁の新設前から使用してきた用語であり、制度・社会が変化しても、私たちの活動内容が変わったわけではないからです。

2011年7月に当時の児童福祉施策担当である厚生労働省より、「子どもシェルターを児童自立生活援助事業の一類型として認める」通知が出て、2025年2月現在子どもシェルターのほとんどは「児童自立生活援助事業」を運営スキームとしています。（そのため、本書の立ちあげに関する情報は、すべて「児童自立生活援助事業」を想定しています）

子どもシェルター全国ネットワーク会議は、厚生労働省へ、「子どもシェルター」という

活動を指した事業の新設置を求めてきました。しかし、それは（当時は）叶わなかったわけです。児童自立生活援助事業の一類型におさまったのは、当時の運営団体数、活動の広がり規模等から児童福祉法改正をして新事業を設置することはできない、しかし既に活動している「子どもシェルター」が寄付やNPO法人会費のみでは運営し続けられないことは理解でき、何らかの対策が必要、という悩ましさの中で折衷案として提示されたのが、よく似た対象年齢、施設規模であった児童自立生活援助事業（＝自立援助ホーム）の一類型であれば……という選択肢でした。

今もって、「子どもシェルター」と「自立援助ホーム」は、似ているところもありますが、本質は異なる活動だと、「子どもシェルター全国ネットワーク会議」では考えています。児童自立生活援助事業認可を受けるためには、児童自立生活援助事業基準での経営を行わねばなりません。こども家庭庁「児童自立生活援助事業実施要項」や「自立援助ホーム運営指針」では、“「子どもシェルター」とは”ということがわかりません。

その実情を超えたく、2023年「子どもシェルター全国ネットワーク会議」にて、独自に「子どもシェルター運営指針」を作成しました。まだ、公の認証を受けたものではありませんが、「子どもシェルター」の目的と仕組みを明らかにし、その運営にあたる理事、職員、その他すべての関係者が、抛りどころとすべき基本理念を示しています。

まず、運営の中身の詳細は地域の事情により異なっている、「子どもシェルター」として共通していること、共有しなければならないと考えることを、次の5つの視点から考えました。

- 1) 緊急事態にある10代後半の子どもの短期間の避難場所であること。
- 2) 侵害されてきた子どもの人権の回復、権利保障を何より優先すること。
- 3) 子どもにとって居心地のよい、個別の希望に応じた支援をすること。

「子どもシェルター」の実施事業の可能性

事業	児童自立生活援助事業Ⅰ型（子どもシェルター）	官民協働等女性支援事業	社会的養護自立支援拠点事業	こども・若者シェルター相談事業	その他の可能性
法律	児童福祉法	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	児童福祉法	児童虐待防止対策支援事業実施要綱	・里親・法人型ファミリーホーム （一時保護委託先や市区町村のショートステイ委託先の活動） ・一時保護専用施設（児童養護施設等が運営できる） ・シェアハウス ・子ども食堂
対象	義務教育終了以上で20歳未満の者等	困難に直面した女性	ケアリバーおよび虐待経験がありながらもこれまで公的支援に繋がらなかった者等	虐待等により家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者で、児童福祉施設の利用を希望しない者等	
主な内容	一時避難、生活援助、転居にむけてのケースワーク等	アウトリーチ、一時避難、自立支援、アフターケア等	居場所の提供、相談支援、専門機関への繋ぎ、一時避難など	居場所の提供、相談支援、一時避難、自立支援、心理・法律相談等	
備考	従来の「自立援助ホーム」は、相談・生活援助に加え、自立支援、就学支援、アフターケア等	旧：若年被害女性等支援事業等		2025年1月、ガイドライン制定	

「子どもシェルター」運営スキーム多様化の時代へ

子どもシェルター全国ネットワーク会議では、「子どもシェルター」と銘打つ活動には、先にご紹介した理念をどうか共有していただきたいと思っていますが、子どもや若者の緊急避難場所の選択肢が、「子どもシェルター」に限らず、多様にある世の中にいたることを願っています。

前述したような経緯の中で、長らく「子どもシェルター」をサステナブル（持続可能）にするには、児童自立生活援助事業の認可を受けるというひとつの選択肢しかない時期が続いていましたが、近年 10 代後半から 20 代の子ども、若者に対する支援事業の可能性が増えてきています。児童自立生活援助事業ではない選択肢で、「子どもシェルター」の運営を準備する団体もあります。

児童自立生活援助事業による実践の経験しかない私たちには、現時点で他事業を活用することの展望、メリット・デメリットをご説明することはできませんが、知りえている情報としてご紹介いたします。

今後、それぞれの実施団体が増え、重なり合うフィールドで活動している団体同士として、お互いの実情を知り、信頼をもって連携する間柄になっていくことは、従事するおとなにとってはたいへん心強く、子どもたち、若者たちにもきっと歓迎してもらえる未来だろうと思います。

- 4) 常に子どもを真ん中にして、その意見を聴きながら、職員、弁護士、児童福祉司らが、チームとなって支援すること。
- 5) 弁護士が法人の運営の中核に参加し、理事、職員、ボランティア、子ども担当弁護士、関係機関らが、対等なパートナーとして連携、協働できる組織運営を行うこと。

また、この運営指針作成にあたって、「子どもシェルター」の活動に際して、困難を抱え、傷ついた子どもの人権回復をめざす現場で大切にしたい、実践から生まれた次の3つのキーワードを、常に念頭におきました。

- 1) 「生まれてきてよかったね。ありのままのあなたが、生きていていい。」
- 2) 「ひとりぼっちじゃないからね。」
- 3) 「あなたの道はあなたが選ぶ。あなたが選んでいい。」

これらのキーワードを、支援をする大人たちが、深く肝に銘じ、言葉で、まなざしで、態度で、子どもに伝え続けること。その活動によって、子どもは、試し行為を経ながらではありますが、固く閉じた心のとびらをいつか開き、「人を信じてもいいのかもしれない」と思い始め、少しずつ元気になり、自分の足で立ちあがって、歩き始めるときがきっとやってきます。子どもの人権の回復、権利保障とは、この3つのキーワードを、本気で実現していくことにほかならず、「子どもシェルター」はそのことをめざす場だという共通認識に立つものです。

前述した趣旨にて、「子どもシェルター運営指針」は第1から第5までに、その細目を記載しています。なお、根拠、解説などをまとめた注釈編は、子どもシェルター全国ネットワーク会議のホームページにて公開しています。

「子どもシェルター運営指針」

(子どもシェルター全国ネットワーク会議 作成)

第1 役割と利用者

緊急事態にある、原則として10代後半の子どもに、短期間の避難場所を提供する。

1-1 目的

虐待その他の理由により家庭などに居場所のない、おもに義務教育を終了した年齢層の子どものための緊急避難施設を運営し、子どもの権利擁護を実践する。

1-2 利用者

1-2-1 利用者は、子どもシェルターが児童自立生活援助事業の一類型であることにかんがみ、原則として、義務教育終了後の15歳から20歳未満の子どもとする。

1-2-2 自らもしくは関係者を通じて直接入居の打診をしてきた者のほか、児童相談所からの一時保護委託及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）委託措置、家庭裁判所からの補導委託、保護観察所からの自立準備ホーム委託があった者を利用者とする。

1-3 緊急の入居対応

1-3-1 子ども本人に関する情報が必ずしも十分に揃っていない段階であっても、子ども本人が入居を希望している場合は、すでに入居中の他の子どもの生活に支障をきたすなどの特段の事情がある場合を除き、できる限り子どもを受け入れるよう努める。

1-3-2 入居時は、子どもの年齢、特性などに配慮しながら子ども本人の入居意思の確認を十分に行う。

1-3-3 子どもの入居があった場合、要保護児童として速やかに児童相談所に通告し、情報共有を行う。

1-3-4 子どもが入居に至らなかった場合であっても、必要に応じ、子どもの同意を得たうえで適切な関係機関に情報共有、支援要請を行う。

1-3-5 親権侵害などの問題が生じることを防ぐため、弁護士が法的支援を行える体制を整える。

1-4 避難施設として安全性の確保

1-4-1 住所の秘匿、外部からの訪問・連絡の制限など、子どもの安全を確保するために必要な対策を常時取る。

1-5 短期集中的な支援

1-5-1 入居期間の目安はおおむね2か月以内とし、その間に子どもの次の生活場所を見つけるべく、短期集中的な支援を行うよう努める。

1-5-2 入居期間が2か月を超えることが見込まれる場合は、子どもシェルターが緊急避難施設であるがゆえに子どもに生じる様々な権利制約を軽視せず、引き続き早期の退居に向けソーシャルワークを行うとともに、できる限り子どものニーズに則した生活支援を臨機応変に行うよう努める。

1-6 相談窓口の設置

1-6-1 シェルターを必要とする子どもが、迅速かつ確実にシェルターにつながることできる相談システムを構築する。

1-6-2 シェルターを必要とする子ども、あるいは子どもの周囲の支援者が、相談しやすい窓口を開設し、あるいは相談機関と連携する。

第2 権利擁護

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを個人として尊重し、ありのままを認め、その意見を十分に尊重し、子どもの最善の利益を第一に考えた支援を行うことにより子どもの権利擁護を実践する。

2-1 理念・基本方針

2-1-1 子どもシェルター運営者は、理念・基本方針を定め、その中で子どもの権利擁護のためのものであることを明文化する。

2-1-2 理念・基本方針については、職員をはじめ事業に携わる全ての人に周知する。

2-1-3 理念・基本方針をもとに、事業計画を立てて運営を行う。

2-2 支援における基本姿勢

2-2-1 子ども一人ひとりを個人として尊重し、その思いを受け止め、寄り添い、見守り、子どもが「生まれてきてよかった」「ひとりぼっちじゃない」「自分の道は自分で選んでいい」と感じられるよう受容的、支持的な態度で接する。

2-2-2 定期的に研修を実施するなどして、職員が権利擁護の理解を深め、また養育の専門性や支援技術などの向上に努める。

2-3 意見表明と最善の利益

2-3-1 子どもに対して、生活や支援方針の決定など、本人に関わるあらゆる場面において、子どもが自分の意見を自由に表明することができることを伝え、その機会を保障する。

2-3-2 子どもの意見表明権の保障にあたっては、子どもたちが言葉にならない思いを持っていることを十分に理解し、意見を聞かれる機会の保障にとどまらず、その思いを言葉にできるよう、そして意思決定できるよう意見の形成及び意見の表明の支援を行う。

2-3-3 子どもの支援にあたっては、あらゆる事項について子どもの意見を尊重し、その最善の利益を第一に考慮する。

2-3-4 子どもが表明した意見の実現が困難あるいは不可能である場合には、その根拠や理由を丁寧に説明するとともに、子どもの心情理解に努め、十分なケアを行う。

2-4 差別の禁止

2-4-1 子どもに対する、あらゆる差別的な扱いを禁止する。

2-4-2 子どもの信教、性自認、性的指向、外国にルーツを持つなどの文化的背景などを尊重し、これに応じた生活上の配慮を行う。

2-4-3 子どもの障害や発達特性などに応じて合理的な配慮を行う。

2-5 具体的な支援活動における権利擁護

2-5-1 生活上の制限や制約については、入居前に説明を行い、十分理解されるよう努める。

2-5-2 アレルギーや服薬状況など、生命・健康に関わる情報を確認し、子どもの生命・健康が守られるよう職員などに周知徹底する。

2-5-3 入居時に子どもの呼称を確認し、適切な呼称を使用する。

2-5-4 日常生活や生活環境の整備において、子どもの主体性を尊重し、権利擁護に努める。

2-5-5 子どもの意見を日常生活や生活環境の整備に反映できるよう努める。

2-5-6 生活上の制限や制約は、必要かつ最小限な範囲に限るものとする。

2-5-7 新たに制限や制約を設ける場合には、必要性などを慎重に検討し、入居中の子どもの意向を十分に確認し、適切に設定する。

2-5-8 生活上の制限や制約は、明文化して子どもたちに対して根拠や理由を説明する。

2-6 子どもに関する情報の管理

2-6-1 子どもに関する情報を適切に管理し、その秘密を守る。

2-6-2 子どもに関する情報を関係機関と共有することがあることを子どもに伝え、できる限りその了解を得る。

2-7 虐待防止

2-7-1 職員そのほか子どもに関わる者による、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待、その他心身に有害な影響を及ぼす行為を禁止する。

2-7-2 職員などによる不適切な対応を防止するための職員研修を実施する。

2-7-3 苦情解決制度など子どもの権利侵害に対する救済の仕組みを整備し、子どもに周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。

第3 具体的支援活動

子どもがシェルターでの生活を通して、「生まれてきてよかった」「ひとりぼっちじゃない」「自分の道は自分で選んでいい」と感じることができるよう、日常生活における子どもの尊厳を守り、権利を保障する対応に努め、子どものパートナーとして生活を共にし、衣食住の提供、健康の維持、医療的、心理的ケアに配慮し、学習の機会を設け、余暇の過ごし方、自立した生活のための情報提供など、必要な支援を行う。

3-1 住環境

3-1-1 居場所の秘匿が守られ、安心できる環境を維持する。そのために携帯電話およびスマートフォンの所持ないし利用、外出、通信などの制限を必要とする場合には、明確な基準を設け、入居に先立ち、子どもの同意を得る。

3-1-2 快適性に配慮し、清潔な家庭的空間を維持する。

3-1-3 プライバシーに配慮された内鍵のかかる個室、私物収納の場所を確保する。職員などは、緊急時を除いては、本人の了解なしに、個室には立ち入らない。

3-2 食生活

3-2-1 食卓が、コミュニケーションの場として機能するよう配慮しつつ、子どもの一人ひとりの状況に応じて、適切に対応をする。

3-2-2 子どもの嗜好、健康、アレルギーなどに配慮した食事を提供する。

3-3 衣類

3-3-1 着替えを持たずに緊急に入居する子どものために、子どもの身体、季節にあう様々な衣類を準備しておき、提供する。

3-4 日常生活の支援

3-4-1 生活の中で、子どもの意思を尊重する。子ども間のニーズが衝突したり、上下関係が生じるなどの課題が発生した場合には、当事者参加を重視し、いずれの当事者をも尊重する調整を行うよう配慮する。

3-4-2 子どもに負担にならない範囲で、家事（洗濯、掃除、炊事など）の経験を積む機会をつくり、子ども自身により健康を自己管理し、生活リズムを保ち、今後の自立につなげられるよう助言する。

3-4-3 余暇の過ごし方を工夫し、子どもが選択できるよう、助言、提案する。

3-4-4 外出、通学が制限されている場合でも、可能な範囲で、子どもの学習の機会の保障（自習、定期試験受験、進学準備支援など）、子どもが希望する学校行事などへの参加ができるよう、関係機関と連携して、個別に検討する。

3-5 健康・医療・安全管理

3-5-1 危急の状況にある子どもの心身の健康に慎重に配慮し、入居時、及び日々確認を行う。

3-5-2 服薬管理は、必要に応じて、子どもの同意を得て、職員が適切に行う。

3-5-3 子どもの不調が確認された場合、子どもから不調の訴えがあった場合には、すみやかに医療機関を受診できるようにする。

3-5-4 必要に応じ、関係機関と連携し、セクシュアリティ、性感染症、妊娠出産などに関する知識や情報を、子どもに提供できるようにする。

3-5-5 危険物（刃物・薬剤など）の管理を徹底する。

3-5-6 現金、貴重品類そのほか子どもからの預かり品につき、記録を残し、子どもの確認を受けるなどして、適切に管理する。

3-5-7 預かり品は退居時に確実に返却する。

3-6 心理的ケア

3-6-1 職員が、トラウマインフォームドケア（子どものトラウマに着目したケア）の基本的知識をもち、子どもへの声がけ、対応を慎重に行い、二次被害を発生させないよう配慮する。

3-6-2 心理的ケアのために、児童相談所の児童心理司、スクールカウンセラー、医療機関などの専門家と連携する。

第4 子どもを真ん中に据えたチームによる支援

職員、子ども担当弁護士のほか、児童相談所や市町村などの行政機関、福祉、医療、心理、教育、司法など各分野の専門機関、地域の民間団体など（以下、「支援者」という。）と協働して、チームとなって子どもを真ん中に据え、多角的な視点から子どもを対等な立場で支援する。

4-1 基本方針

4-1-1 子どもシェルターの理念と役割を子どもに関わる支援者の間で共有し、対等な立場で協働する。

4-1-2 支援者は、心身ともに傷ついて入居した子どもを支援するために、子どもを真ん中に据えて丁寧に支援していくことを基本に置く。

4-2 連携先の情報整理と共有化

4-2-1 支援者の名称、担当者及び連絡方法などを明示したリストや資料を作成する。

4-2-2 リストや資料には退居する子どもに必要な福祉関係機関、支援団体、不動産業者なども含める。

4-2-3 職員間でもこれらの連携先について情報の共有化を図る。

4-3 連携先との情報共有

4 -3-1 児童相談所、関係機関、団体など、支援者との間では、必要に応じて連絡会議などを実施するなどして、互いの専門性や役割を理解し、対等な関係を構築する。

4-3-2 児童相談所との間では、協定を結び、子どもに関する情報を互いに提供し、共有する。

4-4 子ども担当弁護士との連携

4-4-1 子どもが、いつでも、子ども担当弁護士に依頼し、相談できる体制を整える。

4-4-2 子ども担当弁護士が、子どもの権利擁護のため、子どもの代理人として活動できるよう、協働する。

4-4-3 子ども担当弁護士が、法的な支援（親子関係調整、学校交渉などを含む）を行うことができるよう、協働する。

4-4-4 子ども担当弁護士が、子どもがその意見（気持ちや思いを含む）を形成し、表明することを支援できるよう、協働する。

4-4-5 子ども担当弁護士の確保・定着などに向けた計画を立て、実施する。

4-4-6 子ども担当弁護士が、法人の役員や専門家などに必要に応じて相談し、助言を得られる体制を整える。

4-5 医療機関との連携

4-5-1 医療機関との間では子どもが必要とする医療を安心して受けられるよう、精神科、内科、歯科、産婦人科、皮膚科などと協力的な関係を作る。

4-5-2 子どもの心理的ケアのために、精神科医、児童相談所の児童心理司、スクールカウンセラーなどと協議し、支援の方針を共有する。

4-6 ケース会議の開催

4-6-1 子どもの支援に関しては、関係する支援者によるケース会議を適時に開き、一人ひとりの子どもについての具体的な課題や方針を協議する。

4-6-2 ケース会議の参加者は、子どもの支援に関する情報を共有し、互いの専門性を尊重し、協議のうえ役割を分担する。

4-6-3 ケース会議において、支援の方針を協議する際には、子ども自身の参加を求め、子どもの意見を尊重する。

4-6-4 ケース会議において、子どもの希望がかなわない場合であっても、出来る限り子どもの理解を得るための努力をする。

4-6-5 ケース会議後の支援に関しての情報を整理し、共有する。

4-7 退居後

4-7-1 退居後も継続的な支援をするため、退居後を見据えて、必要な関係機関、団体と子どもとの関係づくりを行う。

4-7-2 退居後の子どもが、家庭等で生活する場合にも、子どもからの要請がある限り、できるだけ子どもと連絡を取り、生活状況などを把握する努力をする。

4-7-3 退居後の子どもを支援する地域の関係機関・団体の支援者との間に信頼関係が構築されるまでの間、子どもからの要請に応じて、伴走型で支援できるよう努力する。

4-7-4 退居後の子どもに関わる地域の支援者との情報共有に際しては、プライバシー保護のため配慮を求める。

第5 組織運営

子どもが、いつでも、法的支援、その他必要な支援を受けられる体制を整えるとともに、子どもを真ん中に据えた支援を実現できるよう、組織運営体制を整える。

5-1 法人組織

5-1-1 法人の理念や基本方針は、法人の役員、職員、子ども担当弁護士などで共有する。

5-1-2 法人の組織運営には、子どもの権利を法的に保障し、法令順守を担保するための担い手として、弁護士が関わる。

5-1-3 福祉、医療、心理、教育、司法など多様な職種の人が運営に関わる、又は必要時に多様な職種の専門家に相談し、助言を得られる体制を整える。

5-1-4 法人の役員、職員、子ども担当弁護士などが、互いに尊重し合い、対等で、風通しのよい関係を構築するための取り組みを行い、そのような関係性を築く。

5-1-5 ボランティアなどの養成や受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を整える。

5-2 職員の確保、働きやすい環境づくり

5-2-1 子どもシェルターおよび事務局運営のために十分な職員の確保、定着などに関して計画を立て、実施する。

5-2-2 職員の就業状況、意向や要望を把握し、働きやすい環境づくりに取り組む。

5-2-3 ハラスメントを防止し、ハラスメントの苦情相談窓口を設置する。

5-2-4 職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。特に、職員のメンタルヘルスには充分に留意し、精神科医などの専門家に相談できるよう配慮する。

5-3 職員のチームワーク、専門性の向上

5-3-1 職員一人ひとりの、リーダーシップや、フォロワーシップ（自立的かつ主体的働きかけ）が発揮される体制を整える。

5-3-2 職員が、心理、医療などの専門的な知識や助言を得るための体制を整える。

5-3-3 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、これを実施する。

5-4 持続可能な運営

5-4-1 公正かつ透明性の高い法人運営（事業、資金調達、会計、組織づくり）を行う。

5-4-2 子どものニーズや状況の変化、社会的養護や地域での福祉ニーズの動向などについて把握し、それらを事業計画に反映させ、取り組む。また、定期的に事業計画の見直しや修正を行う。

5-4-3 子どもや支援者に向けて、子どもシェルターの存在やその情報を発信するなど、相談や支援に繋げるための取り組みを行う。

5-4-4 広く社会に向けて、子どもシェルターの実情などを発信するなど、社会における理解者や協力者を増やすための取り組みを行う。

5-4-5 事業及び会計の透明性を確保するための情報公開を行う。

5-5 安心・安全な生活の確保

5-5-1 安心・安全な生活を確保するため、リスクマネジメント体制を構築する。

5-5-2 感染症の予防に取り組み、発生時における子どもの安全確保のための体制を確立する。

5-5-3 防災、防犯に向けた取り組みをおこない、災害時や不審者侵入時における子どもの安全確保のための体制を整える。

5-5-4 シェルターの建物やその設備を適正に管理し、安全性を確保する。

5-6 支援の質の向上

5-6-1 支援の質の向上に向けた取り組みを組織的・計画的に行い、機能させる。

5-6-2 標準的な支援のあり方について文書化し、これに基づいた支援を実践する。

5-6-3 標準的な支援のあり方とその実践について、見直す仕組みを作り、これを実施する。

5-6-4 自己評価及び第三者評価を定期的に行い、評価結果に基づいて取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善案を実施する。

5-7 記録とその適正管理

5-7-1 子どもや職員の個人情報に関する記録を適正に管理する。

以上



第1章

子どもシェルター開設まで



その1

シェルターPT（プロジェクトチーム）を立ちあげよう

（NPO法人子どもシェルターおきなわ 編）

■ シェルター開設まで

①シェルターPT設立

1 子どもシェルター開設に向けての第一歩

子どもシェルターを開設するという機運を高め、動き出すことが子どもシェルター開設に向けての第一歩である。

どこの地域においても、最初は、子どもシェルターがどういうものかよく分からない、開設したいけど何をしたら良いのか分からないものである。まずは、虐待等で居場所を失った子どもたちのために安心して生活できる場所が必要だという子どもシェルターのニーズを実感し、子どもシェルターが果たす意義を知ることが必要である。

子どもシェルターのことを知るためには、子どもシェルター全国ネットワーク会議への参加、日弁連子どもの権利委員会の協議会等におけるシェルター設置会との交流、各シェルターで開催しているシンポジウムへの参加等が考えられる。また、子どもシェルターのことを詳しく知るために、子どもシェルター関係者を招いての勉強会等を開催するのもよい。

子どもシェルターの開設や運営には、それなりの時間や労力を必要とする。開設に向けて動き出すことに躊躇することもあるが、居場所のない子どもたちを救うという子どもシェルターの重要な意義を感じ、子どもシェルター開設に向けて動き出していきたい。

2 シェルターPT等の設置

シェルターの運営は、NPO法人等の団体を設立して行うことが一般的である。法人設

立後は、法人が主体となって活動を行うが、法人設立まではPT、準備会（以下、「PT等」という。）などの名称で、シェルター開設に向けての準備を行うこととなる。

例えば、単位会の弁護士会子どもの権利委員会においてPT等を設置した場合、弁護士会の活動としてシェルター設置に向けての活動を行うこととなるので、弁護士会館を会議等で利用できたり、弁護士会によっては活動に関わる費用を弁護士会が負担できる場合もある。また、シェルター開設後のコタン名簿によるコタンの配点等を委員会と協力して行うことも考えられるため、委員会との協力は不可欠であり、PT等を委員会内に設置することによる連動性もある。

シェルター開設に向けて中心的に活動するメンバーを集めることとなる中、PT等のメンバーがそのまま法人の理事になり、団体設立後も引き続き中心的な活動を行うこととなることが多い。他方、他団体や協力者との既存の連携体制等の各地の実情によっては、早い段階から理事や職員候補となるような弁護士以外の協力者をPT等に入れるということも考えられよう。弁護士会外でPTを設置する場合でも弁護士会及び委員会との緊密な協力関係が不可欠である。

3 シェルターPT等の運営

(1) スケジュール

シェルター開設に向けて検討を要することは多岐にわたっている。【別表（P31 掲載）】のような具体的な検討事項や検討状況をまとめたものを作成し、その都度進捗状況を確認するとよい。また、シェルター開設に向けてやるべきことは非常に多いが、「1年後に開設



する。」等といった明確な開設時期の目標を定め、そこから逆算してやるべきことをやっていく方が緊迫感を持って積極的に取り組めるのではないだろうか。

(2) 役割分担

シェルター開設に向けて準備しなければならないことは多岐にわたっており、法人設立後やシェルター運営開始後をも見据えて、PT等のメンバー数人で役割分担しながら準備を進めることが望ましい。

役割分担は、それぞれのシェルターによって事情が異なり、一般化することは難しいが、例えば、代表者である理事長、事務全般を取り仕切る事務局長、資金集めや支出等の管理をする財務担当、職員の労務管理等を行う労務担当、建物や備品等に関する物件・物品担当、広報に関わる広報担当、法人の事務全般に関わる法人担当、ボランティア募集や養成講座等に関するボランティア担当、コタンの配点やコタン名簿に関するコタン担当などが考えられよう。

(3) 開催頻度、開催場所

シェルター開設に向けて検討事項が多岐にわたっていることから、少なくとも毎月1回はPT等を開催することになる。また、PT等を弁護士会内で設置した場合、弁護士会においてPT等を開催することになる。

4 シェルターPT等の活動

(1) 検討事項

PT等において、【別表（P31 掲載）】に記載しているような事項について検討を行う。

子どもシェルター全国ネットワーク会議のメーリングリストで質問したり、子どもシェルター関係者を招いての勉強会等を開催する等して、疑問点を解消しつつ参考となる書類を取り寄せて準備を進めるとよい。

(2) 意見交換会（関係者との連携）

子どもシェルターの開設、運営は弁護士だけではできず、子どもに関わる様々な関係団体や関係者との連携が不可欠である。どのような子どもシェルターを目指すのかは、地域の実情に応じて異なるものと思われ、関係団

体や関係者と意見交換しながら、地域のニーズに合わせた子どもシェルターを作るのがよい。

関係団体や関係者としては、地域の実情にもよるが、児童相談所、家庭裁判所、保護観察所、児童養護施設や自立援助ホーム、子ども・若者支援団体、就労支援団体、母子家庭支援団体、医師（産婦人科医、小児科医、児童精神科医等）、大学教授等が考えられる。

(3) 他のシェルターの視察

シェルターを設置、運営するにあたり、既に開設されて運営されている他のシェルターを参考にすることは非常に有益である。他のシェルターを参考にせずに自前のシェルターを作ることは困難であろう。参考にできるものは全て参考にし、適宜アレンジして自身のところに取り入れるとよい。

シェルターは、原則非公開であるため、場所の秘匿については厳格であるが、弁護士によるシェルター設置に向けた視察であれば問題なく受け入れられる。視察を希望する各シェルターの事務局に連絡をして日時の調整をされたい。また、場所の秘匿について十分に注意していただくこと、入所中の子どもの状態によっては急遽視察を断らざるを得ないこともあることに留意されたい。

(4) マスコミ

活動の意義を広く市民の方に訴え、支援の広がっていくために、マスコミの力を活用することも有益である。早い段階から意見交換会等に地元紙やテレビ、ラジオ等を招き、支援を呼びかけると良いであろう。

②弁護士会との関係

1 弁護士会の活動としての承認

上記のとおり、シェルターの運営は、NPO法人等の団体を設立して行うことが一般的であり、法人設立後は、法人が主体となって活動を行うが、現在運営されている法人の多くは、単位会の弁護士会子どもの権利委員会内にPT等を設置し、シェルター開設に向けての準備を行ってきた。

その際には、弁護士会において、シェルター開設に向けての活動を弁護士会としての活動として承認してもらうことが必要である。手続等については、各単位会の実情によるが、執行部宛ての上申書を作成したり、執行部の会議において直接説明して理解を求めるということが考えられる。

弁護士会に承認を得るために、子どもの権利擁護のために、子どもシェルターの開設に向けて弁護士会として活動すべきことを伝える必要があるところ、日弁連は、2011年2月18日、『『子どもシェルター』の公的制度化を求める意見書』を発出している。同意見書において、日弁連は、居場所のない子どもたちの存在、現状の制度が不十分である中で子どもシェルターの活動意義や必要性を述べた上で、子どもシェルターの法制度化や補助金交付を求めているところ、「子どもシェルターを必要とする子どもの数は、いまだ全国各地で多数が潜在しているはずであるものの、顕在化している数に限っても増加しており、今後、せめて都道府県ごとに少なくとも1か所の子どもシェルターが開設される必要があるだろう。」と述べ、日弁連として、都道府県ごとに少なくとも1か所の子どもシェルターの開設を訴えている。そして、日弁連子どもの権利委員会において、各地の子どもシェルター開設の動きを支援したり、情報交換を行ったりしながら、全国で子どもシェルターが開設されることを目指すということを活動方針としている。このように、日弁連が子どもシェルター設置を活動の一環としていること、そのための活動を単位会としてすることを執行部に伝え、シェルター設置へ向けての活動が弁護士会の活動として認められるよう執行部とかけ合うこととなる。

2 弁護士会による費用援助

シェルター開設に向けての活動を弁護士会としての活動として承認してもらえた場合、弁護士会の実情によるが、シェルター開設に向けた活動にかかる次のような諸費用を弁護士会に負担してもらうこともある。

- ・勉強会や研修会における講師の講師代や日当
- ・シンポジウムにおける諸費用（会場費、広告費用、講師費用、雑費等）
- ・子どもシェルター全国ネットワーク会議等の参加のための旅費日当
- ・他のシェルターの視察のための旅費日当等

子どもシェルター開設に向けての活動が弁護士会としての活動であること、子どもシェルター開設のために不可欠な活動であり必要な費用支出であること等を弁護士会執行部に説明して理解、承認を得ることが必要であろう。

3 コタン（子ども担当）弁護士の募集や研修、配点等

シェルター開所後におけるコタン弁護士の募集や研修、配点等については、各シェルターによって運用方法が異なるが、弁護士会子どもの権利委員会と協力して行うことが一般的であろう。

まず、シェルターに入所した子どもにコタン弁護士を付けるにあたり、予めコタン弁護士名簿を作成しておき、その名簿に基づいて配点することが一般的であるところ、多くのシェルターでは、コタン弁護士名簿に登録されるために研修を受講することを要件としている。

このようなコタン弁護士の募集や名簿の作成、そのための研修等について、弁護士会の会員へのコタン弁護士名簿への登録の呼びかけ、弁護士会内の研修の実施とその案内、コタン弁護士名簿への登載希望者の登載希望の届出の提出先を弁護士会として弁護士会において名簿を作成、管理すること等、弁護士会子どもの権利委員会が主体となることが考えられる。

また、コタン弁護士名簿に基づくコタン弁護士の配点方法も各シェルターにより異なるところ、上記のように弁護士会がコタン弁護士名簿を作成、管理している場合には、シェルター側と弁護士会ないし子どもの権利委員会との間で、予めコタン弁護士の配点ルール

を決めておく必要がある。

4 弁護士会の子どものための電話相談窓口の活用について

各弁護士会において子どものための電話相談窓口を設置しているところが少なくないところ、弁護士会の電話相談窓口をシェルターへの入所や相談の窓口利用しているシェルターもある。

このような場合、電話相談担当者からシェルター事務局やシェルター理事への連絡方法等について、予め弁護士会ないし子どもの権利委員会と協議して決めておく必要がある。

③児童相談所、自治体との連携

1 児童相談所との協議や連携

シェルターの設置や運営にあたり、児童相談所との協議や連携は不可欠である。

P T等の設置後早い段階でシェルターの意義や役割、必要性、児童相談所との連携のあり方等について協議することが望ましい。各児童相談所に配置されている弁護士とも協力するとよい。

児童相談所から警戒や敵対されるようなことがあっては、シェルター運営に支障を来すことになりかねない。児童相談所の従前の活動に十分に敬意を表しながら、制度上の問題を指摘するなどして、子どもたちのための協力や連携を提案するのがよからう。日頃からの弁護士会と児童相談所との関係性が、そのままシェルターと児童相談所の関係に影響を及ぼすこともあるので、日頃から弁護士会と児童相談所とが良好な関係を保つことも肝要であろう。

児童相談所の担当者によって運用に差異が生じないように、シェルターを開設するにあたり、シェルターと児童相談所との間で協定書を取り交わすことも想定される。

また、児童相談所経由でシェルター入所につながることも一定数見込まれるところ、児童相談所がシェルターの意義や役割、シェル

ターでできる支援内容等について十分に理解してもらえていない場合、児童相談所からシェルターへの入所の打診がなくなってしまう。児童相談所にシェルターのことを十分に理解してもらえよう、繰り返し説明すべきであろう。また、P T等の設置当初においては、児童相談所の所長や責任者クラスの者と協議でも足りるものと思われるが、児童相談所のケースワーカーにもきちんとシェルターのことが伝わるよう、ケースワーカー向けの勉強会等を開催してもよからう。

さらに、児童相談所の関与がなくシェルター入所につながったケースにおいて、児童相談所の決定をもらうことが一般的であるところ（入所者が17歳以下の場合には一時保護決定、18歳以上の場合には児童自立生活援助実施の決定）、シェルター入所を認めたシェルターの判断を尊重してもらい、児童相談所において速やかに決定を出してもらえよう予めお願いしておくことも必要である。入所後、児童相談所からの決定に時間を要してしまうと、その間の入所者の扱いが私的契約となってしまう。保護者の追及を受けるリスク、私的契約の入所者がいることで措置費が減額されるリスクがある。このようなことを避けるため、入所後に速やかに児童相談所の決定を出してもらうか、後日決定が出たとしても、決定日を入所日に遡るかにすることが必要であるところ、児童相談所との協議が必要である。

このように、シェルター運営にあたって児童相談所についてとの協議や連携は不可欠であり、協議会を開催したり、P T等に招くなどしながら、継続的に関わっていくべきである。

2 自治体との連携

シェルターは、児童自立生活援助事業として、都道府県ないし市（政令市）に届け出ることによる当該自治体からの措置費を主な財源として運営することが一般的である。シェルターは、開始届が受理されることにより事業を行うことができる。



このような財源を獲得すると共に、継続的に事業を実施していくために、当該自治体との連携や協力は不可欠である。PT等の設置後早い段階でシェルターの意義や役割、必要性、自治体との連携のあり方等について協議することが望ましい。

児童自立生活援助事業を新たに実施するということは、自治体の予算に関わることであり、自治体における児童自立生活援助事業の担当部署は、予算を司る財政の担当部署と折衝をしなければならない。このような予算折衝のことに鑑み、できるだけ早期に担当部署と交渉を始めるべきである。また、事業の実施が予算に関わることであるため、担当部署から、当該地域におけるシェルター事業のニーズや費用対効果について、具体的根拠や資料に基づいて説明するよう求められることがある。この章の執筆を担当している沖縄においては、【別表（P31掲載）】を沖縄県の担当部署に提出し、事業実施と予算獲得に向けて複数回協議を行った。

また、自治体との間で、措置費に関して、暫定定員及び保護単価の設定についての扱いや民間施設給与等改善費や社会的養護処遇改善加算の算定方法等について、事前に確認をするとよい。

3 緊急時の連絡体制

児童相談所とシェルターとの連絡方法についても、各シェルターで異なっているものと思われる。

この章を執筆している沖縄においては、シェルターにおいて携帯電話を利用してその日勤務のスタッフが応答することとしているところ、児童相談所に当該携帯電話の番号を教えており、入所中の子どもに関わることにについては、児童相談所から直接シェルターに連絡してもらうこととしている。他方、事務的な連絡や入所の打診等については、基本的にはシェルター事務局に電話してもらうこととしている。また、シェルター入所中の子どもが無断外出した等の緊急事態において、シェルターから児童相談所に連絡を取る際に

も、シェルターの携帯電話を使用している。

¹ 都道府県知事に届け出ることにより、児童自立生活援助事業を行うことができる（児童福祉法第34条の4第1項）。

² 平成27年12月11日雇児発1211号第3号厚生労働省児童家庭局長通知「『児童福祉法による児童入所施設措置費国庫負担金について』通知の施行について」において、暫定定員の設定について、「自立援助ホームであって、平均在籍児童数は少ないが頻繁な入退所があるものについては、前年度の新規入所児童数が定員の2倍以上である場合には、暫定定員を設定しないものとする。また、前年度新規入所児童数が定員の2倍以上に達しない場合であっても、上記算式を適用すべきでない特段の事由がある場合については、入所児童の具体的な入所計画等を基礎とし、かつ、上記算式の趣旨を鑑み、都道府県知事、指定都市若しくは児童相談所設置市の市長が定めることができるものとする。」とされ、平成28年4月8日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課措置費係事務連絡「自立援助ホームに係る措置費の暫定定員の取扱いについて」において、「特段の事由」の具体例として「虐待など難しい問題を抱えた児童等が入所したことに伴い、手厚い職員体制が必要となり、新規入所児童等の受入れが困難となってしまったために、新規入所の受入れができなかった結果、暫定定員を設定せざるを得なくなった場合など」とされている。



子どもシェルターとは？

～居場所のない子どもたちのために～



NPO法人子どもシェルターおきなわ
理事長 横江 崇(弁護士)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目10番3号泉崎つねビル303号

美ら島法律事務所内

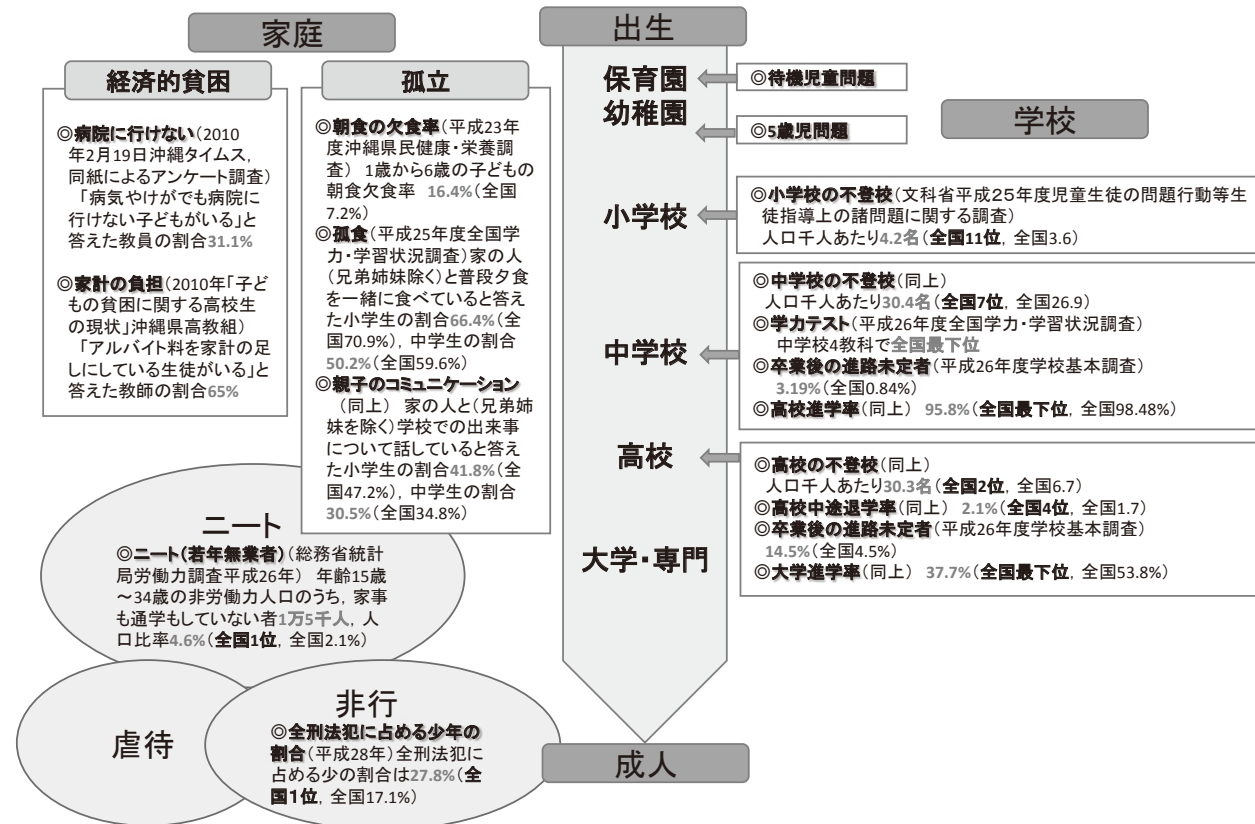
TEL:098-836-6363 FAX:098-836-6364

沖縄の社会，家族・親たちの現実

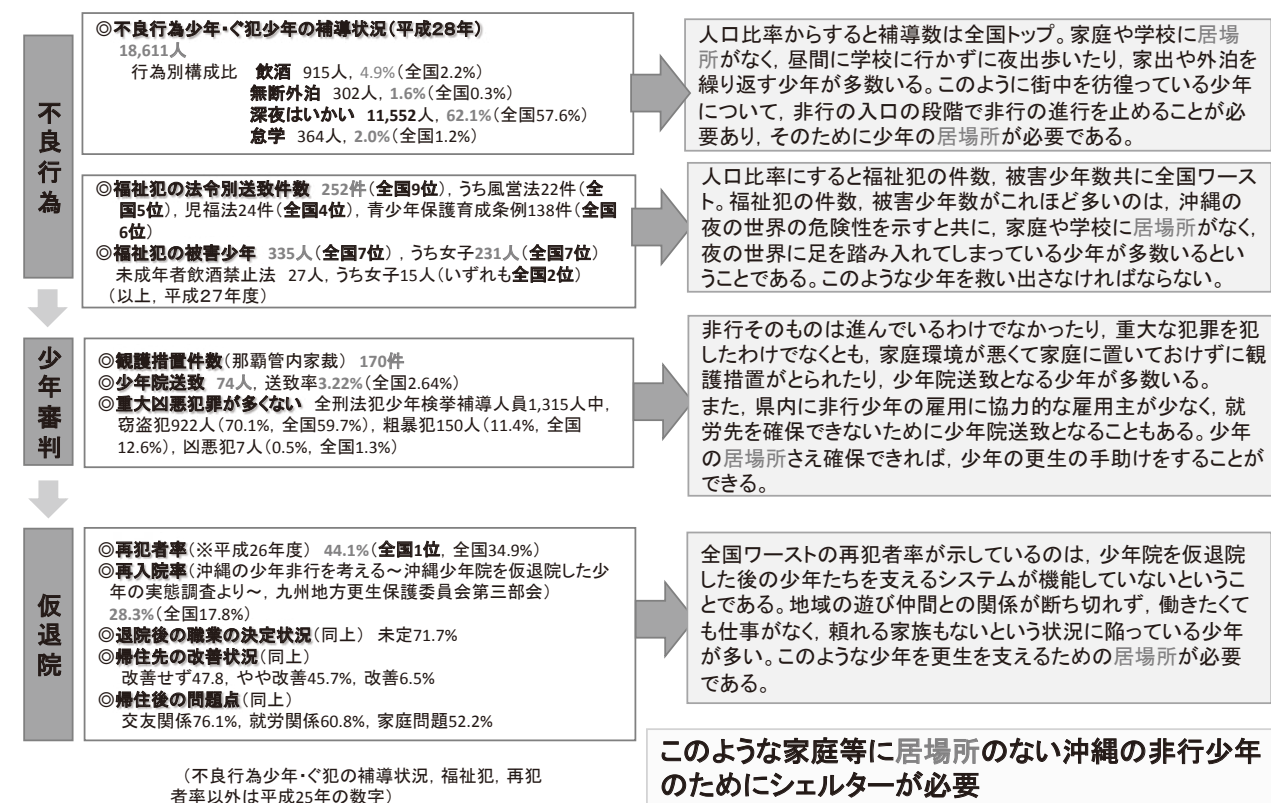
社 会	
貧困(経済状況や雇用状況の悪化, 失業) ◎完全失業率(総務省統計局労働力調査都道府県別完全失業率平成26年) 5.4%(全国1位, 全国3.6%) ◎1人あたり県民所得(平成25年度県民経済計算について, 内閣府経済社会総合研究所) 210万2千円(全国最下位, 全国平均306万5千円) ◎生活保護率(社会福祉行政業務報告2011年厚労省) 人口千人あたり22名(全国3位, 全国16.2) ◎非正規雇用率(総務省統計局平成24年就業構造基本調査) 44.5%うち若年者50.4%(全国1位, 全国38.2%うち若年者35.3%) ◎社会保険に加入していない事業所(平成26年度沖縄県労働環境実態調査報告書) 18.2% ◎年休制度のない事業所(同上) 37.4% ◎育児休業制度を採用していない事業所(同上) 48.6%	地域コミュニティ機能の弱体化, 孤立 ◎核家族率(親族のみの世帯に占める核家族世帯の割合, 2010年国勢調査) 87.32%(全国10位, 全国84.62%) ◎近所の人とのつながり(平成25年度全国学力・学習状況調査)近所の人に会ったときは挨拶をしていると答えた小学生の割合56.6%(全国65.0%), 中学生の割合51.0%(全国56.9%) ◎地域の大人(学校や塾・習い事の先生除く)から褒められたことがあると答えた小学生の割合18.0%(全国21.1%), 中学生の割合29.5%(全国31.1%) ◎地域の行事への参加(同上)今住んでいる地域の行事に参加したことがあると答えた小学生の割合21.4%(全国35.8%), 中学生の割合13.3%(全国16.7%) ◎自治会加入率(那覇市, 2013年8月27日琉球新報)20.9%
家庭・親たち	
貧困(家庭環境・就労・経済状況の悪化) ◎離婚率(2013年総務省人口動態調査) 人口千人あたり2.59(全国1位, 全国1.84) ◎ひとり親世帯率(全世帯数に占めるひとり親世帯(父子・母子家庭)の比率, 2010年国勢調査) 3.06世帯(全国1位, 全国1.63世帯) ◎母子世帯の就労形態(平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査) パート・アルバイト・臨時職が47.1%で最多 ◎母子世帯の母親自身の年間就労収入(同上) 平均155万円 ◎母子世帯の暮らし(同上) 大変苦しい, 苦しい, やや苦しいが80.9% ◎就学援助(2014年2月15日琉球新報) 2012年度に援助を受けた県内小中学生2万8055人, 受給者率19.26%(5.2人に一人) ◎保護者の教育参加(平成25年度全国学力・学習状況調査) 家の人(兄弟姉妹除く)が授業参観や運動会などの学校の行事によく来ると答えた小学生の割合71.9%(全国79.6%), 中学生の割合34.0%(全国48.4%)	子育ての孤立化, 子どもの放置 ◎合計特殊出生率(2011年都道府県別女性の年齢別出生率および合計特殊出生率, 2012.12人口問題研究) 1.86(全国1位, 全国1.45) ◎15歳～19歳の女性の出生率(同上) 1.086%(全国1位, 全国0.464%) ◎乳幼児一般健康診査受診率(平成23年度地域保健・健康増進事業報告(厚労省, 沖縄県)) 1歳6ヶ月児85.5%(全国94.4%) 3歳児81.1%(全国91.9%) ◎母子世帯の母親の相談相手(平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査) 「相談する人がいない」と答えた人の割合7.5% ◎母子世帯の就労している母親の平均帰宅時間(同上) 交代制のため不規則9.2%, 0時以降10.9% ◎夜間子どもだけで過ごす子ども(2010年2月19日沖縄タイムス, 同紙によるアンケート調査) 「夜子どもだけで過ごしている子がいる」と答えた教員の割合56%



沖縄の子どもの現実



居場所のない非行少年



沖縄の非行の特色

- ◎刑法犯少年総数 1018人
うち犯罪少年 731人
触法少年 287人
 - ◎全刑法犯(3659人)に占める少年(1018人)の割合は27.8%(全国1位、全国17.1%)
 - ◎12歳から増加し14歳がピークとなって15歳から減少傾向(全国は、15歳をピークとして16歳から減少傾向)
 - ◎中学生が全体の54.1%を占め、次いで高校生(20.5%)、有職少年(9.1%)、無職少年(8.1%)、小学生(7.1%)その他学生(0.5%)、大学生(0.5%)
(全国は、中学生31.8%、高校生29.7%、大学生4.2%)
 - ◎再犯者率(※平成26年度) 44.1%(全国1位、全国34.9%)
 - ◎共犯率(※平成25年度) 60.3%(全国1位、全国39.9%)
- ※再犯者率、共犯率以外は平成28年の数字

沖縄における子どもの貧困の現状

子どもの貧困率 29.9%

(相対的貧困)

※平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合
2012年の平均的な所得(中央値)は244万円、その半分(貧困線)は122万円



3人に1人の子どもが貧困状態！



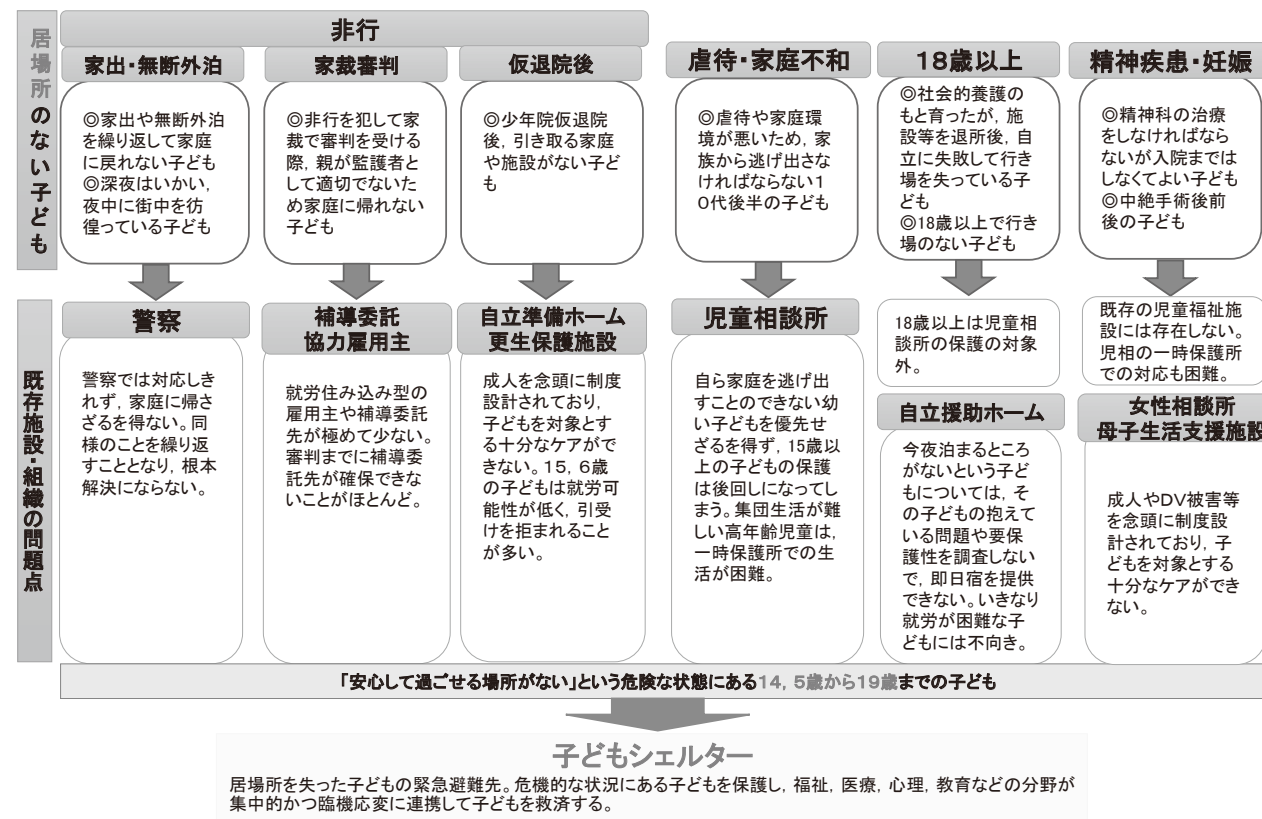
子どもの人権の危機

貧困や地域コミュニティ機能の弱体化、子育ての孤立、子どもの成長にとって不可欠な関係性の希薄化等が、沖縄の子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼしている。
子どもの居場所を確保して関係性を回復する等子どもを支える社会的基盤を強化しなければならない。

子どもシェルターとは？

- 安心して生活できる居場所がない子どもが利用
- 主に中学卒業～20歳未満が対象（それ以外でもOK）
- 大きな建物ではなく普通の家を使用
- 大人（スタッフかボランティア）がいる家で一緒に生活
- 保護と自立支援（子ども担当弁護士、他機関連携）
- 2か月くらいを目処に、次の居場所を見つけて退所
- 定員は6名程度だけど、実際にいるのは2～3名

子どもシェルターの必要性



子どもシェルターが目指すもの

- 居場所がなく傷ついた子どもたちに寄り添い、心身に負った傷から回復するための安心で安全な生活環境を提供し、子どもたちの自立を支える。
- 信頼できる大人との関係を築く。
- 子どもたちに愛されていることの実感を得てもらう。

子どもの成長発達の権利を擁護する。

支援の基本姿勢

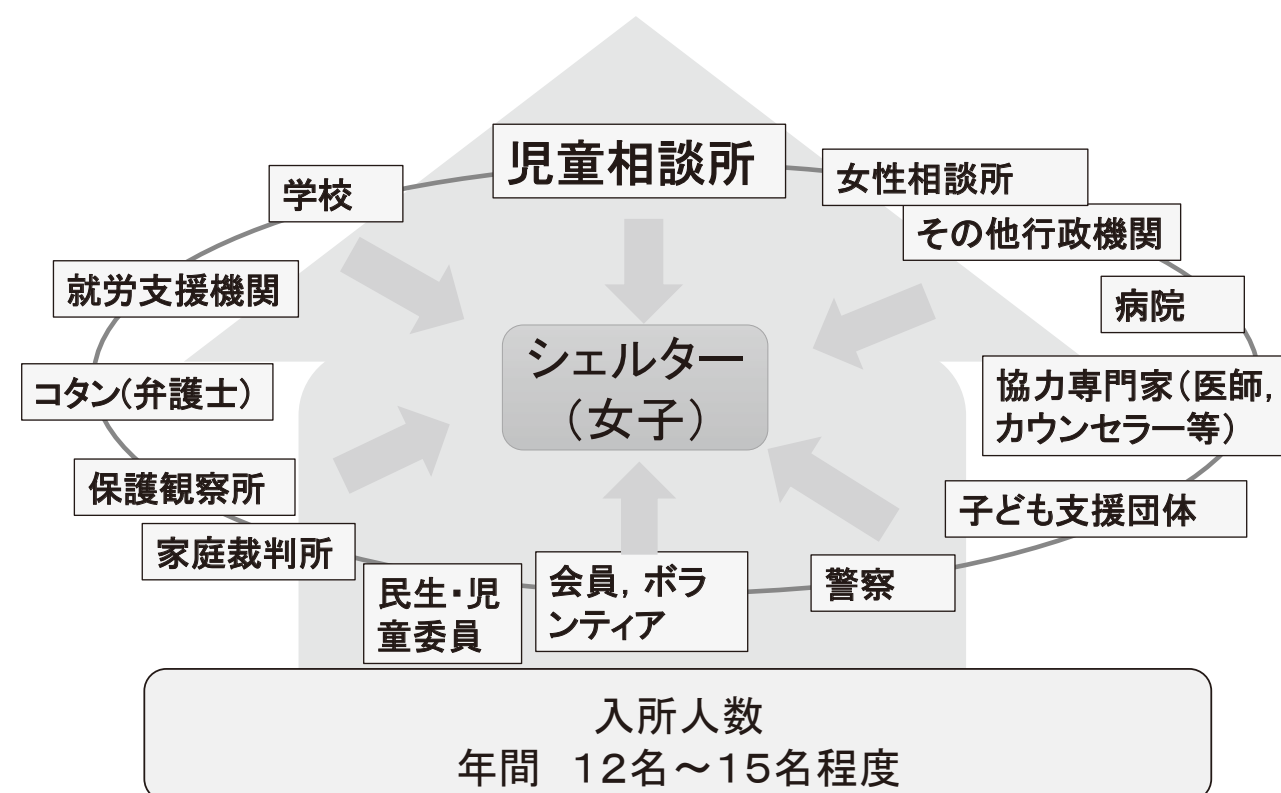
家庭的で居心地の良い暮らしを提供する。

子どもたちの人格を尊重し、子どもたちをあるがまま受け入れ、認めた上で支援する。

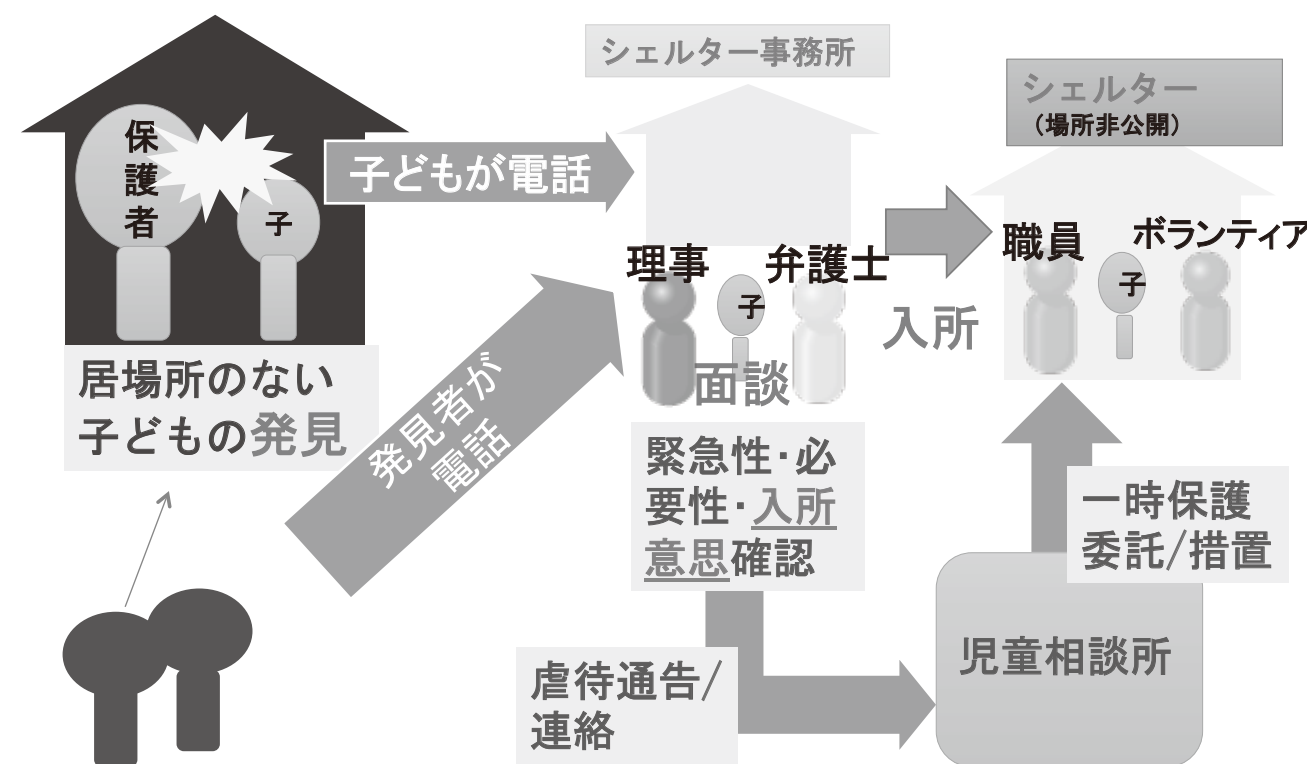
“見守る・寄り添う”ことが大切。

子どもたちが本来持っている力を信頼し、回復をサポートする。

子どもシェルターへの入所ルート



入所までの流れ

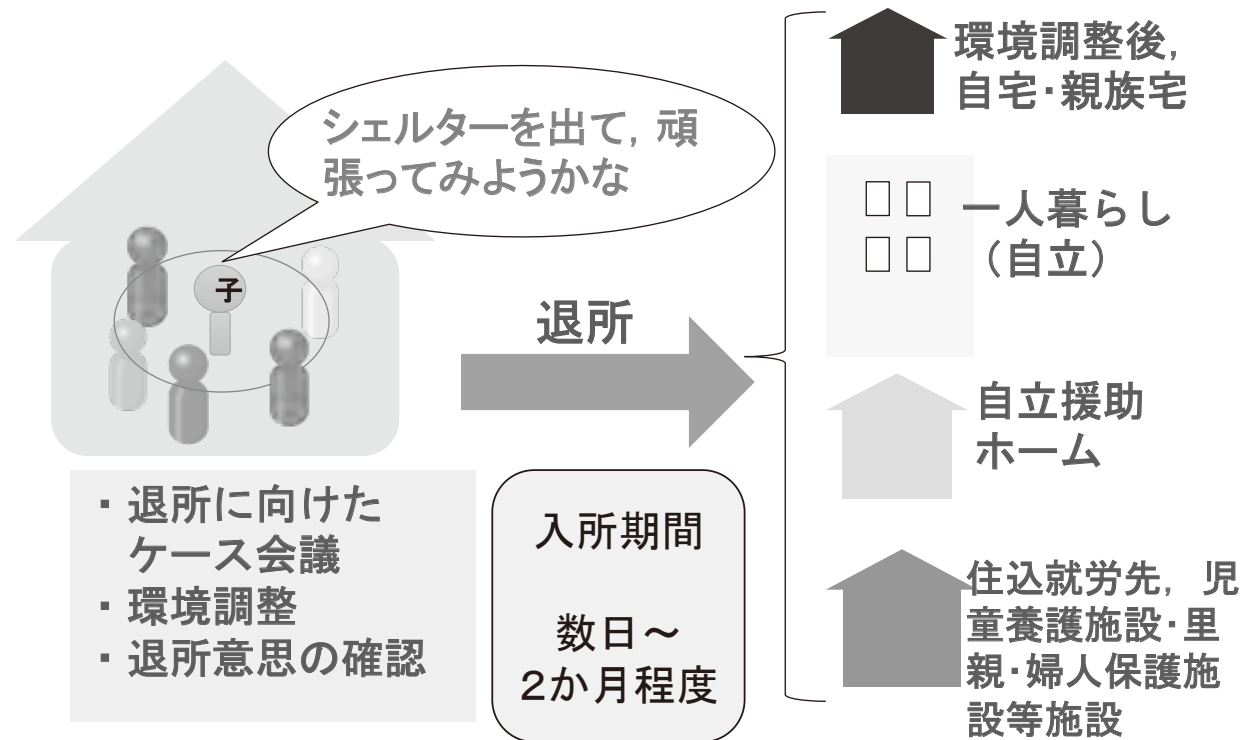


入所中の支援内容

- ① 安全な居場所と個室の提供
- ② 温かいご飯の提供
- ③ 子ども担当弁護士＝子どもの相談相手 & 親権者との交渉窓口 & 法的手続の支援
- ④ 病院等の受診同行, カウンセリング
- ⑤ 子どものニーズに合わせた生活支援
- ⑥ 自立支援・・・家事等の生活訓練, 就職・就学支援, アパート探しや一人暮らしの準備の支援など (他機関連携)



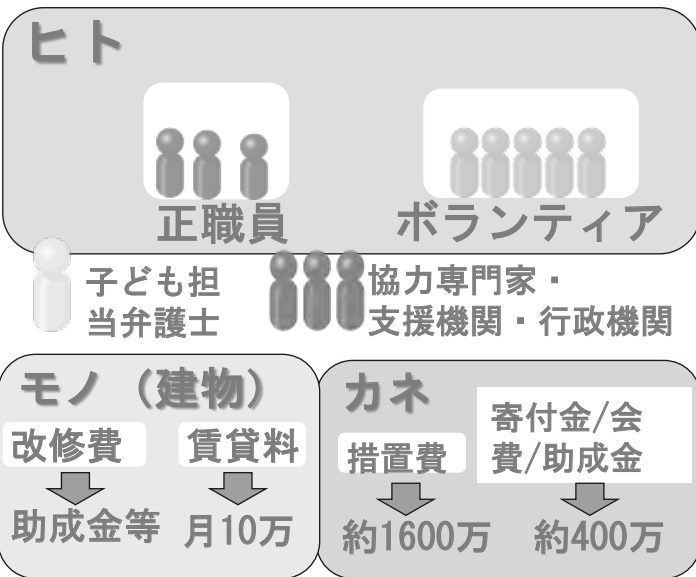
退所の流れ



子どもシェルターの運営

➤ シェルターの概要

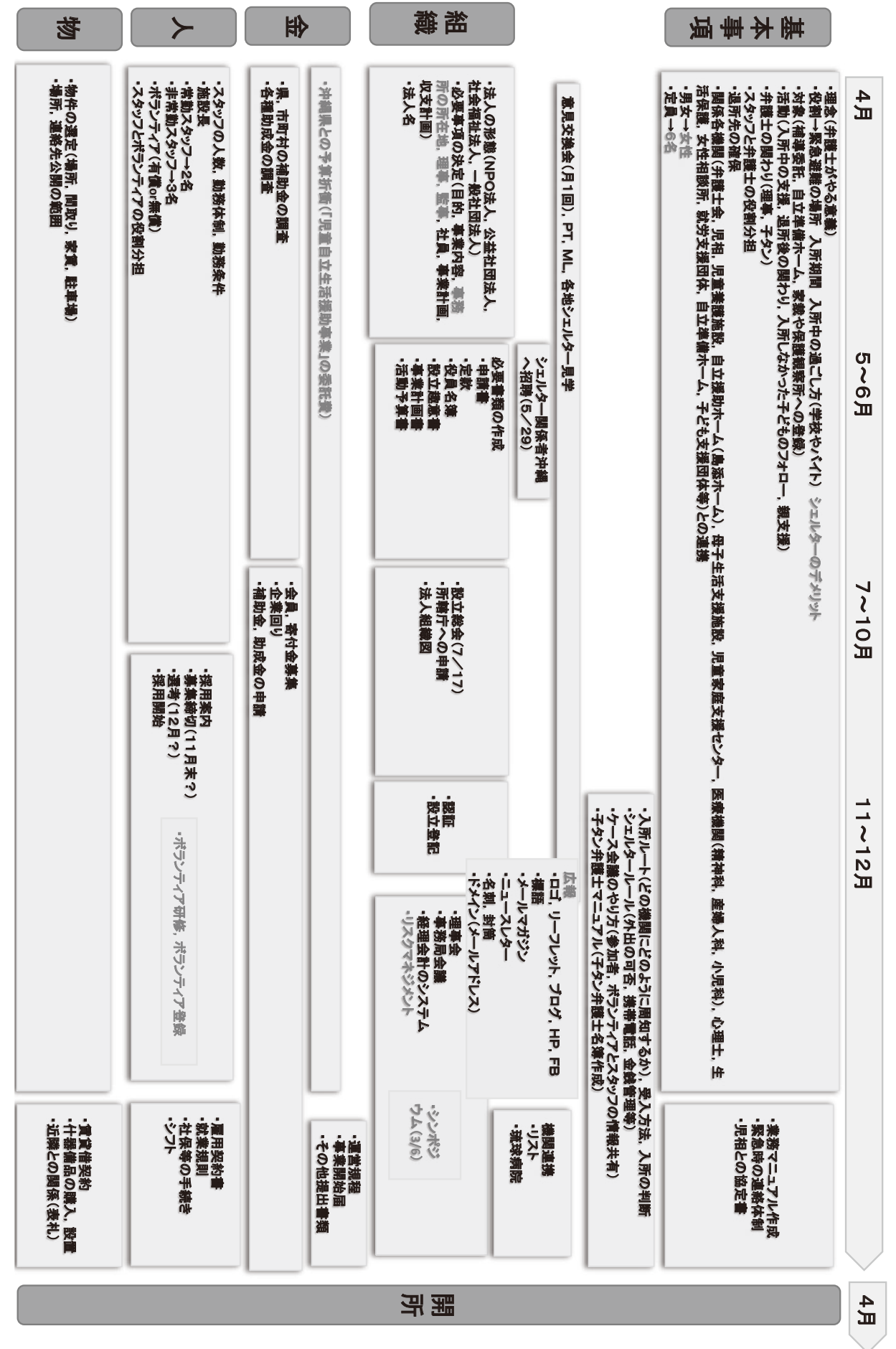
◆ ヒト・モノ・カネ



➤ スタッフ・関係者

- ◆ 正職員スタッフ
- ◆ ボランティアスタッフ
- ◆ 子ども担当弁護士
- ◆ 協力専門家・支援機関
- ◆ 入所中・退所後支援
- ◆ 行政機関ほか

NPO法人子どもシェルターおきなわ





その2 NPO法人設立準備会を 立ちあげよう

(NPO法人子どもセンターるーも 編)

資金集め

設立準備会の段階では、①物件関係(改修費及び賃料)、②人件費、③広報活動関係(ホームページ、カード、パンフレット等)、④研修費(子ども担当弁護士やスタッフ)、⑤物品購入費などの資金をどのようにまかなうかを話し合い、地方公共団体からの交付金(安心子ども基金)の申請を始め、寄付の依頼(顧問先など企業、団体)や助成金の申請(NPO法人設立申請中の資格で申請可能)をおこなった。

近年では、クラウドファンディングやオンライン寄付を活用される団体もある。

マスコミの要請はどうするか

NPO法人設立準備会(以下「設立準備会」という。)におけるマスコミの要請について、和歌山を例にとれば、後手に回ったというほかない。和歌山での設立準備会段階においては、広報のための素材作り(設立趣意書、リーフレット等の作成)に止まってしまった。したがって、和歌山での経験の振り返り、反省を込めて以下述べたいと思う。

和歌山においてマスコミとの接触を持ったのは、主としてシェルターの設立総会後であった。

マスコミとの関係の持ち始めはシェルター設立に関わってる各弁護士がそれぞれ関わりのあるマスコミ関係者に個別に接触することからであった。NPO法人設立前から個別に各弁護士が子どもシェルターについてマスコミ関係者に説明等していたところがあるものの、NPO法人としての活動と言える内容は、

NPO法人の設立とそれを記念するイベント(講演会)の広報を依頼することから始まった。

和歌山でNPO法人設立前にはすでに全国で子どもシェルターは8施設設立運営されている状況であったが、和歌山で最初にマスコミ関係者に取材依頼等を行う際には、まずは子どもシェルターについての説明を付しておこなうように心がけた。その中で特に必要性の部分(統計上の根拠など)についてはよく質問を受けたところである。また、マスコミの媒体を問わずに働きかけを行うようにしたが、個別のマスコミ各社を名宛人にして、まずは個別に書面を送付し、また、電話をすることができる場合には電話をするなどして、不明な点については説明をさせてもらう用意があることなどを伝え、できる限り記者に子どもシェルターというものの、その必要性を理解してもらうよう、気軽に記者から連絡をとってもらえるように配慮した。

和歌山では、設立総会後にNPO法人の設立とそれを記念した講演会の広報を依頼するところから始まったため、子どもシェルターについての報道とイベントの広報という2つの要素をもった報道が最初の報道となった。NPO法人設立とその記念講演会開催についての記者会見もすでに報道がなされた後になってしまったが、この点も、より戦略的にマスコミへの報道依頼をする方がニュースバリューを維持した報道をしてもらえたのではないかと反省するところである。

このような報道のタイミングを計るためにもより綿密なマスコミ関係者との関係作りが重要である。この意味では、設立準備会段階からマスコミ関係者と交流を図っておく必要があり、また、NPO法人設立後のボラン

ティア養成講座等などの報道を依頼したいなど、その後の法人運営上、報道の協力を依頼すべき事柄など伝えて協力を得ておくことも重要であると考える。

また、子どもシェルターの社会への浸透を図るためにも、マスコミへの露出を多くすることは有効な手段である。現に報道がなされた後には法人に問い合わせや寄附等の申出などが増えることがあったことから、単にイベントの広報等に止まらない、法人運営上のメリットもあることを踏まえて取り組むことが必要である。

物件探し

物物件探しにおいては、主として、所在場所と形態が問題になった。

所在場所としては、街中がいいのか、郊外がいいのかという点が議論になった。

前者の長所としては、複数の子どもが出入りしても人混みにまぎれて目立ちにくいところ、短所としては子どもが知り合いに会う確率が高まるということがあり、後者の長所としては、知り合いに遭遇する確率が低いこと、短所としては近隣に不審がられるおそれがあることやコタン等がシェルターに行くに際して時間がかかるという点があった。

結論的には後者の短所のうち近隣との関係は工夫して補えるし、和歌山であれば車移動が一般的のためそれほど負担にならないので

はないかということで後者となった。

形態としては一戸建てかマンションかという点が検討されたが、郊外の一戸建てという結論になった。

物件としては、運営委員の伝手で候補が見つかり、空き家だったことから遠方に居住している家主に運営委員が会いに行き、改装の点やシェルターとして使用することなどの説明をし、了解をしてもらった。

なお、シェルターとしての特性に配慮して賃貸借契約書の内容を工夫した(短期での賃借人からの解約を可能にするなど)。

準備会開催(頻度、場所、呼びかけの範囲、検討事項等)、準備会構成メンバーの変遷

平成24年10月から、県民交流プラザビッグ愛において、設立準備会を3回開催した(なお、この準備会の他に、別途、準備会のメンバーを割り振って法人設立チームや財務チーム等を作り、機動力を上げて活動した。)。頻度は、月に1回2時間程度である。場所については、様々な団体・個人に対して呼びかけを行うことを前提に、皆が集まりやすいところを選択した。

各回において、検討した事項及び参加を呼びかけた団体・個人(構成メンバーの変遷)は、次のとおりである。なお、第3回については、設立総会を兼ねている。

	検討した事項	構成メンバーの変遷
第1回	1 子どもシェルターに関する説明 2 先達が抱える問題点及びそれに対する対応について(資金面、人材面) 3 NPO法人を設立するために必要な事項、助成金の申請について 4 チーム作り	弁護士、臨床心理士、自立援助ホーム長、子育て関係のNPO法人、社会福祉士、小児科医、大学教授、児童相談所、児童相談所を担当する県の部署、市町村の子ども担当部署、元児童養護施設長
第2回	1 定款の作成 2 理事・監事候補者の選定 3 法人名・シェルター名の決定、事務局の決定 4 物件の改修費(子ども安心基金)に関すること 5 候補物件の説明 6 開設日の目標設定 7 シンポジウムの開催及びそこで寄付や会員を募ることについて	(第1回のメンバーに加えて) 乳児院長及び税理士
第3回	1 ホーム長候補者 2 候補物件の説明 3 寄付金の依頼先 4 助成金の申請先 5 シンポジウムの開催について	(第2回のメンバーに加えて) 司法修習生

■ 開設日（目標設定）

平成25年10月を目標とした。これには、①NPO法人の設立認証時期との関係、②子ども担当弁護士（コタン）やスタッフの研修及び物件の改修に半年程度は確保したいとの思いがあったこと、③物件改修の費用を交付金（安心子ども基金）でまかなうためには、予算要求の関係で年内に見積書が必要であったことに加え、④4月1日からの開設だと次年度の実績に反映され暫定定員の問題を意識する必要があるが、それ以降であれば、それを意識する必要がないなどの理由があった。



その3

設立シンポジウムを開催しよう （広報はNPO法人運営の命脈！）

（NPO法人つなご 編）

■ NPO 法人設立シンポジウム

(1) 目的・意義

子どもシェルターを運営するNPO法人（多くは、NPO法人であるのが通常である）を設立するに際して、あるいは、子どもシェルターを立ち上げるに際して、シンポジウムを開催するとよい。シンポジウムを開催する目的ないし意義は次のとおりである。

まず、広く市民に子どもシェルターの必要性を訴えることで、シェルター設立に関して協力を得る端緒となる。シンポジウムで、市民に、子どもシェルターの意義や社会的な役割を訴えて賛同を得、何らかの形でシェルター活動を支援してもらうことにつなげる。支援の形は、ボランティアでもよいし、寄付でもよいし、正会員・賛助会員になっていただくことでもよい。地域貢献に関心のありそうな地元企業にも、シンポジウムへの参加を案内しておく、のちに、物資の寄付や金銭的援助に繋がることもある。

次に、子どもシェルターの活動を継続するためには、関係すると思われる行政機関（児童相談所、市の子ども課や障害福祉課、保護観察所、学校など）、民間事業者（児童福祉施設を運営している社会福祉法人、犯罪被害者支援や困難女性支援をしているNPO法人など）、医療機関及び裁判所との連携が必要である。これらとの連携協力関係は、シェルター開設当初から、ある程度は形作っておく必要がある。特に、児童相談所との連携は不可欠である。このため、子どもシェルターを作りその活動を開始しようとしていることを、関係機関に知ってもらい、広く連携を呼びかけ

る意味でも、シンポジウムを開催することは重要である。

さらに、シンポジウム開催は、設立準備に関わっているメンバーのモチベーションを高める効果がある。また、シンポジウム参加者の中から設立準備に携わりたいという者が現れ、実際に設立準備を手伝ってくれるようになる場合もある。

(2) マスコミに協力を求める

上述の目的や意義からすると、シンポジウムの開催そのものを、広く市民の方や地元企業の方、関係機関の方に知ってもらい、実際にシンポジウムに参加していただくことが重要である。このため、マスコミに働きかけ、シンポジウム開催を記事に書いてもらったり、メディアで報道してもらったりするとよい。このとき、マスコミには、子どもシェルターの必要性（児童虐待の現状、10代半ば～19歳の間の子どもで、家庭に居場所を失っている子どもが実際にいること、その年代の子どもにターゲットを絞った支援が必要であること、弁護士が関わる意義としてのリーガルアドボカシーや意見を聴かれる子どもの権利）をしっかりと説明するようにする。この説明に際し、後述する、シンポジウム開催のチラシデータ（「こどもシェルター開設記念シンポジウム」や「NPO法人〇〇設立シンポジウム」などのタイトルのチラシ）を作成しておきマスコミに配布する。

子どもシェルターの開設には、多くの場合、弁護士が関わっていると思われるが、知り合いにマスコミ関係者がいなければ、司法記者クラブに取材の申入れを行うようにする。

(3) 設立シンポジウム（内容、広報、当日の手続等）

ア 広報について

広報手段として、上記(2)のマスコミへの協力依頼以外にも、シンポジウム開催に関するチラシデータを作成し、これを広く配布することが必要である。配布先は、各自治体の子ども支援を取り扱っている部署及び障害福祉課、教育委員会、児童相談所、児童養護施設、保護観察所、児童自立支援施設などのほか、子ども支援や困難女性支援を行っている民間団体、社会貢献に関心のありそうな地元企業、弁護士会、社会福祉士会、臨床心理士会などが考えられる。

できれば、設立準備メンバーで分担を決めて、これら配布先を回り、シンポジウムの趣旨を直接説明するとよい。

イ シンポジウムの内容

シンポジウムの内容は、子どもシェルターの意義や社会的役割を分かりやすく説明し、活動への協力や連携を呼びかけるというものにするのが標準的であると思われる。シンポジウムの構成は、第1部基調講演、第2部パネルディスカッションとするのがよくあるパターンであると考えられるが、地域の実情に応じて、内容を考えることになる。

基調講演では、子どもシェルターがなぜ必要かを市民に訴える内容にする。虐待など不適切な養育により家庭に居場所のない10代半ば～19歳の子どもに対する支援を考える上で、子どもシェルターがあることでどのような課題が解決されることになるのかを分かりやすく伝えるようにする。子どもの権利条約の4つの原則などを念頭に、子どもの成長発達や子どもの主体性を保障する観点をベースにしながら伝えていくと深みが出る。この章を執筆している兵庫では、社会福祉法人カリヨン子どもセンターの坪井節子（当時）理事長に基調講演をお願いした。

パネルディスカッションの内容については、地域の実情に応じて様々考えられる。兵庫では、子どもシェルターと関係機関の連携とい

うテーマで、児童相談所所長、地域の基幹病院の小児科部長、児童福祉を専門とする地元の大学の教授をパネルに迎え、それぞれからご意見をいただくという内容とした。大阪では、シンガーソングライターの歌で、支援を呼びかけるという場面もあった。

シンポジウムの最後には、子どもシェルターの活動への賛同を広く呼びかけ、協力を求めること（ボランティアとしての参加や、寄付物・寄付金の呼びかけ）を必ず行う。

なお、シンポジウムの開催予定日は、各地で子どもシェルターを運営している団体にも情報提供することを忘れずに（応援に駆けつけてくれます）。ここでの情報提供の方法については、子どもシェルター全国ネットワーク会議のメーリングリストを利用するとよい（事前に相談しておけば、子どもシェルター全国ネットワーク会議が、シンポジウムの開催を共催してくれます）。

ウ その他

シンポジウムの開催主体は、NPO法人（設立後）あるいは設立準備会（設立前）であるが、弁護士会に対して共催依頼を、地元自治体に対して後援依頼をしておく。弁護士会の共催とすれば、弁護士会によっては、シンポジウムの開催場所として弁護士会館を無償で提供してくれることがある。

■ 広報（封筒、名刺、リーフレット、ニュースレター、ホームページ）

(1) 広報はNPO法人運営の命脈であること

子どもシェルターの活動に限られないが、NPO法人を運営していると、人材面と資金面の悩みに直面する。これらは、NPO法人経営上の悩みのトップ2だと言ってよい。広報は、このうち特に資金面との関係で重要である。

子どもシェルターを運営するNPO法人の場合、収入は、県ないし市（政令市）からの措置費（あるいは一時保護委託費）が主となるが、これだけでは運営費用としては足りないのが通常である。イニシャルコストに限って言えば、自治体から支出される事業費から若

干の補助があるものの、物件を確保するための費用、リフォーム費用、什器備品購入費用などを賄うには足りない。そうなると、助成金、寄付金、会費に頼るほかない。

他方で、助成する側、寄付をする側、会費を支払う側は、資金的援助をするだけのメリットがある団体なのかどうかを見ていることになる。

広報は、子どもシェルター活動の趣旨に賛同し、資金援助（もちろん、物資提供もある）をしてくれる支援者を見つけるために必要であるし、資金援助者に援助した意義を感じてもらうためにも必要である。いわば、広報は、資金援助者とのマッチングの端緒であるし、資金援助者との関係性強化のために継続して行わなければならない。

(2) 広報手段として代表的なもの

以下に広報手段として代表的なものを挙げる。もっとも、シェルター開設段階でこれらをすべて揃えておくのは負担であると思われるので、せめて、②名刺と③リーフレットだけでも揃えておく。作成に当たっては費用がかかるが、設立準備会メンバーに、NPO法人の中間支援団体の職員等を招き入れておくことで低コストで作成するための知恵を授けてくれることがある。

① 封筒

法人名が入った封筒を作成しておく。デザインも、心が癒されるような、温かみがあるような色合いにしておくのがよい。資金援助者に対する営業活動の際に、パンフレットなどを、その封筒に入れて持っていくと印象がよい。

② 名刺

名刺も、法人のロゴが入ったものを作成しておく。封筒と同様、色合いにも工夫をする。

③ リーフレット

子どもシェルターとは何か、子どもシェルターを利用するための手続・連絡先などを簡潔な文章で示したリーフレットを作成しておく。封筒や名刺と同様、色合いを工夫する。名刺とリーフレットは、営業活動をする際には、

欠かせないアイテムである。

④ ニュースレター

できたら、たとえば、設立シンポジウム開催後すぐに、法人のニュースレターの第1号を作成する。その中で、子どもシェルターを開設する（した）こと、シンポジウムの内容、それまでの賛同者数や賛同してくれる企業名を書くようにする。

⑤ ホームページ

法人ホームページも、早期に立ち上げる。法人ホームページには、最低限、①子ども向けのページと、②支援者向けのページとを設ける。子ども向けのページは、まさに虐待を受け、あるいは、家庭内で居場所を失った子どもが、自ら逃げる場所を探したいと思ったときに、閲覧してもらえようレイアウトや表現を工夫する。子どもが連絡したいと思ったときにはどこに連絡すればよいかも表示しておく。他方で、支援者向けのページは、子どもシェルター活動に賛同を得られるような訴えをわかりやすく書き、ボランティアや物資提供、寄付など、それぞれができる範囲での支援をお願いする内容を表示しておく。

⑥ フェイスブック等のSNSの活用

ホームページに寄付企業の名前を適時に書き込むことができればよいが、SNSの方が、適時迅速にこれを書きこみやすい。シンポジウム開催のお知らせや、その開催内容を載せるのも、SNSだと誰でも簡単にすぐにできる。

法人専用のSNSを開設しておき、寄付をいただくなどしたときに、適時に、SNSを通じてお礼を述べるなどしたら、資金援助者との関係性強化に役立つことになる（もちろん、寄付者の名前を載せるために、その寄付者からの承諾を得るようにする）。



その4

法人登記&シェルター設立認可へ

(NPO法人子どもセンターぬっく 編)

■ NPO法人の認証申請

NPO法人としてシェルター運営する場合には、所轄庁にNPO法人としての認証申請をする必要があります。最短でも申請から認証まで3カ月程度は必要です。所轄庁の担当者は概してとても丁寧かつ親切なので、気軽に問い合わせしてみてください。

必要書類は次のとおりです。

- ① **認証申請書**…事務局を所轄する所轄庁の書式をダウンロードして作成します。
- ② **定款**…特に考慮すべき点としては、機動性を考慮しつつ総会で重要事項を決定するというNPOの理念との兼ね合いで、総会と理事会で権能をどう分担するか、総会や理事会の開会要件及び招集手続要件をどう設定するか、また、公益性を重視しつつ法人の理念に理解のある会員による運営を実現するため、入退会の手続き要件や会員の種類及び年会費をどう定めるか等が挙げられます。
- ③ **役員名簿**…設立当初の理事・監事の氏名、住所、及び報酬の有無を記載します。
- ④ **就任承諾及び誓約書**…役員全員分を提出します。
- ⑤ **役員の住所又は居所を証する書面**…役員全員の住民票を提出します。
- ⑥ **社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面**…ここでいう社員に、理事・監事を含めてもちろん構いません。なお、社員(理事長以外)の氏名及び住所等が登記等で公表されることはありません。
- ⑦ **設立趣意書**

⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

⑨、⑩については、事業開始前であり、不確定要素や不明なことが多いのは事柄の性質上やむを得ません。同規模の都道府県の実例を参考にして作成するとよいでしょう。

■ NPO法人登記

NPO法人は、登記により法人として成立します。登記申請までに、法人の実印を作っておきます。NPO法人の設立にかかる登録免許税は非課税です。

その後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及びNPO法人成立時に作成する財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出ます。

■ 児童自立生活援助事業(子どもシェルター) 開始の届出

[1] 自治体との交渉

届出をする前提として、子どもシェルターの運営開始予定年度の前年度に、シェルターを設置する都道府県又は政令都市(以下「設置予定所轄庁」といいます。)においてシェルターに充てられるべき措置費が予算計上される必要があります。具体的には、前年度の予算案審議のための議会の開催時(9月頃)までに、設置予定所轄庁と協議を重ねた上で予算計上につき事実上の内諾を得る必要があります。

す。この交渉がシェルター開始までの一つの難関となります。設置予定所轄庁の担当課の職員は、子どもシェルターの必要性や10代後半の子どもたちの居場所のない実情等につき知識や経験がない場合も少なくなく、「子どもシェルターを必要とする子どもは年間何人いるんですか?」といった問いを受けることになります。これに対し、子どもシェルターの必要性や子どもたちの置かれた実情等について、全国データ(一時保護所入所数と虐待相談対応件数の差、全国のシェルター利用数の推移等)を活用しつつ、各地域の特性に応じたシェルター設置の必要性や実情に関する資料を積極的に提示することが大切です。たとえば、少年事件等の経験談を通じてイメージをもって実情を知ってもらう、当該地域における既存の一時保護所や自立援助ホームとの異同を示してシェルター独自の存在意義(家庭的環境、個別対応、休息、他者への信頼関係の回復等)を強調するなどが考えられます。このようにして、虐待は大都市だけの問題ではなく当該所轄庁にも現存しており、ぜひともシェルターが必要であることにつき担当課の理解を得て、最終的には、その担当課を通じて議会(議員)において予算案を可決してもらうことが必要となります。

[2] 職員の募集・面接・採用、雇用条件の検討、就業規則の作成

職員募集にあたっては、業務の内容、勤務時間(休日、夜勤の有無等含む)、給与・賞与(月額・時給、×日・支払日等)、手当(夜勤、役職等)、退職金、有給休暇、社会保険、昇給、試用期間(6か月)等について定め、募集要項に記載します。有資格者が一定必要であるため、募集方法も工夫が必要です。募集方法としては紹介、スタッフ・ボランティア養成講座の開催、福祉や心理系の大学等やハローワークへの募集などが考えられます。

面接時までには、夜勤の頻度や夜勤手当額(週に1回程度、1回5000円等)、勤務形態(基本となる3、4種類くらい)、食事代を給与控除するか等も要検討です。



また、就業規則についても、面接時までには作成し、交付したり説明できるようにしておき、シェルターへ備置します。

面接後には雇用条件を記した書面を交付し、守秘義務に関する誓約書に署名押印してもらいます。

採用後は、職員間のチームワークの構築やその維持が重要な課題となります。シェルター長を運営会議や理事会の構成員としたり、職員全員でのミーティング、職員研修、理事による個別面談等を実施したりして、各職員の不安、不満、及び職員体制のほころび等を早めに察知して対処することが、雇用条件の改善とともに、職員の定着や運営の安定に資すると考えられます。

[3] 児童自立生活援助事業の開始の届出(児童福祉法6条の1第1項、同施行規則第36条の4)

開始月までに、設置予定所轄庁に対し、同届出を行います。

同届出には、次の書類を添付します。

(ア) 定款、(イ) 職員の定員及び職務の内容(職員の定員及び職務の内容例★参照)、(ウ) 指導員及び管理者の氏名及び経歴: 児童指導員の氏名(定員6名のシェルターであれば職員は2.5名以上必要ですので3名以上の氏名)と、その中から管理者を決めて届け出ます。経歴については各指導員の履歴書を添付すれば足りる(資格要件に注意)。(エ) 運営規定。

[4] 子どもシェルターの生活ルール

子どもの権利保障の視点を、どう生活ルールに落とし込むかが重要です。理事や運営委員だけでなく、採用した現場職員も一緒に、生活ルールの冊子を作成すると、法人の理念を現場職員と共有できるメリットがあります。

子どもシェルターのルールは、所在地の秘匿や利用者の安全を守るためのもの、共同生活を円滑に送るためのもの、プライベートな空間や情報を守るためのものなど、それぞれに設置の理由があることを、入居する子どもたちに説明し、理解を求めることが肝心です。

また、運営実態に合わせたルールの見直しや、子どもたちからの改訂の要望があった際に理事や職員らで協議、検討することも必要となります。

[5] 労基署、年金事務所

健康保険・厚生年金保険適用関係書類は、管轄の年金事務所に対し、提出します。保険関係成立後に、管轄のハローワークに対し、「事業所設置届」、「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します。また、新規雇用のたびに「同資格取得届」を提出し、他方、退職のたびに「同資格喪失届」、「離職証明書」を提出します。なお、試用期間中においても勤務実態によっては社会保険の手続きが必要となります。

<参考書類>

下記アドレスにてご紹介しています。

<https://x.gd/i8pYf>

↓



- ・定款 ・就任承諾及び誓約書
- ・設立総会議事録
- ・初年度事業計画書 ・翌年度事業計画書
- ・初年度活動予算書 ・翌年度活動予算書
- ・就業規則 ・給与規定 ・運営規定
- ・児童自立生活援助事業の開始について
- ・（別紙）職員の定数及び職務の内容
- ・子どもシェルターの生活ルール

★その他、関係資料や Q&A も掲載中です。
（掲載内容は予告なく変更されることがあります）



その5

子どもシェルタースタート！

（NPO法人子どもセンターののさん 編）

■ 什器・備品の整備

[1] まずは、リストアップを

どのようなシェルターにしたいのか、シェルターの間取り等も考慮して、スタッフ等と一緒に計画を立てます。リビングにはどんな家具を置くのか、子ども部屋はどんな部屋にするかなど。計画を立てたら、リストアップをします。リストアップができれば、関係者に寄付等を募ります。意外といろいろな物について、寄付の申し出があります。寄付については、危険な物や不要なものは丁寧に辞退します。シェルターは住所を秘匿していますので、寄付でもらった物等はこちらで運ぶ必要があります。

[2] 購入

かなり大量になりますので、スタッフ、ボランティアの協力を得ます。どこで買うのがお得等は、ボランティア等の協力者の情報は役立ちます。

当面、最低限必要なものだけの購入に絞り、あとは、必要な物の順位リストを作り、寄付等の申し出があったときに寄付を受けたり、揃えていくのも楽しいです。

[3] どんな物が必要か？

什器・備品は、大きく分けると、以下の5つになります。

- ①家具、家電等の大きな物の準備・購入
台所・リビング等の共用部分・子ども部屋・スタッフルーム用
- ②生活に必要な物の購入・準備・台所用品、食

器等・浴室、トイレ用品・洗濯用品・その他日用品・常備薬・子ども用衣類

③スタッフルーム用事務機器等の準備・購入

④食料品の準備・購入

⑤防災用品の準備・購入

別表のものは、最初からすべて必要なわけではありませんので、予算を考え、参考としてください。

基本的には、普通の家庭生活をするために必要な物ですので、ご自分が新しい家庭をスタートするとして、何も無い所から生活に必要な物を買うことをイメージしてください。ただ、物によっては、子どもの定員分＋職員・ボランティアの分の数が必要な物があるので、かなりの量になります。また、15歳～20歳までの子どもが過ごすのに必要なもの（漫画、ゲーム等）も必要です。また、スタッフルームは、事務用品が必要となります

■ 関係者見学受け入れ

見学を受け入れる関係者の範囲は、理事会・運営委員会等で決めます。たとえば、子どもの支援に必要な関係機関（特に、子どもの入所、退所に関わる機関）、職員・ボランティア採用予定者などです。職員の負担を考えると、子どもを受け入れる前までに見学は終えたほうが、良いです。

■ 子どもの受け入れ日検討

シェルターの備品等が整ったり、シェルター内の職員の仕事内容等の確認や練習（食事作り等）ができる見込みを立てて、受入日



を決めます。ただ、入所打診があれば、前倒しにすることもあります。

事務局体制

事務局は、法人の連絡窓口、シェルターの職員の人事・労務関係の仕事（給与計算、源泉、社会保険等の手続、健康診断・研修受講等の手配）、会計（帳簿、入出金）、事務費等の行政への請求、物品の購入、自立援助ホームとして行政から求められる書類提出、NPO法人としての書面作成・行政への報告、法人の会員等の事務処理、寄付者・団体等への対応、理事会等の事務等、かなりの事務量があります。公的資金を受ける法人であるので、適正に行う必要があります。

事務局体制は、①法人の事務所を置き、法人の事務員を雇用しているところ、②理事長又は事務局長の事務所に事務局を置き、法人の事務員を嘱託等で雇用しているところ、③理事長又は事務局長の事務所に事務局を置き、理事長又は事務局長の事務所に事務の委託を行い、同事務所の事務員が事務を行っているところ、様々です。どのくらい法人の事務に予算が充てることができるのかをよく検討する必要があります。

会計・経理システム

会計・経理システムは、それぞれの法人は、使い勝手の良い会計ソフトを使っています。法人としての行政への報告や財務諸表の開示の際に慌てないよう、NPO法人向けの会計セミナー等を事務局に受講してもらったり、税理士の指導を受けることも必要となります。

現金の管理や決済については、法人の決済規程等に基づいて行いますが、法人立ちあげ後、法人の実情にあった改善しつつ行っています。

参考のために、以下は、本項目を担当している法人が、現在の行っている決済等を記載します。シェルターでの現金管理や事務を極力

減らす形での決済等です。シェルターでシェルター長がかなりの決済等をしているところもあります。

(例)

1. シェルターで管理・保管する金銭は
 - ①毎日の食費、日用品費、子ども達のお小遣い等毎日の生活で使用するための小口現金として10万円～20万円を保管。
 - ②5万円までの購入品は、シェルター長が決済。
 - ③昼のボランティアさんに支払う交通費として、5万円保管。毎月月末に事務局から当月分を補充。
2. 事務局では2万円の現金を事務局の金庫で保管。
3. 1, 2以外は理事長が通帳、カードともに管理する。
4. 振込等の支払は理事長に許可を得、すべて事務局で行う。
5. シェルターの光熱費の支払は、シェルターであることがわからないように理事長個人名で契約しているため、専用の口座を作り、口座引き落としとする。月末に法人口座から引き落とし分を出金し、光熱費引き落とし口座へ入金。
6. シェルターの小口出納帳は週1回、事務局に提出。領収書は、2週間に1回の職員会議の際に、事務局に提出。
7. 事務局が入出金すべて会計帳簿に記入。
8. 行政への事務費、事業費等の請求は事務局から請求。



シェルター立ちあげ時の備品

※リストは開設の時期にもよるので、1年を通して必要な物を掲載

< 家電 >

・冷蔵庫・炊飯器・電子レンジ・オーブントースター・ホットプレート・ポット・ハンドミキサー・卓上コンロ・ハンドミキサー
・食器乾燥機（衛生的）・エアコン・洗濯機・掃除機・コタツ・ストーブ・ホットカーペット・扇風機
・テレビ・DVDレコーダー・ドライヤー・ミシン・懐中電灯（部屋数）・電池・（スタッフルーム用）電話・シュレッダー
・デジカメ・パソコン・プリンター・スタンド・（子どもの部屋用）ラジカセ・ヘッドホン・スタンド
・デジタル目覚まし時計

< キッチン >

・まな板・包丁・鍋・フライパン・ヤカン・ざる・ボウル・お玉・フライ返し・箸・しゃもじ・トンゲ・ピーラー
・キッチンばさみ・缶切り・スライサー・タッパー・栓抜き・ラップ・ホイル・ジップロック・スポンジ・たわし・生ごみネット
・箸・ナイフ・フォーク・スプーン・レンゲ・急須・茶碗・お椀・皿・カレー皿・湯呑茶碗・茶托・コップ・コーヒーカップ
・おぼん・キッチンマット

< リビング >

・ソファ・タンス・クッション・本棚・漫画・本・CD・DVD（映画）・ボードゲーム・トランプ等
・ゲーム機（通信が来ないタイプ）・ゲームソフト（定番・人気）・楽器（電子ピアノなど）
・趣味用品（お裁縫、編み物、絵画、お習字用品等）・スポーツ用品（卓球、バトミントン、トランポリン、エアロバイク等）

< ダイニング >

・ダイニングテーブル・イス・座布団

< 子ども部屋 >

・ベット・サイドテーブル・勉強机と椅子・タンス・ハンガーポール・ハンガー・洗濯用ピンチハンガー
・電子蚊取り器・カーテン（防火用）

< スタッフルーム >

・デスク・イス・鍵付き書庫・棚（カラーBOX）・電卓・掲示板
・事務用品（コピー用紙・ボールペン・ハサミ・メモ用紙・パンチ・ファイル etc）

< 面接室 >

・テーブル・イス

< 浴室 >

・湯桶・イス・バスブラシ・バス用洗剤・お風呂の防カビ・バスマット

< トイレ >

・トイレットペーパー・生理用ナプキン・ハンドペーパータオル・芳香剤・掃除ブラシ・ラバーカップ（スッポン）
・トイレ洗剤・トイレクイックル・瞬間防臭スプレー・カバー類（ペーパーホルダー・蓋・便座・マット）

< 全体 >

・カーテン（防火用）・掛敷布団・布団カバー・毛布・夏掛け布団・タオルケット・枕・枕カバー・敷パット・コタツ布団
・カーペット・自転車・物干し台と竿・玄関マット・スリッパ・傘（子ども用）・傘立て・防災用品（ラジオ他）・テーブルタップ
・延長コード（多め）・時計（掛け・置き）・カレンダー（掛け・置き）・シャンプー・リンス・洗顔・ボディソープ
・ハンドソープ・化粧落とし・化粧水・乳液・綿棒・カット綿・タオル・バスタオル・洗濯洗剤・柔軟剤・お洒落着洗い用洗剤
・ワイドハイター・経血用洗剤・浴室用洗剤・バスブラシ・外ぼうき・ちりとろ・バケツ・雑巾・ゴミ袋

< 入所児童用のセット >

・洗濯籠・ボディタオル・タオル・歯ブラシ・歯磨き粉・コップ・くし・ノート

< 常備薬 >

・体温計・風邪薬・頭痛薬・花粉症薬・胃腸薬・口内炎薬・便秘薬・酔い止め・目薬・オロナイン・ムヒ or ウナ
・カットパン・包帯・包帯ネット・湿布薬・アイスノン・コンタクトレンズ用洗浄液・コンタクトレンズ用ケース
・ホッカイロ・マスク

< 防災用品 >

・防災用リュック（スタッフ分、子ども分）・ヘルメット



子どもシェルターの運営



その1

運営母体と会員・支援者

（NPO法人子どもシェルターレラピリカ 編）

■ 運営母体

[1]NPO 法人の意思決定機関について

NPO 法人の最高意思決定機関は総会である。予算・決算の承認や、理事・監事の選任、定款の変更については、総会でなされなければならない。

日常的な運営の決定を行う機関として、理事会や運営委員会を設置することが可能である。

また、子どもシェルターの活動は、子どもを中心とした選択と決定が繰り返される。この選択と決定を行う場として、子どものことを決めるケース会議、スタッフがスタッフ間の意思共有を図るためのスタッフ会議などの会議を設けることになる。

[2] 総会について

総会は、NPO 法人の最高意思決定機関であるから、必ず年1回開催しなければならない。

総会の招集手続と定足数は、定款で定めなければならない。適正な招集手続きを欠いた総会決議は無効であるから、手続上、機動的な意思決定には総会は向かない。しかも、総会で議決権を有するのは、定款で定める社員であるが、NPO 法人においては、社員に入会制限を設けてはならない。つまり、NPO 法人は、広く活動を周知すればするほど社員が増える可能性があり、会員を増やして資金面の安定を図ろうとしても社員が増え、総会の招集が困難になり、機動的な意思決定が困難となる。

そこで、法人運営の日常的な意思決定については、理事会や運営委員会に権限を委譲し、

定期的に会議を開催して意思決定を行う（理事会主導型 NPO）形式にする方が運営しやすい。

総会で審議する事項については、定款変更や予算・決算の承認など基本的な事項に限定し、日常的な運営については、理事会以下に権限を委譲することが望ましい。そこで、年1回の定期総会を開催することを基本とし、法人の基本事項に変更を加える場合に臨時総会を実施するという形が望ましい。

なお、NPO 法人の場合、総会の承認を経た事業報告や決算報告など必要な書類を、事業年度の終了後3ヶ月以内に所轄庁に報告し、法人の事務所に備え置かなければならない。この期限を徒過してしまうと、20万円以下の過料が科せられる場合もあるし、認定NPO 法人の認定取得に際しては法令遵守違反となって認定が得られないことになるので、総会の開催時期にも注意が必要である。また、決算報告後速やかに、資産の総額を法務局で登記しなければならない。役員（代表者のみでもよい）も登記事項であるから、総会を経て役員の変更があった場合は忘れずに登記する必要がある（再任の場合でもその旨の登記が必要である。）。

[3] 理事会および理事会構成メンバー

理事会主導型の NPO 法人にした場合、実質的に法人の方向性を定める決議を行うのは理事会である。NPO 法人において、理事会は必置機関ではないので、定款において、理事会の権限を定めるか、理事会運営規則を定めることもできる。

理事会の構成メンバーは、シェルター設立時の中心メンバーが就任することが多いと思

われる。理事の人数も自由に設定できるが、話し合いで意思決定をするのに適切な人数を確保する必要がある。定足数の規定とも関連して、5～10名程度の理事による理事会を設置することになる。また、連携する児童養護施設の理事や児童相談所のOB、子どもに関わる医師や心理士などの専門職、学識経験者などに外部理事として参加を求めることで、法人運営において多面的な意見が出され、運営の適正化を図ることが可能となる。

なお、NPO 法人の役員（理事および監事）については、所轄庁に住所・氏名を報告する必要があるが、登記については代表者のみでよい。つまり、NPO 法人の理事・監事については NPO 法人の役員就任を公にすることが可能でなければならない。公務員の理事就任については、報酬との関係で注意が必要である。

[4] 日常的な運営を行なっていくための機関

▼運営委員会

理事会については、招集手続および定足数、議決についての議事録の作成など、手続上の制約がある。そこで、理事会の定期的な招集や緊急的な招集が難しい場合に対応するため、運営委員会といった組織を設けて、日常的な子どもシェルターの業務執行と付随する決定権を、運営委員会のメンバーに委託することも可能である。

NPO 法上定めがあるわけではないから、理事が運営委員を兼務してもよいし、理事以外のメンバーが運営委員となっても構わない。

▼事務局

子どもシェルターにおいては、児童相談所から送付されてくる連絡文書の保管や整理、日常的な出納や会計帳簿などの会計処理や寄付金に対する礼状の発送、その他文書の作成や情報の整理など、多岐にわたる事務が存在する。また、児童相談所の監査や消防署の定期検査、NPO 法人として所轄庁への報告や法務局の登記といった、役所との窓口も必要である。

そこで、事務局を設置し、多岐にわたる事務を処理する必要がある。子どもシェルターは場所の秘匿性の問題から、事業所であるシェルター施設とは別の場所に事務所を設置し、そこを登記しなければならない。

理想としては、専属の事務局員を雇用し、給料も支払う必要があるが、子どもシェルターの予算では、シェルターのスタッフの給料以外に予算を割くことは困難なので、事務局を法律事務所の一部に間借りさせて、弁護士や法律事務職員に事務局員を兼務させるという方法をとることが多い。なお、事務局を担当する弁護士や協力者を複数おいて、事務を分散させるという方法も可能であり、そのような方法を取っているシェルターもある。

▼ケース会議

子どもシェルター運営において、子ども本人も出席する「ケース会議」を重要な位置づけとしている。（子ども本人が出席しないおとなだけの会議は、「関係者会議」等として、別途開催する。）

開催頻度や開催ニーズの判断は、各法人によって違いもあるが、例えば、入居してすぐに子どもの初期情報の共有や今後の方針を確認するとき、子どもの支援方法を決定するとき、転居が決まったときなどに、子どもを中心としたケース会議を開く。参加メンバーは、子ども本人、子どもシェルタースタッフ、子ども担当弁護士（コタン）、児童相談所の児童福祉司、児童心理司、運営責任者あるいはスーパーヴァイザーとして理事などが参加する。必要に応じて、医師、学校教師、保護司などの子どもにかかわるステークホルダーが参集されることもあるが、子どもの緊張感などにも配慮し、メンバーや開催場所を慎重に選定する。

ケース会議には、子どもの意見表明の機会保障の側面もある。日常的にスタッフやコタンは、子どもとの対話を心がけ、子どもからの要請があれば外部に対し代弁することもあるが、子どもから直接、自身のケースワークについての希望や意見を表明する機会があるこ

とは、方針決定に対する子どもの納得感に大きくかわってくる。これまで抑圧され、虐げられ、自身の思いを語る機会を奪われてきた子どもにとっては、サポーターであるとはいえ、おとなたちに自分の思いを語るのは非常に勇気のいる行動である。しかし、スタッフやコタンといった子どもにかかわる関係者（しかも、所属や立場が異なる者たち）が、自身の言葉に耳を傾け、希望や方針を見つけるために力を尽くそうとしている様子が伝わると、一転して心強い応援団だと認識してもらえるようである。

ケース会議においては、最初に各人が保有している情報を共有することから始め、必ず「誰が、いつまでに、何を行うか」という役割分担を子どもの前で確認する。多機関の連携が欠かせない子どもシェルターのケースワークにおいて、「子どもの思いを中心に」という姿勢を共有し、役割が異なっても、同じ方向をむけて活動していることを認識するために、おとなにとってもケース会議は役立っている。ケース会議に、必要に応じてスーパーバイザーに同席してもらい、多角的な視点から子どもの支援を検討することも有効である。スーパーバイザーには、外部理事になってもらっている専門家や、協力関係にある医師・心理士などの専門職、児童相談所の職員などをお願いする。

▼スタッフ会議（施設長会議）

子どもシェルターにおいては、多くの時間、スタッフが1人で子どもの対応を行う勤務体制をしくことになる。そこで、子どもが、あのスタッフはこうしてくれた、このスタッフは気に入らないなど、スタッフによる対応の差異に不満を言ったり、試し行動を行う理由とすることがみられる。

スタッフは、それらの子どもの行動について、報告書を作成するほか、口頭でも情報を共有してスタッフ間での引き継ぎを行うことは当然であるが、子どもの対応についてスタッフ間での問題を洗い出し、意識を共有するために、定期的にスタッフが複数参加する会議

を開くなどの対応をとるのが望ましい（勤務体制の関係上、スタッフ全員が集まる会議を作るのは非常に困難であるが、全員が集まる会議を定期的開催できるよう、勤務シフトを調整できるのがより望ましい。）。

スタッフだけでスタッフ会議を行うと、問題意識の共有はできても、明確な方針が打ち出せないこともある。その場合には、理事が参加して、スタッフ間の話し合いの交通整理を行うということも有効である。

[5] 子どもシェルターの活動に必要なメンバー

▼スタッフ

スタッフは、子どもがシェルターで生活していくのを支援し、子どもの抱えている問題を観察して、役員や子ども担当弁護士に報告し、ケース会議で決まった支援方針にしたがって、子どもがシェルターを退所するまで、子どもに寄り添うもっとも重要な役割を果たす。分業制をしくことができる大舎制の児童養護施設とは異なり、子どもシェルターのスタッフは、ご飯を作り、子どもと一緒に掃除洗濯を行い、買い物もするなど、一人で何役もこなさなくてはならない。子どもが、持病を抱えていたり、アレルギーがあったりすると、子どもの日頃の状態の変化に注意を払って、いざという時の対応をしなければならない。子どもが、シェルターに入って落ち着いてくると、心の中に抱えている気持ちをスタッフにぶつけてくることになるので、時間をかけて子どもの話を聞くなどの対応をすることもある。

入所している子どもがいる限り、24時間の勤務体制をしくことになるので、自立援助ホームの最低基準である常勤の職員数（定員6名以下で3人（指導員2名と補助員1名）の体制では、違法な勤務を強いることになるので、注意が必要である。

子どもシェルターのスタッフに、必ず資格が必要なわけではないが、自立援助ホームの基準に定められている指導員の資格（1児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童

指導員の資格を有する者 2 児童福祉法第18条の4に定める保育士 3 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者 4 1~3に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者 5 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者）を満たす者であることが望ましい。

スタッフの仕事は、非常に過酷といえるので、心身ともにタフであり、子どもシェルターの理念に賛同してくれる人でなければ務まらない。

▼役員

理事および監事からなる。

理事は、代表権の定めを定款で定めない限り、理事がNPO法人を代表し、責任を負う。つまり、理事（理事長）は法人の代表者として、法人の事業の全てを把握しなければならない。特に、子どもの支援方針について、コタンがケース会議で決定した内容に問題がないか、スタッフの入所者に対する対応に法的問題がないかを、常に確認する必要がある。

監事は、NPO法人の会計処理について監査を行う。事務局でなされた会計処理や帳簿については、税理士や会計士のチェックがなされていると考えられるが、不透明な金銭の出納がないだけでなく、子どもシェルターの設立目的に従って支出がなされているかも確認する必要がある。

▼子ども担当弁護士（コタン）

子どもの抱える問題に法的な立場から助言を行い、子どもが自立していくための支援を行うのに、重要な役割を担っている。

ケース会議においては、子どもの意見を確認しながら、支援方針の決定の中心的な役割を果たす。親との対立がある場合に、子どもの意見を整理し、親との関係調整を図ったり、児童相談所や役所との間の調整を行うのも子ども担当弁護士の仕事である。また、子どもが退所する際の、退所後の生活を軌道に乗せること（住宅の契約や健康保険・生活保護の手続き、引っ越し）についてもコタンが

中心となっていく必要がある。

なお、退所後支援（アフターケア事業）については、独立の事業として行っている法人もあるが、個別に退所後支援の計画を立ててコタンが引き続き担当することになっている法人もある。

[6] 外部機関（第三者機関）について

子どもシェルターにおいて、必置の外部機関はない。しかし、子どもシェルターが社会的養護の一旦を担い、自立援助ホームとして公費の支給対象となる以上、次のような制度の構築・利用について検討する必要がある。

① 苦情解決体制の構築と第三者委員

② 第三者評価機関の評価

なお、どちらも子どもシェルターに対しては、法的な義務が課されているものではない。しかし、児童相談所の監査において、制度の導入について検討を指示されることもあるので、要注意である。



その2

職員とボランティアスタッフ

(NPO法人子どもセンターぽると 編)

職員

[1] 配置基準と資格種別

子どもシェルターは、児童自立生活援助事業実施要綱（以下、「要綱」といいます。）の「第12」により、要綱に定める要件を満たすことが求められています。

要綱の「第7 職員」によれば、職員については次のように配置する必要があります。

(1)「指導員」と「管理者」を置かなければなりません。「管理者」はホーム長、「指導員」は正規スタッフ（常勤職員）のことです。「管理者」と「指導員」は兼ねてもかまいません。

(2)「指導員」の定員は次のとおりです。

多くの新規立上げシェルターは入居定員が6名以下でしょうから、その場合には、最低3名の正規スタッフが必要で、そのうち2名は指導員の資格がある必要があることになります。

(3)「指導員」の資格は次の①-④のいずれかに該当する場合に認められます。

「指導員」の配置（単位：人）

入居定員	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19以上
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

- ① 児童指導員の資格を有する者
- ② 保育士の資格を有する者
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

①②の要件は明確ですが、①②に該当しないスタッフに③④により指導員の資格が認められるかについては、微妙な場合がありますので、行政の担当課に問い合わせをされることをお勧めします。

[2] 雇用形態

要雇用形態については、要綱上定めはありません。しかしながら、子どもシェルターは児童自立生活援助事業、すなわち自立援助ホームの一形態として認められるものであり、行政に対しては、職員の状況等の報告を求められることになりますので、正規雇用のスタッフがほとんどいない状況では指導を受けることになります。3名の正規スタッフで運営とするならば、最低2名は正規雇用である必要があると考えた方がよいでしょう。

また、シェルターの仕事は一般の施設とは異なる部分があり、スタッフの適性が問題と



なることがあります。そのような観点からは、適宜、試用期間を定めたり、まずは期間雇用として採用するなどの工夫をすることも考えてよいでしょう。

[3] 募集方法・採用検討等

法人の広報媒体への掲載、ハローワーク、一般の求人サイト、福祉系の求人情報サイトでの募集、大学や専門学校などへの求人情報を提出するなどして募集します。口コミや人伝での募集も欠かせません。

履歴書、職務経歴書、資格証明書などによる書類選考、理事やホーム長らによる面接、場合によっては実習考査を経て、採否をお伝えします。

関心はあるけれど、経験がなく不安という方には、試用期間をとったり、ボランティアからはじめてみることで、雇用期間を定めてみるなどの方法で労使で試してみる時間を持つこともあります。

[4] シフト

職員とボランティアの勤務日は、シフト制を導入している法人が多いようです。児童自立生活援助事業の要綱には宿直を必須としていませんが、夜間の子どもシェルターにおとなが不在というわけはいかず、毎日宿直や夜勤を担当する者を配置します。日中も、子どもたちの日常生活のケア、通院付き添い、会議、関係各所への連絡、新規入居の緊急受入れなどの対応があり、職員が交代で対応します。

前述したように、児童自立生活援助事業（6名定員の場合の）配置基準は2.5名ですが、これらの業務を果たすには十分でないため追加で職員を雇い入れた場合には、増配置加算として体制強化補助金等が支弁される仕組みがあります。（資格の有無や担当業務に諸条件があります）

表1は、職員5名（常勤4名・非常勤1名）、ボランティアスタッフ4名によるシフト例です。

[5] 職員研修

職員には、子どもシェルターの現場実践の中で、ケースワークとケアワークについて学んでもらうOJTと、法人内外の研修を受講して、技術や知識を磨く時間が必要です。

法人内研修は、後述するボランティア養成講座の内容に加え、職員が希望したり、法人が必要と判断する内容について講師を外部から招いて講義をもってもらうことがあります。また、子どもシェルター全国ネットワーク会議、全国自立援助ホーム協議会、日本子ども虐待防止学会など、活動に関連の深い大会、研修会、シンポジウムなどが毎年開催されますので、学びの機会として活用することができます。研修のために、職員が現場を離れるには、手厚い人材配置は欠かせません。

ボランティアスタッフ

[1] ボランティア養成講座

要綱上必要とされる最低限の職員の人数だけでは、24時間子どもを見守って生活を回していくことはできませんし、都合よく増配置加算対象となる追加職員を確保できるとも限りません。そのため、地域のボランティアスタッフの協力は欠かせません。

ボランティアに対しては、啓発活動を含めてボランティアスタッフ養成講座を開催し、より深く理解、関心をもっていただく試みを実践している法人が多くあります。

表2はボランティア養成講座開催の一例です。2日間1セットを年2回実施。初日は公開市民講座でどなたでも受講できますが、2日目は実際にボランティアを希望する方のみの講座です。受講料は無料で、講師は主に法人の理事や関係者がつとめます。例えば、女子のシェルターでは、シェルターの概要の他、思春期の女の子の心情、抱えやすい課題、ボランティアスタッフとしての心構えなどを学んでもらいます。養成講座を実施する法人では、こうした講座の受講をボランティアへの登録要件としています。2日目の講座終了後、希

望者にはボランティアスタッフ申込書と誓約書を提出していただき、ボランティアスタッフ登録をしていただきます。毎回、数名ずつ新規の登録をいただいています。その後、日を改めて、シェルターに来ていただき、現場でのオリエンテーションを経た後、必要に応じてシフトに沿って活動していただきます。

ご縁がつかず、子どもシェルターのボランティアになっていただくことがなかったとしても、子どもの人権や社会的養護に関するさまざまなお話しに、地域の市民の皆さんが耳を傾けてくださる機会は貴重であると思います。

講座の告知は、法人のHPへの掲載はもちろん、一般市民向けには市報や地方紙に掲載してもらったり、チラシを医療福祉系の大学や専門学校に配ったりニュースレターに同封したりする等、工夫しています。

[2] ボランティアの活動内容

ボランティアにお願いする業務は、主に職員の補助ですが、補助といっても、子どもたちの外出の付添いや、個人情報にふれる責任ある役割を担っていただくことも多くあります（活動内容の例は表3）。そうした業務は有償として、交通費の他に謝金をお支払いすることがあります。また子どもたちと一緒に食事を食べていただくこともありますが、決められた食費をいただいています。

異性のボランティアには宿直業務はお願いしない、などのルールを定めている法人もあります。

活躍は子どもシェルター内に限りません。事務作業、ニュースレターの作成作業、ホームページの改訂、イベントの運営、寄付の呼びかけなどをボランティアに支えていただいている例もあります。

課題は、ボランティアスタッフを容易には確保できないことです。特に、宿直ボランティアの確保には苦慮しています。活動を継続していくことの困難さがここにもあります。

シェルター開設当初には、ボランティア応

募者も多く集まりますが、時間の経過と共に、それぞれの思いやご事情もあり、メンバーは減っていく傾向があります。今おられるボランティアとコミュニケーションを密にしつつ、法人からも啓発活動を継続していかないと、法人の活動そのものへの関心も薄れてしまいがちです。学生ボランティアの場合、卒業すると活動できなくなることが多く、常に新規の登録者を求めていく必要があります。また、永く継続していただくには楽しくなければなりません。ボランティアスタッフをサポートする仕組みが求められます。

表 1. 職員 5 名の場合のシフト例

		ホーム長	チーフ	職員 (常勤)	職員 (非常勤)	職員 (非常勤)	ボランティア	備考
1	月	●		△	◎			
2	火	△	有休		有休	●	A	
3	水	◎	●		◎	△		
4	木	◎	△	●	◎			
5	金		◎	△		●		
6	土			◎	●	△		
7	日	●			△			
8	月	△	●				B	
9	火	◎	△	有休	●			
10	水		◎	有休	△	●		
11	木	◎		●	◎	△		
12	金	◎	●	△				
13	土		△		●		C	
14	日			◎	△	●		
15	月	有休	◎	●		△		
16	火	◎	●	△	◎			
17	水	●	△	◎				
18	木	△			●		A	
19	金	◎		●	△			
20	土		◎	△	◎	●		
21	日	●	◎			△	D	
22	月	△	◎	●				
23	火			△	●		B	
24	水	◎	●	◎	△	◎	A	職員会議
25	木	◎	△	◎		●		
26	金	◎			●	△		
27	土			●	△		C	
28	日	●	◎	△				
29	月	△	●	◎				
30	火		△		◎	●		
31	水		◎		●	△	D	
所定労働日数		21	21	21	21	15	Aさん3回 Bさん2回 Cさん2回 Dさん2回	
出勤日数		20	20	19	20	15		
宿直回数		5	6	6	7	7		
日勤回数		10	8	6	7	1		
年次有給休暇		1	1	2	1	0		

（勤務時間） 下記は一例です。運営状況に応じて、勤務形態（時間）は細分化される傾向にあります。

- 13時15分～22時00分（22時～25時超過勤務）：25時～6時仮眠時間
- △ 6時00分～14時45分：13時15分～14時引継ぎ時間
- ◎ 10時00分～18時45分：子どもを引率して外出、外部の研修や会議出席等の場合もある

表 2. ボランティアスタッフ養成講座の一例

日程	時間	内容
1日目 公開市民講座 (定員50人)	10:10～11:00	社会的養護とは何か（理事 大学教授）
	11:10～12:30	子どもシェルターってなあに？ その法的位置づけ（理事 弁護士）
	13:20～14:10	思春期の子どもの逸脱行動と発達障害（理事 医師）
	14:20～15:10	性被害を受けたと思われる思春期の女の子（理事）
2日目 ボランティア希望者 (定員10人)	10:30～12:00	アンガーマネジメント（外部講師）
	12:50～14:20	訳ありな思春期の女の子との接し方（外部講師）
	14:30～15:10	ボランティアスタッフ・オリエンテーション（シェルターホーム長）
	15:10～15:40	ボランティア経験者からのメッセージ

表 3. シェルターでのボランティアスタッフの活動内容の例

ボランティアの種類	活動時間	活動内容
宿 直	16:45～翌日 9:30	シェルターに宿泊し、食事を用意し一緒に食べる就寝を見守る。記録、掃除など。有償
日 中	9:00～18:00	職員と一緒に、または職員の代わりに食事を用意し日課に添い時に一緒に過ごす。有償
食 事	16:30～19:00	夕食を子どもと一緒に作る。
学 習	—	中学・高校程度の学習支援。適宜依頼



その3

建物のイロハ

（NPO法人子どもシェルターモモ 編）

子どもシェルターや自立援助ホームの建物について

2009年9月に子どもシェルター「モモの家」を開設しました。建物は市街化調整区域に所在する、モモの協力者所有の農家住宅（5DK）を借用し、子どもの居室や事務室に簡易な鍵を付けるなど簡単な改修をして入居しました。敷地は400㎡を超えており、塀で囲まれていたため生活の様子は外部の人には見えませんでした。庭には畑もあり、柿、八朔などの果樹が植えられており、静かで自然に恵まれた落ち着いた場所でした。

2013年、子どもシェルターが自立援助ホームの一類型と位置付けられると、市街化調整地域の賃貸住宅では継続できなくなり、市街化地域の2階建ての賃貸住宅（5DK）に移りました。総床面積が100㎡以下で、「寄宿舎」として利用するための用途変更の手続きをする必要がないため、子どもがベランダを通じて互いの部屋を行き来できないように仕切りを設置する程度の改修工事でした。この建物には塀はありませんが、道路から奥まったところにあり、周囲を賃貸住宅で囲まれ、互いに関心を持ちあうことを好まない人たちが住んでおり、近所とのトラブルはありませんでした。

ところが、数年たち、子どもたちの行動からシェルターが「秘匿の場所」でなくなっていることに気づきました。また、事務室と職員の宿泊場所を兼ねていたため、手狭であったことから移転することにし、部屋数の多い物件を探しました。しかし、部屋数が多く、改修可能で周囲から目立たないような賃貸物件を市街化地域で探すのは困難を極めました。

契約後、改修した後で、周りから見えずぎる、自由に出入りができるという理由で解約しました。また次に契約した物件は、前の物件の問題点はクリアできていたので内部を大改修し、入居寸前になって過去に増築されていたことがわかり、建ぺい率が基準をオーバーしているという理由で解約せざるを得ない事態が起きました。

こうした経験から、2016年4月に再開した「モモの家」は、契約前から建築士に関わってもらい、建ぺい率、用途変更の手続き、消防法の基準をクリアできました。家主さんのご理解があつてのことですが・・・。

この物件についても、職員の退職などの影響で解約せざるを得なくなり、次の物件を探すことになりました。2019年6月に200㎡以下の建物まで用途変更不要に緩和されたこともあって、2024年7月、現在の物件で「モモの家」を再開することができ、現在に至っています。

以上のとおり、現在の「モモの家」は、4物件目となります。

以下、モモが運営している3つのホーム（いずれも賃貸物件）の経験から学んだことをまとめました。

[1] 利用形態

▼法人所有

(1) 建物を所有する方法

- ①建物の寄付（遺贈）を受けて改修する。
- ②寄付金・助成金・借入金を活用して、中古建物を取得して改修する。
- ③寄付金・助成金・借入金を活用して建物を新築する。



その4

お金の話

(NPO法人子どもセンター帆希 編)

■ 主な収入項目

ア 会費等

設置母体がNPO法人の場合、入会金や会費を徴収することができます。

イ 寄付金・民間助成金

個人、法人を問わず、寄付金は大きな財源となります。後述の公的資金は、自立援助ホームを念頭に置いた額であるため、子どもシェルターの運営に必要な額からすると不十分であり、寄付金をいかに得るかを工夫する必要があります。

大きなものとしては、各企業の社会貢献活動としての寄付や、民間各種慈善団体からの助成金、個人の方の遺贈寄付などが考えられます。

民間助成金は、使途や目的が定められていることが多く、申請時に使用目的に合わせた事業計画書を作成し、助成金を受取った後は、目的どおり執行したことの報告書や領収証の提出を求められることも多いでしょう。利用に当たっては、当該助成金の募集要項よく確認し、計画的に利用をする必要があるでしょう。民間助成金は、基本的には自己資金で正しく運営できていることが前提となるため、職員給与などの基本的な経費に充てる目的には適していません。

ウ 公的資金

児童相談所設置自治体から自立援助ホーム委託の認可を受けている場合には、以下のような公費の支出を受けることができます。

(ア) 児童福祉法による措置費等

運営のために必要な人件費その他事務の執行に伴う諸経費である「事務費」、事務費以外の経費であって、施設に入所している子どもに直接必要な諸経費を総称した「事業費」に分けられます。なお、子どもが一時保護委託で入所している場合には、「事業費」は一時保護委託費として支払われることになります。

a 事務費

事務費の額は、地域ごとに定められた「一般分保護単価」×施設ごとの「定員」によって算出されます。一般分保護単価の設定は、年度途中になるのが通常であり、年度当初には確定していません。予算策定の際には、前年度の保護単価を参照することになります。

なお、千葉市の令和5年度の値は、1か月あたり25万6790円でしたので、参考にしてください。

ところで、計算式からわかるとおり、事務費は、「定員」によって大きな影響を受けます。

ここで、前年度の入所のべ人数が、設定された定員の2倍以上に達しない場合には、暫定定員が設定され、事務費を計算する際の「定員」が減らされてしまう可能性があることに注意が必要です。

もっとも、暫定定員の設定は、認可を受けた自治体にとって義務的ではありません。子ども家庭庁支援局長通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」において、「前年度新規入所児童数が定員の2倍以上に達しない場合であっても、上記算式を適用すべきでない特段の事由がある場合には、入所児童の具体的な入所計画等を基礎とし、かつ、上記算式の趣旨を鑑み」、適用を回避することができますので、協議の余

地があります。例えば、受け入れ休止期間明けの年度であることを理由として、暫定定員の設定が回避された事例があります。入所のべ人数について不安がある場合、よく認可を受けた自治体と協議をし、暫定定員設定回避につとめてください。

また、私的契約によって入所した子どもがいる場合、その間の事務費は減額されることがとされています。

b 事業費

事業費の額は、「一般生活費」、「被虐待児受入加算費」、「特別育成費」、「職業補導費」、「葬祭費」などに分けられます。各月の支払額は、毎月1日時点の入所児童の数で決まります。

子どもシェルターに入る子どもは、何らかの虐待環境にあったと思われますので、被虐待児受入加算を受けられる可能性があります。その認定が受けられるよう、児童相談所に働きかけてください。

その他、子どもにかかる必要な支出（例えば、めがねの作成など）については、事業費として支出を受けられる可能性がありますので、認可を受けた自治体と協議してください。

c 手続等

請求先は、認可を受けた自治体に対して行うのが原則ですが、定員割愛（他の自治体の児童相談所から自立援助ホーム委託を受けた場合）が発生した場合の処理については、割愛先の自治体に請求することになる可能性がありますので、認可を受けた自治体に確認してください。

請求時期は、原則は当該年度終了後の精算払いですが、これでは運営上支障が大きいため、年度途中に概算払いを受けられるように認可を受けた自治体と協議し、その旨の要綱等を策定してもらうことになります。当該自治体ではじめての自立援助ホームである場合には、要綱自体が存在しないことがありますので、事前によく確認してください。また、定員割愛が発生している場合に、概算払いの請求を認可を受けた自治体に行うのか、割愛先の自治体に請求するかについても、協議と確

認が必要になる場合があります。

(イ) 一時保護委託費

児童相談所から子どもの一時保護委託を受けた場合、委託元の児童相談所から一時保護委託費の支払いを受けられます。通常は、委託終了後に一括で請求することになります。

被虐待児受入加算について、児童相談所への働きかけが必要なことは、措置費と同様です。

(ウ) 民間施設給与改善費

職員1人あたりの平均勤続年数によって、職員給与やその管理に充てるため、一定の加算が受けられるものです。加算の割合は、8%から25%までとなっており、うち、2%が管理費相当額です。

平均勤続年数には、子どもシェルターで勤務する以前の、他の児童施設（児童養護施設、児童相談所の一時保護所、保育所等）での勤務実績を算入することができます。

なお、管理費を除いた加算額については、支出額分の職員給与を増額することが必要で、年度当初に計画書、年度終了後に実績報告書の提出を求められます。

(エ) 各種加算

a 賃借費加算

シェルターを運営する建物について第三者から賃借している場合に、賃借費相当額の加算が受けられます。建物賃料額を決める際、その金額全額について賃借費加算を受けられるかについて、近隣賃料相場等の資料を添えて、認可を受けた自治体に事前に確認をする必要があります。

b 処遇改善加算

施設管理者で研修を受けた者、夜間子どもの処遇に関わる者など、一定の要件を満たす職員がいる場合、その職員に対する待遇を改善するために加算が受けられるものです。

支出額分の職員給与を増額することが必要で、年度当初に計画書、年度終了後に実績報告書の提出を求められます。

子どもシェルターで働く職員の待遇改善に直結しますので、積極的に加算が受けられるようにしてください。



c 自立支援担当職員加算

社会福祉士、児童福祉士任用資格保持者などを、子どもの処遇に関わる職員とは別に、自立支援担当職員として採用した場合、自立支援担当職員加算が受けられます。入所している子どもについてのソーシャルワークや、アフターケアを行う人材を確保するための資金として活用することができます。

(オ) 各種補助金

例えば、一般職員の待遇改善や、心理職の採用などを目的として、国や自治体が補助金制度を用意している場合があります。自治体から通知等が送られてきますので、要綱等をよく確認して、積極的に活用すると良いでしょう。

■ 主な支出項目

ア 子どもシェルター運営事業費

(ア) 人件費等

職員給与費、法定福利費、通勤交通費などが発生します。社会保険の適用については、一般の民間企業と変わりがないので、諸手続については遺漏なく行ってください。

また、子どもシェルターの運営に際しては、職員のみならず、ボランティアスタッフの活躍も必要です。ボランティアについては、交通費などの実費の支給や、場合によっては有償ボランティアとして、手当の支払などが発生することになります。

(イ) その他

子どもシェルターは子どもたちの日常生活の場ですので、一般家庭と同様に、食費、水光熱費、各種の消耗品費が必要です。

もっとも、食費については、商品券の寄付や、お米や食材などの寄付が受けられることも多く、一般家庭ほどの負担は発生しないとも考えられます。

イ その他

シェルター事業本体以外に、広報啓発活動（パンフレット作成、ホームページ作成、シンポジウム開催など）や、法人自体の管理費

（事務職員がいる場合はその人件費、役員報酬や費用弁償など）における支出がかかります。

なお、法人住民税や償却資産税が発生する可能性がありますので、毎年の税務申告は、税理士に相談するなど、適切に処理してください。法人住民税については、法人として収益事業を行っていないければ、免除の対象となるものと考えられますので、自治体の担当部署と相談してください。償却資産税についても、自治体の特例で免除となる可能性がありますので、こちらも自治体担当部署と相談をするとい良いでしょう。



その5

子どもの受入れの流れ

（NPO法人子どもセンター帆希 編）

■ 入所申し込み

子どもたちが子どもシェルターに入所するには、大きく分けて①本人からの申し込みがあった場合と②関係機関から入所依頼があった場合があります。

1. 本人からの申し込み

子ども本人が虐待などから避難し、シェルターを利用したいと考えた場合、本人が直接シェルターの相談窓口に応じ込む場合と、相談をした弁護士が本人に代わって申し込む場合があります。

①本人が直接申し込む場合

子どもシェルターでは、シェルターを利用したいと考えている子ども本人が直接申し込むことができる窓口を持っている場合があります。この場合、本人が直接その窓口でシェルター利用について相談をすることになります。相談時には、入所受付担当の弁護士や職員が申し込みに至った経緯や入所の必要性などを聞き取り、シェルターに入所の可否を諮ることになります。

②弁護士が本人に代わって申し込む場合

子ども本人が、子ども人権110番などの子どもの専門相談などに相談し、シェルター入所の希望があった場合には、相談を担当した弁護士が本人に代わってシェルター入所を申し込むことができます。また、少年事件で帰住先の調整のためにシェルター利用が必要な場合などには、付添人が子どもの意思を確認した上で、シェルター入所の申し込みをする場合があります。弁護士が子どもに代わってシェルター入所の申し込みをする場合、シェルターの入所受付窓口に応じ込みをし、受付

担当の弁護士や職員に申し込みに至った経緯や入所の必要性などを説明することとなります。

2. 関係機関から入所依頼

市町村や学校など子どもに関わる機関で、シェルター入所を必要とする子どもの相談を受けた場合に、相談を受けた機関からシェルター入所の申し込みがある場合があります。また、児童相談所において、一時保護所が満員であったり、あるいは妊娠等の理由から保護した子どもを一時保護所で生活させることが適当ではないと判断された場合などには、児童相談所からシェルターへの入所の打診がある場合があります。

こういった関係機関から入所依頼があった場合にも、入所受付担当の弁護士や職員が申し込みに至った経緯や入所の必要性などを聞き取り、シェルター入所の可否を諮ることとなります。関係機関、特に児童相談所の場合には、子どもに関する客観的な情報を持っていることが多いため、疾患や手帳の有無、一時保護所での適応状況など入所可否の判断材料をより多く得られることがあります。

■ 入所までの流れ

受付担当の弁護士や職員が入所相談を受けた後、子どもシェルターでは、その情報を元に入所の可否について判断することとなります。入所可否の判断方法については、子どもシェルターによって異なります。施設長や理事長の判断、あるいは施設長と理事による合議などの方式をとる法人もあります。入所判断に当たっては、入所受付担当から得た情報を元に、シェルターの持つ支援力が子どもの

ニーズにマッチするか、また、既に入所者がいる場合には、入所者との関係性などを考慮の上、入所の可否が検討されます。

①入所可の場合

入所可の判断となった場合、入所受付担当の弁護士や職員は、子ども本人に対して入所に当たっての約束事などを説明し、入所の意思確認を行います。そして、子どもに入所意思があることが確認できたら、入所同意書に署名をもらいます。これは、シェルター入所が本人の意思や希望に基づくものであることを明確にするための手続きで、本人申し込みの場合などでは特に必要とされるものです。シェルター入所が決まった後、シェルターから児童相談所へ一時保護委託や自立援助ホーム委託などを要請するのですが、即日委託の判断が出ない場合、正式な委託を受けるまでの間、親権侵害などが問題とならないよう、本人の意思で子どもシェルターに入所していることを明らかにしておく必要があるからです。このため、子ども本人の意思であることを保証するために立ち会った弁護士や職員、関係機関からの申し込みの場合にはその担当職員などに立会人として署名をしてもらうこともあります。

入所手続後、子どもシェルターに実際に入居する場合には、シェルターの秘匿性に留意し、シェルターの住所や連絡先などの伝達は最小限として送迎などの手配を整える必要があります。

子どもがシェルターに入所した後、児童相談所に対して虐待通告及び一時保護委託の要請、あるいは自立援助ホーム委託の申し込みなどを行うこととなります。児童相談所との手続きがスムーズに進むよう、子どもシェルター開所前に児童相談所との間で協議をしておくといいでしょう。

また、シェルター入所に当たっては、入所判断、申込者（機関）への連絡、送迎などの手配、児童相談所への連絡などが必要となるため、入所受付担当者、法人、シェルター職員の間で役割と責任権限を明確にしておく必要があります。

②入所不可の場合

入所不可の判断となった場合には、他県のシェルターや女性サポートセンター、場合によっては警察や児童相談所などの機関を紹介するなど、入所申し込みをした子どもが適切なサポートを得られるよう努める必要があります。

■相談窓口

入所受付方法は、基本的にはこれまで説明したとおりですが、細かな手続きは子どもシェルターごとに異なります。実際の手続は、子どもシェルターの相談窓口で確認をして下さい。各地の相談窓口は一覧のとおりです。



相談窓口一覧

地域	法人名	運営事業	各シェルターへの相談窓口
東京	社会福祉法人カリヨン子どもセンター	子どもシェルター（男女） 自立援助ホーム（男女） デイケア事業 他	東京弁護士会子どもの人権110番 ☎ 03-3503-0110 月～金13：30～16：30／17：00～20：00 土13：00～16：00
愛知	NPO法人子どもセンター「パオ」	子どもシェルター（女子） ※休止中 自立援助ホーム（女子）	子どもセンター「パオ」事務局 Mail: info@pao.or.jp 平日10：00～16：00
神奈川	NPO法人子どもセンターてんぼ	子どもシェルター（男女） 自立援助ホーム（女子）	居場所のない子どもの電話相談 ☎ 050-1323-3089 平日13：00～17：00
岡山	NPO法人子どもシェルターモモ	子どもシェルター（女子） 自立援助ホーム（男女） アフターケア事業所	子どもシェルターモモ事務局 ☎ 086-206-2423 平日9：00～18：00
宮城	認定NPO法人ロージーベル	子どもシェルター兼自立援助ホーム（男女）	ロージーベル事務局 ☎ 080-1695-4032 平日10：00～17：00
広島	NPO法人ビビオ子どもセンター	子どもシェルター（女子） 自立援助ホーム（男子）	ビビオ子どもセンター事務局 ☎ 082-221-9563 平日10：00～18：00
京都	NPO法人子どもセンターののさん	子どもシェルター（女子）	子どもセンターののさん事務局 ☎ 075-254-8331 平日9：00～17：00
福岡	NPO法人そだちの樹	相談事業 アフターケア事業所	そだちの樹相談窓口「こころライン」 ☎ 092-791-1673 平日10：00～20：00
札幌	NPO法人子どもシェルターレラビリカ	子どもシェルター（女子）	子どもシェルターレラビリカ事務局 ☎ 011-272-3125 平日9：00～17：30
和歌山	NPO法人子どもセンターるーも	子どもシェルター（女子）	るーも事務局 ☎ 073-425-6060 平日9：00～17：00 Mail: lumo0228@gmail.com
千葉	NPO法人子どもセンター帆希	子どもシェルター（女子）	子どもセンター帆希事務局 ☎ 043-209-2965 平日9:00～17:00 Mail: info@chiba-homare.org
新潟	NPO法人子どもセンターぼると	子どもシェルター（女子） ※休止中	
大分	NPO法人おおい子ども支援ネット	子どもシェルター兼自立援助ホーム（男子）	おおい子ども支援ネット事務局 ☎ 097-574-6108 大分県弁護士会「子どもの権利110番」 ☎ 097-536-2227 水16：30～19：30（休日除く）
大阪	NPO法人子どもセンターぬっく	子どもシェルター（女子） 自立援助ホーム（女男）	子どもセンターぬっく事務局 ☎ 06-6355-4648 平日10:30～17:30 子ども専用フリーダイヤル ☎ 0120-528-184 平日10:30～17:30
沖縄	NPO法人子どもシェルターおきなわ	子どもシェルター（女子）	子どもシェルターおきなわ事務局 ☎ 098-836-6363 平日9:00～18:00 Mail: kodomo@shelter.okinawa
埼玉	NPO法人子どもセンター・ビッピ	子どもシェルター（女子）	子どもセンター・ビッピ ☎ 048-862-1853 平日9：00～18：00／土9：00～12：30
宮崎	NPO法人子どもシェルターみやざき	子どもシェルター（女子） ※休止中	子どもシェルターみやざき事務局 ☎ 0985-65-5087 平日9：00～17：30
石川	NPO法人シェキラリ	自立援助ホーム（女子）	シェキラリ事務局 ☎ 076-204-9380 ☎ 090-1390-8195 Mail: jimukyoku@chezkirari.org
兵庫	NPO法人つなご	子どもシェルター（女子） 自立援助ホーム（女子）	つなご事務局 ☎ 06-6415-6750 平日10:00～16:00 Mail: tsunagohp@gmail.com
旭川	NPO法人子どもセンター ビ・リーヴ	子どもシェルター（女子）	子どもセンター ビ・リーヴ事務局 ☎ 090-1641-1089 Mail: be.live0523@gmail.com
群馬	NPO法人子どもシェルターぐんま オズ	子どもシェルター（女子）	子どもシェルターぐんま事務局 ☎ 027-212-6080 平日9:00～17:00
佐賀	NPO法人佐賀子ども支援の輪	子どもシェルター（女子）	佐賀子ども支援の輪事務局 ☎ 0952-37-5963 平日9：00-18：00
東京	NPO法人子ども・若者センターこだま	子どもシェルター（女子）	子ども・若者センターこだま事務局 ☎ 050-1809-4329 平日9：00-18：00
福井	一般社団法人ラシーヌ	子どもシェルター（女子） 自立援助ホーム（女子）	ラシーヌ事務局 ☎ 080-2727-1218 平日10：00～22：00 Mail: fukuiracine@gmail.com HP内からLINE相談も受付中
高知	NPO法人子どもシェルターおるぎ	子どもシェルター（女子）	子どもシェルターおるぎ事務局 ☎ 080-6233-7974 平日10:00～17:00 Mail: K_Kodomo.shelter@outlook.com



その6

コタンの活動・関係機関との連携

(NPO法人ピピオ子どもセンター 編)

コタンの活動 子ども担当弁護士の選任

子ども担当弁護士は、研修を受講後にコタン名簿登載された弁護士の中から打診する。担当依頼（配点）は、シェルター理事の弁護士が行うか、各弁護士会（あるいは各シェルターを運営する団体）で決めた方法で行う。

受任手続き

子ども担当弁護士は、子どもと面談し、入居手続きに原則として立ち会う。初回面談の際に、子どもに子ども担当弁護士の役割を説明し、子どもから当該弁護士が「子ども担当弁護士」になることの承諾を得る。子どもに資力がない場合は（ほとんどの場合は無資力である）、日弁連委託法律援助の子どもに対する法律援助【書式6-3】を利用する。＊入居手続きと同時に援助申込書に署名をもらうとスムーズである。

活動内容

選任直後の活動

ア 子どもと時間をとって話し（話をしない子についてはしばらく隣にいてだけでよい）、子どもとのラポール形成（信頼関係づくり）を心がける。少し話せる関係となったら、子どもの気持ちに配慮しつつ、シェルター入居に至ったことへの（他に行き場がなくなった）気持ち、シェルターでの生活で心配なこと、家族等関係者への思い等を聞いていく。

イ 児童相談所や自治体等からの紹介で入居となった場合には、各機関に置いて既に子ど

ものアセスメントが行われている場合がある。そうした場合は可能な範囲でアセスメントに関する資料を受領し、あるいは各機関から聞き取りを行って、子どもがシェルター入居に至った経緯、援助者（キーパーソン）の有無、子どもの特性（障害の有無、非行傾向、メンタルなど）などについての情報を収集する。

ウ こうした子どもの意向と周辺の情報から、初期段階での方針を子どもとともに考える（その後の変化に留意する必要は後述）。

日常の活動

ア 子どもとの信頼関係を構築するため、時間が許す時は、シェルターに赴く、一緒に外出するなどをする（自由に外出できない子どものストレス発散にもなる）。週1回程度は子どもの顔を見る。シェルターへの訪問が難しくとも、電話で話して様子を確認することが大切。＊あまり顔を見せないと子どもとの信頼関係が構築できないし、不満が溜まりやすい。

子どもとの関係を深め、安全で安心できる環境で暮らす中での意向の変化等に留意しつつ、退去後の行き先の希望に関する話を行う。

イ シェルタースタッフや児童相談所担当職員（一時保護委託の場合）と情報共有をしつつ、子どもの日常生活から見える子どものニーズを把握する。

子どもの病気の有無の把握に努め、病気にはいたらないものの体調不調の訴え等にも留意する。受診が必要な場合には、早めの受診を心がける（受診への付添はスタッフ等と相談して対応。ただし、健康保険証を使うと受

診したクリニックの連絡が親権者に届く場合があるので、注意が必要である。）。子どもが不調を訴える場合には、なるべく受診を検討することが推奨されるが、そのニーズが「受診」そのものより「心配してほしい」といった周囲の大人に向けたケアニーズであると認められる場合には、ケアを求める気持ちを酌み取ってその気持ちを踏まえたりアクションを子どもに伝えるように行うことを心がける。

子どもの生活ぶりや話の中から、金銭管理の力（自己の収支を管理する力、金銭貸借の基本的な考え方（お金を貸すとトラブルになりがち等）、電気や水の節約の観念、さらにATMを使えるか等）、家事についての基本的な力（掃除、洗濯、料理等）、他者との基本的なコミュニケーション力（困ったときに他者へ相談ができることを含む）などを把握する。そのうえで、子どもの状況に応じた金銭管理のノウハウ（マネー講座）や、家事経験（特に男子にも経験してもらうのがよい）、さらに、退去後トラブルとなりやすいテーマについて（例えば、性教育、薬物教育、闇バイト）、話ができる機会（研修等もよい）を準備しておくといよい。

退居先について

子どもの希望を踏まえ、社会資源との調整を図りつつ退居に向けた具体的な方針を検討する。子どもも保護者も帰宅の意向で、環境調整も可能な子どもについては自宅に帰る方向で調整する。帰宅が難しい場合には、自立援助ホーム（児童自立生活援助事業Ⅰ型）への入居、児童養護施設やグループホームなどへの入所など、具体的な地域での選択肢の中から、子どもの希望を踏まえつつその子どもの発達状況等に沿う方針を検討する。生活保護の受給申請手続が必要な場合には、申請の動向も行う。＊子どもの意向がコタン等おとなの観点からは、現実的とはいえない場合もある。そのような場合には、子どもが望む方針の具体的な課題についてかみ砕いて説明し、大人が心配していることを伝えたとで話し合い、子どもに（仮に方向性は変わらない

としても）これから歩むべき一歩はどうあるべきかを考えてもらう。

退居のための具体的活動

ア 自宅に戻る場合：もともとあった保護者との対立点を解消し、入居時に生じたトラブルを繰り返さないよう、コタンが調整して親との間でルール決めをする。退居までに複数回、親を含めた面談を行い、双方の意思を確認する。

イ 自立援助ホームに入居する場合：児童相談所とも連携し、近くの自立援助ホームの空きを確認する。施設毎に特徴があるので、相互のマッチングの必要性から、子どもを連れて必ず見学に行く（子どもと自立援助ホームとの関係は契約だが、自立援助ホームの入居手続は児童相談所からの措置となる。このため、子どもの自立援助ホームの入居に際しては児童相談所と連携しつつ進める必要がある）。

ウ 就労する場合：若者用ハローワークなどで就労先を探す。住み込み就労ができるか、できない場合は一人暮らしをしなければならないが、未成年の場合には子ども単独では賃貸借契約を締結してもらえないため、賃貸借契約について親権者の協力が得られるかを確認する。場合によっては、賃貸借契約締結のために親権停止による職務代行者の選任や、未成年後見人の選任を検討する。家具・家電等については、物品の寄付で補えるものがあるか、購入資金を賄える行政からの支援や民間からの助成・寄付がないか、予めシェルターで整理しておくといよい。

エ 生活保護の受給が必要な場合：一人暮らしをして学校に行く場合や、就労しても十分な収入が得られない場合には、生活保護の受給申請を検討する。生活保護担当課は未成年者が独居で生活保護を受給することを嫌う場合があるので、子どもの担当弁護士が事前連絡、同行支援、申請中の連絡窓口等の対応を行い、補足資料の提出等きめ細かな対応を行



う。また、事案によっては、生活保護受給して退居した場合の担当ケースワーカーとの連絡を退去後も行ってフォローする。

オ その他：児童養護施設やグループホームへの入所や里親委託については、児童相談所の措置となるため、児童相談所と協議・連携を図る。親権者が同意しない場合には、児童福祉法28条申立の必要性を提案することも考えられる。

子どもが入院を要する場合には、躊躇せず対応する。特に、精神科への入院の場合には、寛解時（退院時）の対応について病院や児童相談所等とともに検討する必要がある。

退居後の子ども支援の継続

シェルター退居後、子どもの生活が安定したことを見届けて（基本的には2、3か月が目安となろう）コタンの活動は一旦終了する。しかし、シェルター入居に至った子どもには、大人の支援者が少ない（いない）ことが一般的である。特に、就労した場合には初めての仕事であることも多く、仕事が継続できるか、人間関係のトラブルを乗り越えられるかなど、様々な試練がある。

未成年後見人等の選任が必要となり、子ども担当弁護士が選任されるケースでは関係が継続することもあるが、そうでないケースでも、事務所の電話、携帯電話などで、何かあった時に相談できる人間関係を作り、縁あって関わった子どものサポートを心がけたい。



その7

アフターケア、自立援助ホーム

（NPO法人子どもシェルターモモ 編）

アフターケア事業 経過

子どもシェルターモモは、男子用の自立援助ホームを開設した半年後に子どもシェルター「モモの家」を開設し、翌年女子用の自立援助ホームを開設と、法人設立2年後には3つのホームを運営することになりました。当然のことながら虐待を受けながら育ち、低学力・低学歴の若者たちは、入居中も退居後もなかなか定職に就くことができず職を転々とします。

開設1年後には、職員たちから「退居後のケアが必要」という声が上がりはじめ、退居した子どもたちの「居場所」づくりが始まりました。2012年度は、事務局機能の一部を担っていた副理事長(当時)の事務所を居場所として利用させてもらい、子どもたちが三々五々訪問して息抜きをしたり、事務員さんや司法修習生にパソコン操作を教えてもらったり、教科の問題集などを持ち込んで学習等をしていました。

そうした中、法人の事務局確立の必要から、2013年度から退居後のフォローアップを兼ねた場として、岡山市内に一軒家を借り事務局員を配置し、専務理事による応援体制を作り、フォローアップ事業を始動させました。フォローアップ事業の財政基盤は、朝日新聞厚生事業団、福祉医療機構等の助成金で運営してきました。

場所ができたことから、理事とボランティアで、月1回の「食事会」、月2回の「学習支援」を始め、クリスマスリース作り、正月飾り作り、お花見会など季節ごとの催しもできるようになりました。また、一時避難場所としても利用されるようになりました。しか

し、行事は理事やボランティアで運営できるのですが、昼夜を問わない急を要する案件が多くあり、事務局員と専務理事への負担が大きくなってきました。

岡山市との協働事業を経て「アフターケア事業」、「社会的養護自立支援拠点事業」受託へ

社会に出た後、親からの支援が得られにくいという点では、モモから退居した子どもも、児童養護施設等で高校卒業まで暮らした子ども(若者)も同じ状態ではないかと気づきました。また、この事業を助成金だのみでは継続が難しいことも見えていました。

2014年、岡山市がNPOと協働で、抱えている課題を解決する「市民協働事業」の公募があり、モデル事業として岡山市の担当課と協働で、「児童養護施設等退所前『学び事業』」を取り組みました。また、企画運営には他のNPOや養護施設出身者にも加わってもらって体制を組み、アフターケア相談所「e n」を立ち上げました。学び事業は岡山県下の12児童養護施設(岡山市は5施設)に案内し、「退所前に知っておきたいこと」6講座を実施しました。継続して3年間行ったところで、成果を基に岡山市へ予算化を働きかけ、2016年度から岡山市の事業として決定し、モモが受託しました。2024年度は「社会的養護自立支援拠点事業」を受託できました。

「休眠預金」の助成でアフターケアの新しい拠点を取得

当法人の発足以来、子どもに関係する課題には、岡山NPOセンターをはじめ多くのNPOと連携して課題に取り組んでいます。2020年に「休眠預金活用」団体として申請してはどうかという提案があり、事務所での対応に限界を感じていたところでしたので、新たな拠点を購入するための資金支援をと「児童養護施設等を退所後に困難を抱えた若者支援の充実・強化事業」として申請し、戸建ての5LDKの物件を手に入れることができました。これには岡山NPOセンターの大きな支援・助力がありました。

拠点が事務所と2か所できたことから、支援件数は多くなり、事務局員と兼務であったアフターケア職員を分掌し、専任職員を4名に増員しました。また、

モモが毎年行っている「ボランティア養成講座」を修了したボランティアに平日、午後1時から5時まで拠点と事務所で、電話や訪問してくる子ども・若者

たちへの対応を担ってもらっています。また、毎週、フードバンクから水曜日は「巻きずし」、木曜日はボランティアによるお弁当（おかずだけ）を拠点で作る「公式ライン」アフターケアに登録した若者からの希望を受け付けています。

また、若草プロジェクトや「アマゾンほしいもののリスト」にリストアップすると全国から物資が届くので、それを拠点で展示し、1カ月に1回、自分に必要なものを5点まで持ち帰ることができるようにしています。

訪問、通院同行、行政手続き等は専任職員と理事で対応しています。

現在の課題

行政から、2025年度には「随意契約はいいかなものかという」意見があったそうで、岡山市は公募で「企画競争」という手法をとると、2025年2月に通達があり、現在企画書を作成中です。また、契約期間は1年間

という期限があり、アフターケアの「継続的な支援」の本質から外れているような公募に戸惑っているところです。虐待や貧困で心に傷を持った若者たちの自立支援について行政としっかり話し合いをし、行政と連携して支援が継続できるようにしていきたいと考えているところです。

表 アフターケア実績

		支援内容・研修推移			
	件数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
支援内容	生活支援	2,129	2,035	2,172	3,026
	就労支援	74	51	146	151
	居住支援	27	22	134	98
	法律相談	—	—	18	34
	医療連携	—	—	33	26
支援形態	居場所利用	934	940	999	986
	相談窓口 (含電話・メール)	593	555	667	1,041
	訪問・同行・その他	693	613	1,048	1,308



左)「あてんぼ」外観

左下)「学南ホーム」外観

右下) 休眠預金の助成で取得できた
アフターケアの拠点





第3章

子どものニーズに寄り添って



その1 たった一つの笑顔のために NPO 法人ロージーベルの活動について

(認定 NPO 法人ロージーベル 編)

■ NPO 法人ロージーベルの出発点

私たちの NPO 法人ロージーベルは、2008 年 10 月に法人化されましたが、その活動の起源は、保護司で作家である大沼えり子（以下「理事長」といいます）が中心となり、東北の少年院向けの DJ 放送を提供する活動です。理事長は、少年院で更生に向けて頑張っている少年たちに「一人ではないんだよ。みんな待っているよ。」という想いを伝えていました。

理事長は、保護司として少年院を訪問した際に、2 年近く少年院で生活している少年に出会いました。その少年は、家族がなく帰る家がない、つまり環境調整が整わないとの理由で社会復帰できないということでした。笑顔が素敵な少年、しっかりとあいさつができている少年、こんな少年を社会で支援できる、少年たちの居場所としての「少年の家」を作りたい、という想いを強くし、理事長の DJ メンバーを中心に、NPO 法人ロージーベルを立ち上げました。

■ 東日本大震災と少年の家ロージーハウス

(1) 私たちは、少年の家事業をスタートさせるため、少年院から仮退院できない少年たちがいること、市民が少年たちの更生支援をすることの大切さを伝える講演活動などをしながら、寄付金を集める活動を行ってきました。

「なぜ、非行に走った少年の支援を市民がしなければならないのか、家族と自分の力で立ち直るべきだ。他人の力を頼るべきではない。」そんな声もあり、私たちは、ロージーベルの

活動に対する市民の反応はどうだろうか、とても不安でしたが、講演会には多くの市民の方々に参加していただき、寄付金も増えていきました。少年の家を自分たちで「建てる」には資金はたりませんでした、少年の家を「借りる」ということは可能となりましたので、2010 年 10 月、少年の家事業「ロージーハウス」をスタートさせました。

(2) 少年の家事業を立ち上げてから、私たちは、仙台保護観察所、仙台家庭裁判所に足を運び、自立準備ホームとしての登録、補導委託先としての登録のお願いに行きました。その当時は、就労場所と生活場所が異なるというロージーハウスについては、前例がないらしく難色を示されましたが、すでに関東ではカリヨンをはじめ私たちと同じスタイルのシェルターを運営している団体があることなどを説明し、自立準備ホーム、補導委託先としての登録に向けて前向きに検討してもらえるようになりました。そんな矢先に、2011 年 3 月 11 日をむかえました。

(3) 少年の家ロージーハウスのスタートは、東日本大震災で家族と連絡が取れない少年の受け入れでした。私たちも、物資が無い中で、少年たちを受け入れてきちんとしたフォローができるのかとても不安でしたが、私たちの想いである「たった一つの笑顔のために」を胸に、できる限りのことをしようということで、3 人の少年たちを受け入れました。

物資が無い中で、私たちを支援してくださったのは多くの市民の方々と、全国のロージーベル、そして理事長である大沼の想いに共感してくださった方々でした。ロージーハウスには、毎日のように支援物資が届きましたし、ロージーハウスの宿泊ボランティアさ



んとしての協力者の皆さんに、私たちは胸が熱くなりました。私たちの活動は間違っていない、そう確信できるできごとでした。なお、最初に受け入れたその 3 人の少年たちは、紆余曲折しながらも、ロージーハウスから巣立ち、社会の一員として頑張っています。

■ これからのロージーベル

私たちロージーベルは、自立準備ホームに加え、2017 年から自立援助ホームに登録し、更生保護・児童福祉の両面から、少年の支援活動を行っております。

また、2020 年には女子を対象とした自立準備ホーム、自立援助ホーム、シェルターの機能を併せ持つ「ロージメゾン」を開所しました。さらに、ハウスとメゾンを卒業する少年たちのアフターケアの場としてステップハウスの運営にも取り組み始めています。

このような状況でこれからますます、市民の協力と他団体との連携が必要になりますので、ロージーベルでは、市民ボランティアの育成のための「ロージーベルボランティア養

成講座」、少年問題に取り組んでいる団体との「ロージーベル連絡協議会」を年に数回開催しておりますが、今後もこのような活動を続けてまいります。

少年たちのことを理解し、受け入れて、支えるという受容的な社会を目指すには、社会を構成する市民の方々の理解と協力が不可欠です。そのため、年に 1 度の総会に合わせて、「ロージーベル講演会」を開催したり、理事長の講演活動や執筆活動、そして映画製作などを通じて、少年たちの置かれている現状を市民に知っていただき、少年たちに目を向けていただけるような活動にも力を入れていきたいと考えております。





その2

すべてのこどもに明るい未来を！

（NPO 法人おおいた子ども支援ネット理事長 矢野茂生）

これまでの経緯

平成 27 年 4 月、私たちは「子どもたちの権利保障と安心安全な暮らしの確保」を基盤とした、子どもシェルター機能を内包する自立援助ホーム（以下みらい）を立ち上げました。全国ネットの仲間にも入れていただき、本年度は 10 年目を迎えます。当法人は福祉と司法の共助を中核に、様々な事業に取り組んでいます。

※ <https://oita-kodomosien777.net/>
おおいた子ども支援ネットHPご参照ください

しかしながら、令和 3 年度「みらい」を休止することとしました。「20 歳という年齢制限の制度デザインとサービスを必要とする若者たちの現実がミスマッチ！」という大きな課題にぶつかったことが主な理由です。「年齢で自立を強いることの困難性」に直面しました。特に、幼少期から多くの傷つきや痛みを抱えながら必死に生きている若者はなおさらのことです。ホーム（シェルター含む）を巣立った後、継続したアウトリーチでの支援や法人独自の短期宿泊（アパート賃貸）など、暮らしの保障や個々に応じた自立の模索に多くの時間を費やすことになりました。大人や社会を信用できず、もがく若者たちの現実に「措置制度の限界性」を感じたことも事実です。結果、私たちは「いったん休止」を選択し、様々な角度から「子どもや若者のニーズになるべくマッチングする短期的な暮らしの保障と継続したソーシャルワーク」について、模索してきました。

社会的養護自立支援拠点事業

令和 6 年児童福祉法の改正によって、「措置上限年齢の撤廃」（ただし現実にはいろいろある…）や、「社会的養護の退所者支援事業（通称アフターケア事業）」が法に明記されました。さらにアフターケア事業が対象を拡大した「社会的養護自立支援拠点事業」（以下拠点事業）としてデザインされました。もともと当法人はアフターケア事業を県から委託されており、この改正によって「一時避難としての居住支援」ができる！これだ！！！！—「措置制度による限界がなくなる」「短期的な暮らしの確保とその後のソーシャルワークをつなぐことができる」など、これまで検討してきた課題をこの事業で解決していくことができると考えています。（でもお金があんまりないけど…という新しいモヤモヤも同時に誕生！ま。それはそれでなんとかするしかないのですが笑）。

「まち」をデザインする

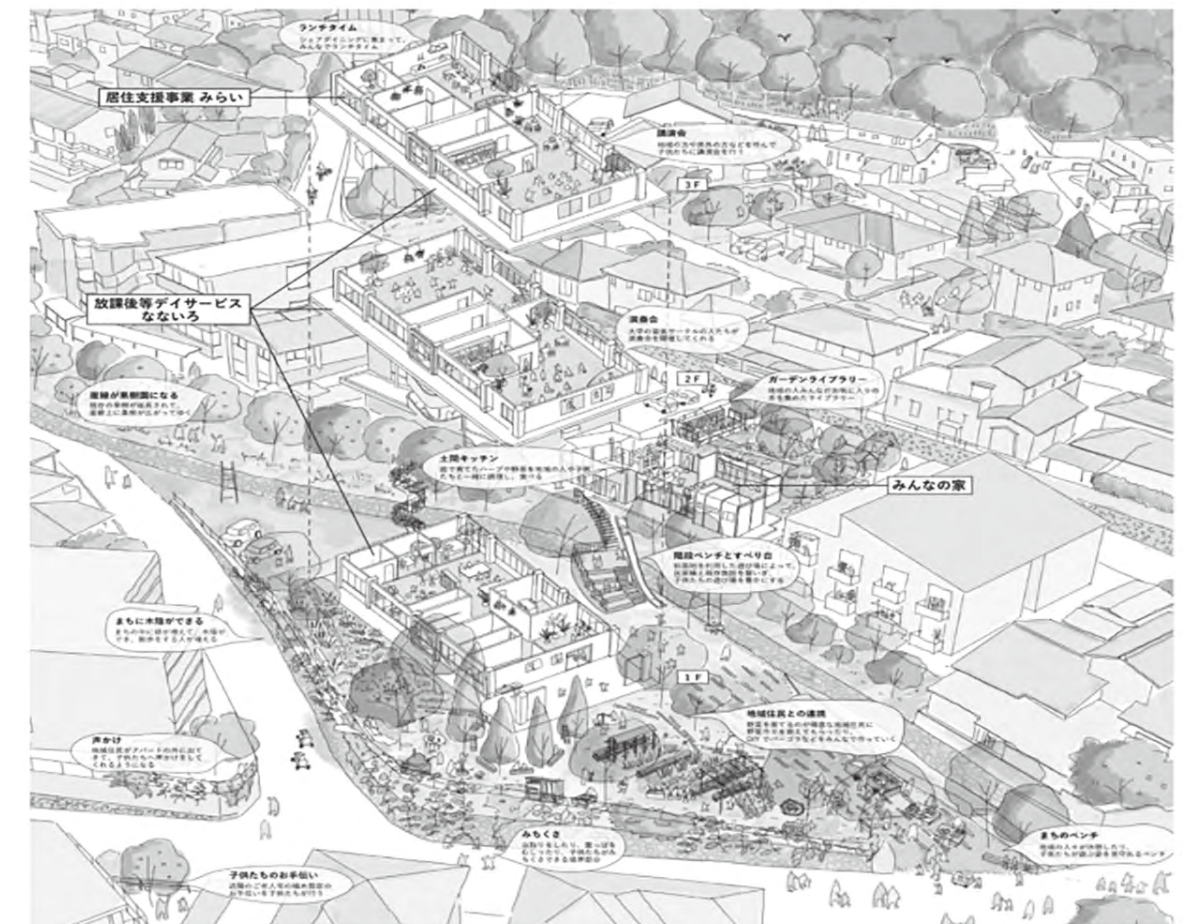
以前、自立援助ホームやシェルターで暮らした若者が地域の方々との交流によって（支援者ではない大人とのふれあいや活動のなかで）、大きく成長したり、大人を少し信用してもいいかなと思えるようになっていたりすることがありました。上記の拠点事業を中心とした一福祉とまちの境界を小さくする「まちづくり」を行います。3 度目の挑戦で日本財団から建物の改修工事を行うチャンスをいただきました！（みらいの福祉施設建築プロジェクト参照）これからの福祉サービスは、多様な主体が知恵やリソースを持ち寄りながら、地域（まち）全体で取り組む必要があるのでは

ないか？虐待の苦しさや自立の難しさに対する専門的なケアはもちろん重要。それに加えて、子どもや若者の選択肢をどうやって拡大していくのか。抱え込みがちな福祉モデルを思い切ってまちに拓く。みんなで考えてもらう。子どもも若者も一緒に考える～「だんのはるオーガニックケアガーデン」が令和 7 年度中に完成予定です。どうぞ、九州にお越しの際はぜひお立ち寄りくださいませ！

おわりに～選択肢の拡大と社会デザインと

「虐待や家族不調和などから孤立する子どもや若者の緊急避難と権利保障」。振り返れば、このネットワークのみなさまが声を上げてくださったことが、社会的養護の分野や若者支援等における新しい社会デザインをつくり始

めたきっかけだったのだと思います。短期的な避難や暮らしの保障はいろんなカタチがあれど、子どもや若者から見れば「選択肢の拡大」という大きな意味合いを持つように思えます。私たちもみなさまの活動に学ばせていただきながら、取り組みを重ねていきます。社会の総力をもって、困難を抱えながら、懸命に生きる若者が幸せを感じることができる、安心して困難に立ち向かうことができる社会デザインを描いていきましょう！「スクラム連携」ですね！



イメージ図：「だんのはるオーガニックケアガーデン 薬～ hikobae ～」

（ほぼ解読不能で申し訳ございません。3 階建の RC 棟と隣接する民家を改修しまちの拠点をづくります）



その3

子どもの目線、子どもの選択

（そだちの樹 安孫子健輔）

閉鎖の衝撃

「福岡のシェルターが閉鎖した。」

2014年3月、このニュースは全国の関係者に衝撃をもって迎えられたことだろう。当時は全国各地で立ちあげの話が進み、全都道府県への配置に向けた動きが加速しつつある時期だった。運営が難しいと言われていた地方都市にも拡大の兆しが見えていた中での、福岡の閉鎖。かねてより指摘されてきた子どもシェルターの課題が、もっとも厳しい形で表に出たことになる。

渦中の私たちにとっても、閉鎖の傷は思いのほか深かった。関係機関の信頼を失い、法人会費や寄付で支援してくれた人たちも裏切ることになった。Yahoo! ニュースで取り上げられ、見ず知らずの人たちから無数の誹謗中傷を受けた。ミーティングには妙な緊張感が生まれた。みんなが同じ方向を見れなくなった。

原因を探る

再開に向けた動き出しは早かった。当時は「休止」という言い方をしていた、再開することが前提になっていた。原因を探り、対策を立てれば、再開できると思っていた。

閉鎖の原因は、シンプルに言えば資金難に尽きる。そだちの樹が運営していた子どもシェルター「ここ」は定員を5名としていたから、その2倍に当たる10名の入居があれば、翌年度は5名分の措置費（事務費）が支払われる。しかし「ここ」では、開設した2012年度にはちょうど10名の入居があったものの、2013年度は5名にとどまり、2014年度の措置費が1,000万円近く削減される見

通しとなった。多額の寄付を集める仕組みも、潤沢な蓄えもなかった私たちにとって、1,000万円の減額をカバーしながら運営を続ける決断は難しかった。子どもを追い出したり、常勤スタッフを解雇したりする必要がなかったのが救いだった。

解決の方向性はふたつ考えられた。ひとつは資金調達の仕組みを整えて、措置費が減額されても事業を継続させられるようにすること。もうひとつは、毎年10名以上の子どもに利用してもらえるようにして、措置費の減額が起らないようにすること。

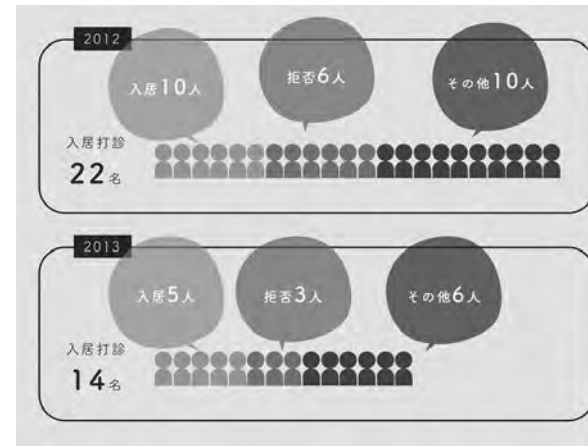
私たちは当初、どちらか一方に絞り込んで対策を立てようとは考えていなかった。資金を潤沢に確保できれば措置費が減額されても運営を継続できるし、とはいえ見通しの立てにくい寄付に依存した運営というのは不安定にすぎるから、10名以上の利用を確保することも並行して考えないといけない。そんな認識だった。

資金難という嘘

具体的な進展がないまま数か月が経ったころ、中間支援のNPOから誘われ、NPO向けのマーケティング講座に参加した。資金調達のヒントが得られるかもしれないと気楽に考えていたが、私たちは、ここで厳しい現実を突きつけられることになった。

私たちはまず、利用する子どもが少なかった原因を改めて分析することから始めた。2年分の記録をひっくり返して、入居の打診を受けた人数と、実際に入居した人数、入居を断った人数を整理した。

（図1）「ここ」における入居打診の件数と受入状況



2012年度は、22名の入居打診があった。このうち、入居の要件に該当しないことが明らかで、入居の可否について具体的な検討に入らなかったものが10名あり、残りの12名のうち、入居に至ったものが6名、入居を断ったものが6名あった。複数回入居した子どもがいたため、延べ人数ではちょうど10名となり、暫定定員は回避できた。

他方、2013年度を見ると、そもそも入居打診が14名と少なく、入居は5名、入居を断ったものが3名、明らかに入居の対象とならなかったものが6名となった。つまり、一応入居の可能性のあるケースをすべて受け入れたとしても、10名の利用には至っていなかったことになる。

利用人数が少なかったのは、私たちが受け入れに消極的だったからではない。それ以前

に、子どもたちから声がかからなかったということだ。

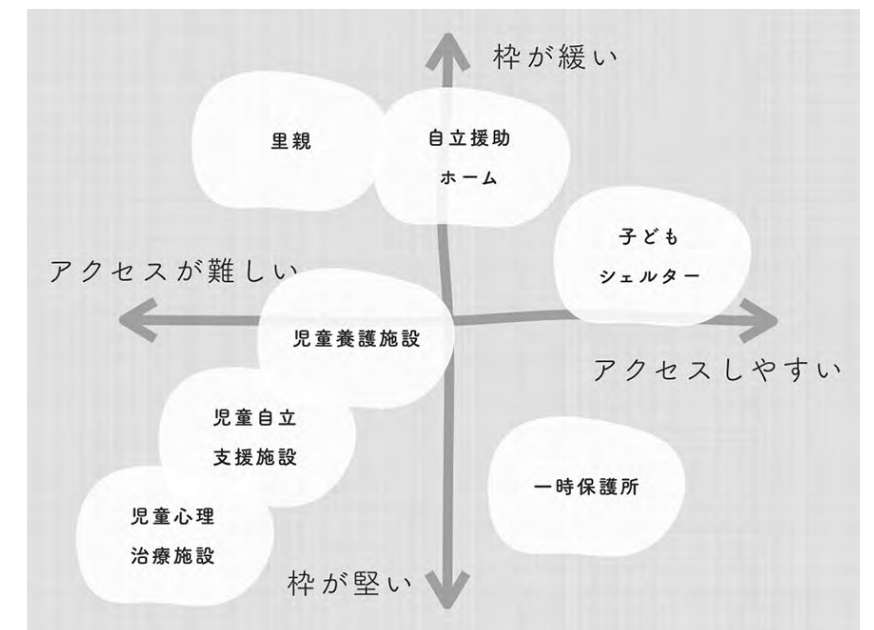
子どもシェルターはどこにいるのか

では、なぜ「ここ」には声がかからなかったのか。福岡市の一時保護所には10名分の個室が備えられていて、集団処遇になじまないという子どもをシェルターで受け入れる必要があまりなかったこと、自立援助ホームが少ないため（当時は男女混合のホームがひとつあるだけだった。）、シェルターで受け入れても退居後の生活場所が確保しにくく、入居が長期化しやすかったことなど、外部的な事情はあった。しかし今になって振り返れば、こうした事情は閉鎖の本質的な原因ではなかったと思う。

転機になったのは、そのマーケティング講座で「ポジショニング・マップ」を作った時だった。ふたつの評価軸を任意に設定し、一方の評価軸を縦に、もう一方を横に置いて、ターゲットが重なる事業をプロットしていくと、競合相手と自分たちの立ち位置を視覚化できるというものだ。

私たちは最初、こんな図を作った。枠の堅さを縦軸に、アクセスの良さを横軸に置いて、思い当たる入所施設を配置した。一時保護所

（図2）緊急避難先のポジショニング・マップ



は、虐待を受けた子どもを最初に受け入れるという意味でアクセスはいいが、生活の隅々にまでルールが存在し、枠の堅さは際立っている。子どもシェルターは、子どもが自らアクセスすることもできるが、里親や自立援助ホームに比べれば一定の枠があることは否定できない――

しかし、このマップには何か違和感があった。こうやって立ち位置を確認したところで、閉鎖の原因や再開に向けたヒントは見当たらなかった。軸の立て方が違うのか、他の入所施設と比べてみてはどうか、そもそもこのツールは役に立つのか。悶々としながら議論を重ねた。

五十歩百歩

そんな中、ふと感じたことがあった。子どもにとって、一時保護所と子どもシェルターの違いなんて、ほとんど意味がないのではないか。どちらも敷居は高いし、ルールは細かい。あえて行きたいと思うような場所ではない。それはマップに置いた入所施設すべてに当てはまるかもしれない。子どもにとって、社会的養護の世界そのものが、アクセスしにくく、お堅いところなのではないか。

そう思って、私たちはマップを作り直した。一時保護所も自立援助ホームも児童養護施設

も一緒にたにして、マップの左下にみんな追いやった。苛烈な虐待を受けている真っ最中に、子どもがまず逃げ込もうと考えるのはどこか。そう考えて、友だちの家や学校、保健室などを置いてみた。子どもたちにどうやって選んでもらうかという視点で社会を眺めたとき、子どもシェルターにとっての競合相手は、一時保護所でも、自立援助ホームでもなかった。友だちの家や学校と並んで、あるいはハイリスクの仕事と比べて、選んでもらう存在にならなければならないことが見えてきた。

子どもの目線

振り返ってみれば、私たちは、子どもシェルターはいいものだから、子どもたちはきっと利用してくれると無前提に信じていた。しかし子どもから見れば、それは大人たちの奢り以外の何ものでもなかった。

「ここ」に子どもたちがやってこなかったのは、要するに、こういうことだ。それは、「ここ」が子どもにとって魅力的な居場所ではなかったから。私たちが、子どもの目線で物ごとを考えようとしなかったから。

こうやって結論を出したのは、2014年の秋ごろだったと思う。閉鎖から半年以上かかって到達したのは、子どもの権利を扱う弁護士たちが、子どもの目線を失っていること自体

に気づいていなかったという皮肉な結論だった。

子どもたちとつながるチャンネル

「ここ」は、子どもたちから遠すぎた。私たちは、もっと子どもの近くで、子どものいまを知る必要があった。しかしどうやってそれを実現するのか。子どもの権利、子どもの目線が大切であると知っていることと、それを実践することとは難しさが格段に違う。

そんな中、当時オフィスに来ていた2人の学生が企画書を持ってきた。相談事業を立ちあげて、子どもたちと直に接点を持つチャンネルを作ってはどうかという提案だった。遠くにいた子どもたちに近づくための、シンプルで効果的なプロジェクト。メンバーに反対はなかった。

準備は急ピッチで進んだ。どうしたら子どもたちにアクセスしてもらえるかを徹底して議論した。法人のウェブサイトと別に、相談を考える子どもたち向けの専用サイトを立ちあげた。財布に入れておけるクレジットカード・サイズの相談カードを作って、児相や区役所、高校、大学を回り、カードの渡し方、紹介の仕方をレクチャーして回った。そうして2015年4月、相談窓口「ここライン」を開設した。

ここラインの事業内容や相談実績はここでは書ききれないが、相談件数は順調に伸び、2人のソーシャルワーカーが日々たくさんの若者たちとかかわっている。詳しくはウェブサイトを参照してほしい。



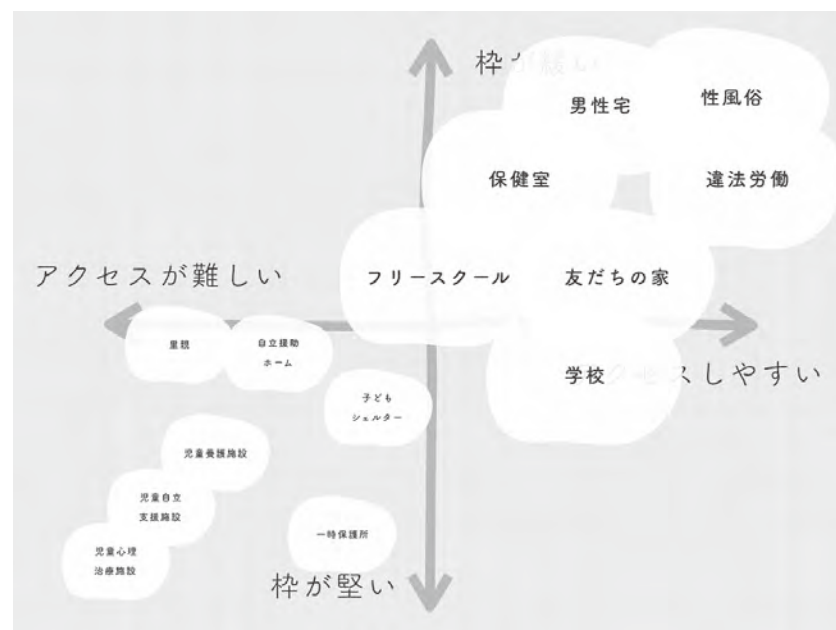
<https://sodachinoki.org/kokoline/>



おわりに

相談窓口の運営を通して見えてきたのは、虐待を受けている子どもにとって、子どもシェルターは有効な解決策ではあるものの、唯一の解決策ではないということだ。多くの子どもにとって、子どもシェルターは「ちゃんとしすぎている」と言えば分かりやすいかもしれない。

子どもたちは、それぞれが自分にとって唯一の居場所を求めているが、その形態は唯一ではない。子どもたちのニーズを総じて見れば、必要なのは多様な居場所だ。そうしたニーズを前に、子どもシェルターはどのポジションを守るべきか。地域の事情を踏まえながら、子どもシェルターはどうあるべきか。そもそも子どもシェルターであるべきか。在宅では解決できないのか。子ども目線で徹底的に、不断の検証を続けることが、子どもシェルターの発展には不可欠だと改めて思う。そうやって子どもシェルターは、輝き続ける存在であってほしいと願う。





その4 続けて運営していくために 実践したいこと

(NPO 法人 子どもセンター・ピッピ 松山 馨)

立ちあげた子どもシェルターを続けて運営していくには、どうしたらよいでしょうか。第1に、多くの子どもたちに認知してもらうこと、第2に、入居の打診に対して素早く支援を開始すること、第3に、定員どおりの措置費を受け取ることが有効です。

2024年9月28日、同月29日、子どもシェルター全国ネットワーク会議の総会・分科会・全体会が埼玉県さいたま市で行われました。子どもシェルターピッピは、2度の休止を経て、2021年10月、再開をしました。いつまた休止に陥るか、と不安の種はつきません。そこで、子どもシェルターを続けて運営していくことを、全国ネットワーク会議の議題にさせていただくことにしました。その結果、さまざまな実践を知ることができました。そのなかから、実践したいと強く感じた3つを報告します。

1 多くの子どもたちに認知してもらうこと

子どもシェルターを続けて運営していくためには、入居者が続くことが必要です。シェルターは、家庭に居場所のない子どもたちの緊急避難場所です。家庭に居場所のない子どもたちが、子どもシェルターを利用して緊急に避難したいと考える子どもたちです。そうだとすると、子どもシェルターの存在を多くの子どもたちに伝えることができれば、多くの子どもたちが入居を検討し、その結果、入居者が増えていくと考えられます。

家庭に居場所のない子どもたち自身や、その周辺にいる支援者に子どもシェルターのことを知ってもらうことに、どの法人も力を入

れています。工夫をこらしたウェブサイトを持ち、アピールしています。SNS サービスも積極的に活用されているようです。また、子どもたちからの電話相談に力を入れているという報告もありました。電話相談カードを年間何万枚も、警察や公共施設などにおいてもらっているそうです。電話相談員6人でシフトを組んで対応しているとのことでした。

また、児童相談所との連携にも、ほとんどの法人が力を入れていました。子どもシェルターは、児童福祉法25条1項にもとづいて要保護児童を児童相談所に通告しますし、児童相談所から、一時保護の委託を受けたり（児童福祉法33条2項）、自立生活援助について対象者に代わっての申込みの提出を行ったりします（同法33条の6、第2項）。このように、児童相談所には児童虐待の情報が集まる仕組みになっているのですから、児童相談所に子どもシェルターの理念と実態をよく知ってもらい、子どもシェルターを積極的に活用してもらうような関係を築きたいものです。児童相談所との連携が円滑に行われるよう、相互の情報共有や守秘義務について協議し、協定書を締結することも有効です。

このほか、自治体を通して、子どもたちに子どもシェルターのことを知ってもらうことも、有効です。自治体も、家庭に居場所のない子どもの情報が集まってきます（児童福祉法25条の7）。自治体あてに、シェルターの実情や、施設概要、利用方法などを伝え、シェルターを知ってもらう機会を設けているという報告がありました。約10か所の自治体が参加したとのことでした。

このように、家庭に居場所のない子どもたちに子どもシェルターの存在を知らせるため

に、なるべく多くの人の目に触れるようにすることと、要保護児童の情報が集まる機関との連携を強化することの両面が有効です。

2 素早く支援を開始すること

次に、入居の打診が来たら、入居希望者や支援者を待たせることのないよう、直ちに入居の可否を判断し、支援につなげることが有効です。せっかく打診があっても、入居の可否がすぐに得られなければ、希望者・支援者の期待に答えられないでしょう。いつまでも希望者・支援者が待っていてくれるとは限りません。受け入れられるのであれば直ちに入居し、支援を開始することが、わたしたちに求められています。もし受け入れることができないのであれば、すぐに他の選択肢を提示すべきです。

そのために、まずは、施設スタッフの意見をすぐに確認します。先行して入居している入居者の状況を最もよく把握しているのは、施設スタッフです。施設スタッフが無理だと感じているのに入居させることはできません。施設スタッフが受入の可否を早期適切に判断することができるよう、打診を受けた時点で、入居希望者本人や親権者の状況、健康状態などを、的確に聴取しておくことが肝心です。

どのような仕組みで、入居可否の最終判断をするのか、も、あらかじめ明確にしておく必要があるでしょう。緊急会議、オンライン会議、メール利用など、さまざまな実施方法が考えられます。できるだけ早い結論が出せる方法を検討するのがよいでしょう。

次に、受け入れることとなったのであれば、できるだけ、関係機関に協力してもらうことも重要だと感じました。児童相談所から一時保護の委託を受けるのであれば、児童相談所から子どもシェルターまで児童相談所の車で職員に送り届けてもらうことがあるという報告がありました。関係機関との関係を築くことが、早く効率的に支援を開始することに繋がります。

さらに、コタンをできるだけ早く手配することも重要です。すべての入居者にコタンが

についていることも、わたしたちの子どもシェルターの特徴の一つです。コタンの候補者を確保するのに、弁護士会の委員会活動や食事会などは絶好の機会であるとのことでした。そして、名簿を調製して、候補者に、次の入居者があったらお願いする予定だ、とあらかじめ声をかけておく、という実践も報告されました。

3 定員どおりの措置費を受け取ること

子どもシェルターは、運営に関する経費の支弁を受けられます。子どもシェルターは、児童自立生活援助事業所として認められており（平成10年4月22日児発第344号厚生省児童家庭局長通知（令和6年3月30日こ支家第182号）「児童自立生活援助事業の実施について」別紙児童自立生活援助事業実施要綱第13）、事業運営に関する経費は、支弁を受けられます。

支弁を受けられる額について、入居定員ではなく、それより少ない暫定定員にもとづいて算定されることがあります。支弁を受けられる額は、令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知によるものとされています（前記実施要項第12）。支弁を受けられるのは、令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知（令和6年5月22日こ支家第324号）によれば、保護単価に、その月の定員を乗じて得た値等であり（同第1の5）、定員とは入居定員をいうが、ただし、都道府県知事等が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいうとされています（同2）。そして、暫定定員については、令和5年5月10日こ支家第49号こども家庭庁支援局長『「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」第1の1項に規定があり、算式が定められています。すなわち、暫定定員を定めるとは、入居定員よりも少ない値とすることであり、支弁される額を減少させる、ということを意味します。ですから、経費の十分な支弁を求める私たちにとって重要なのは、暫定定員を定められ



ないことです。同項（注）（6）第1文には、「前年度の新規入所児童数が定員の2倍以上である場合には、暫定定員を設定しないものとする。」と規定されています。つまり、定員の2倍以上の入居者を確保すれば、暫定定員を定めないことになり、入居定員ごおりの支給が受けられるということです。まずは、新規入所児童数が定員の2倍以上となるようにすることが必要です。

新規入所児童数が定員の2倍とならない時は、都道府県知事等に対し、「特段の事由」を訴えて、暫定定員を定めないよう働きかけをすることが有効です。同項（注）（6）第2文には、「上記算式を適用すべきでない特段の事由がある場合については、入所児童の具体的な入所計画等を基礎とし、かつ、上記算式の趣旨を鑑み、都道府県知事、指定都市若しくは児童相談所設置市の長が定めることができるものとする。」と規定されています。したがって、「特段の事由」を訴えることができます。

都道府県知事等に対する説得のために主張する「特段の事由」は、具体的なものが有効であるようです。例えば、いつからいつまで支援にたいへん手がかかる入居者がいたために、この期間中、何件の打診があったが入居することができなかった、というように、数字があると説得力があるようです。そのためにも、打診の時期や入居者の状況を記録し、説得のための資料を作成することが必要です。

もっとも、子どもシェルターの存在意義への理解が得られているため、暫定定員を定められていないという報告もありました。子どもシェルターは児童自立生活援助事業そのものではなく、入居期間や、入居退去のタイミングなどが同事業とは異なっています。また、暫定定員を定めて収入が減少すれば、子どもシェルターの存在自体が危うくなり、そうすると緊急避難場所を失うことになります。このようなことから、児童自立生活援助事業と同じように暫定定員を定めるべきではないということに理解が得られているとすれば、実に素晴らしいことです。一時保護所その他の

施設で受け入れることができなかった子どもたちに緊急避難場所を提供する子どもシェルターの事業はそれ自体価値があるはずです。その存続を危うくする暫定定員の定めには抵抗を続けなければなりません。

立ちあげた子どもシェルターを続けて運営していくのには、立ちあげと同じように困難があるかもしれません。しかし、困難に立ち向かっている仲間が全国にいます。子どもシェルター全国ネットワーク会議はそのためにあります。必要の都度、悩みを相談することもできます。さらに、全国ネットワーク会議では、毎年総会を開催しており、その際、行政説明など情報の共有や、各法人の経験の交流を行ってきました。本稿は、2024年に埼玉で行われた会議での学びをお伝えするものです。こうした経験交流等の機会は続くはずで、これからも、よろしくお願いいたします。



その5

開設直後と8年目
（大変だったこと）

（NPO 法人つなご 理事長 曾我 智史）

シェルター開設直後は、とにかく心配なことばかりです。継続的に運営していくための資金をしっかりと確保できるのか、雇ったスタッフとうまくやっていけるだろうか、シェルターを利用する子どもが本当にいるのだろうかなど、私自身のももとの心配性の性格も相俟って、本当に（主観的にですが）苦しかったです。

このうち、資金面については、シェルター開設前の準備段階で、大雑把なものでしたが資金繰り計画表を作成し、これを準備会のメンバーみんなで共有していました。シェルターを利用する子どもがいるのだろうかという点については、準備段階で、県内の各児童相談所を個別訪問しニーズがあることは確認していましたので、「なんとかなるはずだ」と自分に言い聞かせていました。

他方で、雇ったスタッフとの関係は、深く悩みました。スタッフの採用が最終的に決まったのが、シェルター開設の2週間前であったこともあり、自分たちが考える子どもシェルター活動の理念が、雇ったスタッフ全員に浸透しているとは言い難い状態でした。シェルター開設から最初3カ月間は、シェルターの施設長である従業員との間で、陰湿な関係にもなりました。施設長が辞めてしまったら、子どもシェルターの活動はさっそく休止せざるを得ないだろうと覚悟したときもありました。こんな悪い状況の改善に向けて支えてくれたのは、準備会から関わってくれていたメンバーでした。いろいろなところでフォローをしてくれました。結局は、シェルター施設長の寛容さに私自身が惹かれることになり、今では、施設長は、私にとって、子どもシェルター活動において最も信頼のおける最大の

パートナーとなっています。お互いに言いたいことを後腐れなく言える関係性になれたこと（もちろん、礼儀をわきまえているつもりです）が非常に大きいです。

私の中では、子どもシェルターの運営面では、スタッフのことで悩むことが6、7割を占めています。スタッフが、やりがいを継続的に感じられるような仕組みを作らなければならないと思いますが、なかなかそのためにどうしたらよいのか解決策が見つからないわけではありません。

NPOを運営して8年経ちます（2025年時点）。立ち上げの段階で、志を同じくしてともに頑張ってきたはずのメンバーの半分以上が、今では、すでに辞めています。それぞれ辞めることにした事情はさまざまとは思いますが、しかし、ときに、深い対立が起こるときもありました。“事実と論理”には長けていると思われる弁護士同士であっても、このような対立が起こるのですから、より一層疲弊する感じがします。私は、「悪い対立」と「良い対立」があると思っています。「悪い対立」というのは、責任追及的、個人非難的な関係性です。まさに非難する一される関係ですから、お互いに過度に防衛的になり、（そのつもりがなくても）対抗するような言動を少しでもしてしまえば、二項対立の世界に単純化される錯覚を覚え、対立の沼にはまっていくほかないように思います。他方で、「良い対立」というのは、私たち子どもシェルターの活動との関係で言うと、“シェルターでサポートしている子どもたちのために、私たちは何ができるか？何をするか？”という共通認識（共通機軸）のもとで、意見を率直に伝え合うこ



とであると思っています。

「悪い対立」になりそうな予感がしたら、「良い対立」の基軸に戻すことが重要で、普段から、そのための組織づくりというものを意識しておく必要があると思います。対立は、運営を担っている者同士の間で、運営を担っている者とスタッフとの間で、スタッフ同士の間で、起こりえます。普段から、上記機軸のもとできちんと話し合える関係を作っておき、「悪い対立」からは距離を置く組織文化を作っておくことが重要であると思います。

また、組織文化としては、心理的安全性やトラウマインフォームドコミュニティなどの考え方がベースとなっていると良いように思います。

ちなみに、こんなことを書いている私も、上記機軸で話し合えない方とは、袂を分かち選択をしたこともあります。



その6

シェルターこだまについて

(特定非営利活動法人 子ども・若者センターこだま)

立ち上げ

2021年12月、以前から「多摩に子どもシェルターを作りたい」と言っていた初代理事長のもとに、シェルター立ち上げ支援事業として、パブリックリソース財団の資金と先行団体のノウハウの両方が提供されるとの情報が、複数の方から寄せられた。それから数週間後の2022年1月7日には、「多摩に子どもシェルターを！」との集まりがもたれた。私たちは、大きな不安と小さな楽観とともに一歩を踏み出してしまった。

メンバー

弁護士や大学教員、行政機関職員、医師、子ども・若者支援の活動をしているメンバーが集まった。弁護士は東京三弁護士会多摩支部子どもの権利に関する委員会のメンバーである。

こだまだからこそ

東京にはカリヨンがあり、2つめのシェルターを都が認めてくれるのか不安があったが、何度か都庁に足を運び、好感触を得た。また多摩地域の4か所の児童相談所はいずれも期待しているとおっしゃってくれた。

弁護士会多摩支部子ども委員会の多くの仲間が理事長からの突然の電話にコタンを快諾してくださった。

地域の方々とともに創っていきたいと考え、メンバーの人づてで広報して会員を増やすとともに、開所前に多摩地域4か所で市民向け講座をし、またボランティア養成講座に

も取り組んだ。市民の方々からは寄付をいただき、ボランティアとしてご協力いただいている。

また、副理事長の講演会に来てくださっていた大家さんが様々協力してくださり、こだまは建物に恵まれた。

さらに、副理事長のつてで訪問医療に来て下さるドクターがいてPTさんも週3回来てくださっている。発熱でもメンタルでも気軽に相談できるドクターがいるのは安心である。

早い時期から第三者委員をお願いした。第三者委員と子どもたちの会議をもって、そこで出されたYouTubeなどの要望に積極的に応えようとしてきた。

こだまだからこそ、があるとすれば、職員も含め、人に恵まれていることだととても思う。

施設長と職員

2022年1月に集まったメンバーでもある元福祉司に施設長をお引き受けいただき、施設長やメンバーの引きで最初の職員体制が固まっていた。

言うまでもなく職員あつてのシェルターである。

労働条件としては厳しいことをお願いせざるを得ないが、職員面談を繰り返し、理事メンバーも一緒に悩んできた。月2回の職員会議に理事が必ず出席するほか、ヘルプなどで理事メンバーもシェルターにいる時間を多くとってきた。

メンバーの一人でもあるドクターが産業医のように職員の相談にのってくださっている。

開所

2024年に1月に定員女子6名でシェルターがスタートした。

児童相談所をはじめ、地域の支援機関、弁護士会や裁判所、そして子どもからの何件もの打診を含む1年間で59件もの入居打診は、この多摩地域の子もたちに確かに子どもシェルターのニーズがあることを実感させるものだった。

そして、1年間で15人の子もを受け入れ、12人の子もを送り出してきて、そのニーズの一部ではあったが、私たちは確かに応えてきたのだと考えている。

課題も少なくない。子もたちのシェルターに対する評価は全般的には高いが、特に入所後時間が経過すると「1日も早く出たい」という声が増える。シェルターはあくまで一時的な居場所なのであり、その後の居場所を早急に確保（できるように）することが大きな課題である。これは地域の大人全体で取り組む必要があると思う。

また、関わっているメンバー間の意見の相違ももちろんあるから、コミュニケーションする時間は大切だと思う。

職員の負担感を軽減するとともに事務局体制を早期に確立しなければならない。そのためにも財政面でより安定的な基盤の確立が必要である。

長期的には、この1年間で明らかになった、私たちが応えきれないニーズにどう向き合っていくかということもある。

これからシェルターを作ろうと思っている方に

メンバー、職員、コタンや第三者委員、地域の支え手…ヒトが肝だと思います。意見がぶつかり、もうだめかも、と思う夜もあるはずです。

でも、シェルターで大富豪に盛り上がり、ご飯をともにしながら楽しそうに話す子もたちからは、たくさんの元気をもらいます。

苦勞を乗り越え、喜びを分かち合うために、志を同じくする、心がホットで頭がクールな相談しやすい仲間が大切だと思います。

また、「相談できることは強さの証」と思い込み、様々人に助けてもらうことも必要だと思います。私たちもお伝えできるすべてをお伝えします。



その7

子どもシェルターの 新設と支援の実践

（NPO 法人 子どもシェルターおるき 理事弁護士 中島 香織）

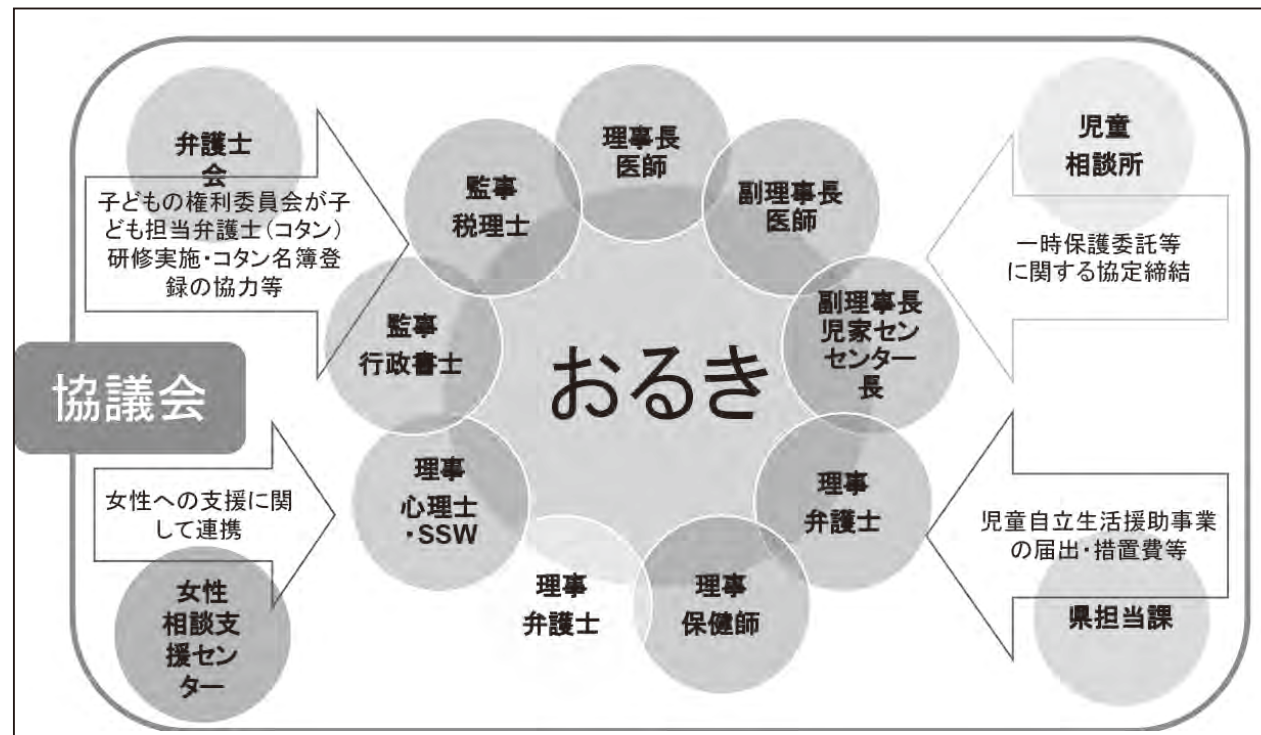
子どもシェルターができるまで（組織づくり）

■2012年 Jaspacan高知りようま大会

大会実行のために構築された医療、福祉、司法等のネットワーク及び収益を活かし、「子育て支援ネットワークほっとぽーと高知」を設立。勉強会等の学習を通じて支援者つなげる活動を継続していた。

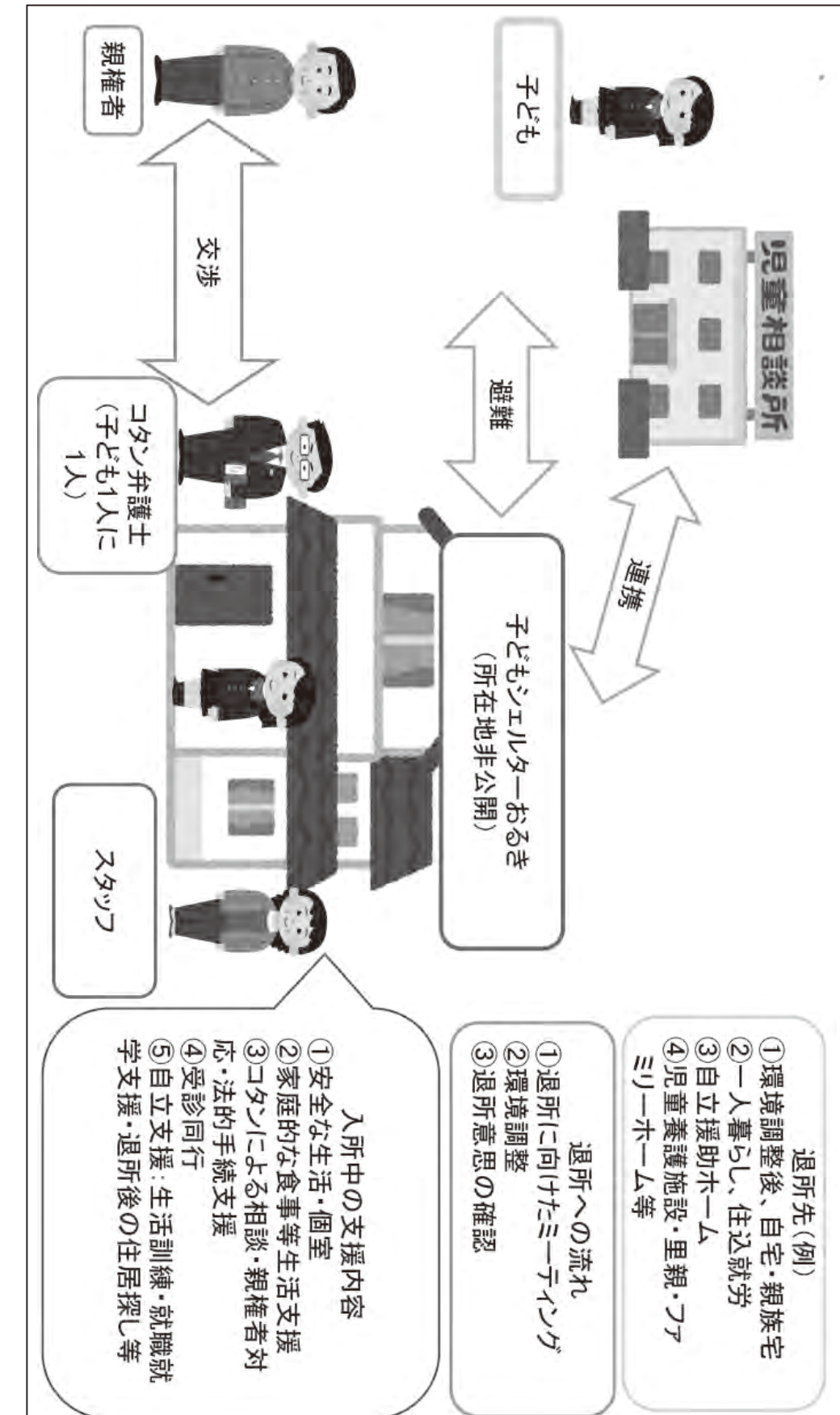
■同ネットワークを土台として、シェルター設立のための関係機関が参加する「協議会」を開催して、ニーズの把握等準備を行った。

■2023年12月「子どもシェルター開設記念シンポジウム 子ども命と心を守りたい」開催



子どもシェルターができるまで(資金確保)

- 2022年 公益財団法人パブリックリソース財団(PRF)による休眠預金活用「子どもシェルター新設事業」に採択
 - 事業内容:2022年4月～2025年3月までの3年間で子どもシェルターを新設
 - PRF・子どもシェルター全国ネットワーク会議による伴走支援
 - ・子どもシェルター立ち上げブック
 - ・運営者向け研修・職員研修・OJT受入
 - ・ミーティング(月1回)進捗を報告し助言を得る
- おるきは、岡山の子どものシェルターモモから伴走支援を受け、大阪の子どもセンターぬっくにOJTを受け入れてもらいました



子ども担当弁護士(コタン)について

- 子どもの伴走者、代弁者として
- 意見表明権の保障等子どもの権利の擁護者
- 生活の場をともにする職員には言いにくいことも
- 親権者対応の窓口
- 関係機関との調整
- 弁護士費用については、日弁連法律援助事業(子どもの援助事業)を利用
- 開設までの間に、①弁護士会子どもの権利委員会主催研修、②おるき主催研修を開催し、15名の弁護士がコタン名簿に登録

安全・安心の確保

- シェルター住所は関係機関(児相にも警察にも)に対しても秘匿
子どもにも、秘匿する理由とともに説明
- 親権者・保護者対応はコタンが行い、おるき役員や職員は直接対応しない
→コタンが対応することによりシェルター内の安全が保たれる。子どもも親権者等の影響から離れることができる。

開設以降現在まで(R6.3.31～11.25)

- 入所時の意思確認
 - ①関係機関からのつなぎの場合は同機関と面接(弁護士理事(おるき担当弁護士(おる担))・職員の2名で)
 - ②子どもと面接→入所意思の確認(おる担・職員立会)
* おるきのルールを説明し、入所申込書に署名等をもらう
- コタンとの契約
おる担がコタンを探し、子どもとつなぐ

個別的な支援・親子関係の調整・法的支援

- 公認心理士と子どもの面接を実施(定期・随時)
- コタンによる面接
- 受診等外出時の同行
- 親子関係の調整はコタンが行う。私物の引取や教育費の支払等について連絡調整を行ったり、関係のよい親族との面会調整を行う。児相の一時保護委託ケースは、先に児相が親権者対応を開始していることが多く、コタンと役割分担を行う。
親権停止や離縁等法的支援を要するケースについても、コタンによるタイムリーな対応が可能と考える。

子どもシェルターをつくりたいと 思ってくださいの方々へ

- まずは、先輩シェルターのお話を聴くことをお勧めします。
- おるきも、子どもシェルターモモさんに伴走支援をしていただき、子どもセンターぬっくさんにOJTを受け入れていただき、子どもシェルター全国ネットワーク会議でお知恵をいただきました。
おるきの開設準備や開設後の取り組みについての詳細は、休眠
- 預金活用「子どもシェルター新設事業」の事後評価報告書をご覧ください。
子どもがどこに住んでいても、自分で選べる子どもの居場所が広
- がっていくことを願っています。

いつでも「おるき」
ここに「おるき」
あなたが
私たちを必要としなくなる
そのときまで



あとがき

子どもシェルターが、2004年に東京で初めて開設されてから、20年。子どもシェルター全国ネットワーク会議が、2011年に結成されてから、13年。そして、2018年に、子どもシェルター立ちあげブック第1版が刊行されてから、6年になりました。立ちあげブック第1版に寄稿した子どもシェルターは、20ヶ所でした。その後、このブックを活用して、新設されたシェルターが、5ヶ所になります。この間、休止を余儀なくされたシェルターもありますが、現在21ヶ所の子どもシェルターが、各地で活動しています。各地のシェルターが、それぞれの地域の文化や伝統、関係機関や支援者との連携の実情などに根を張りながら、今晚泊まるところのない子どもたちを、ひとりぼっちにしないという願いをもち、傷つけられた子どもの権利の回復、尊重を旗頭として、バラエティ豊かなシェルター活動を展開してきています。

2021年から3年をかけて、一般社団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）の資金提供を受けて、公益財団法人パブリックリソース財団と子どもシェルター全国ネットワーク会議が、協働事務局となって、高知、東京多摩、福井の3件の新設シェルター立ち上げ支援事業を行ってきました。外部の資金提供団体と、既存のシェルター運営法人が、新設をめざす法人に3年間伴走し、毎月定期的に会議を開き、具体的な事業開設の準備を見守り、助言し、見学、研修などに協力をして、共に歩むという活動が、具現化したのです。まさに、「ひとりぼっちじゃないんだよ」の理念が、子どもたちだけではなく、シェルターを運営するおとなたちどうしの中でも、実践された現場でした。この実践を今後のシェルター運営に活かすことが、改訂版刊行のひとつの目的でした。

また、子どもシェルターに第三者評価制度を導入することをめざし、2021年から、麒麟福祉財団の支援を受けて、プロジェクトチームが結成されました。まず、子どもシェルターとは何か、何を行う活動なのかということを、

共通の言葉で表現しようという取り組みとして、運営指針を策定しました。2022年には、この運営指針をもとに、第三者評価基準を策定し、2023年に、3か所のシェルターの協力を得て、モデル実施を行ったところです。引き続き、第三者評価の本格実施をめざし、またそこで確認された各シェルターの困りごとを、全国ネットワークが、伴走支援の形で共に担っていこうという試みも検討されています。

そうした各地の展開や全国ネットワークの取り組みの過程で、この立ちあげブックを、よりシェルターの新設、運営の実践に役立つものに改訂しようという試みが、この改訂版として、結実したということになります。その思いを共有し、超多忙な皆さんが、締め切りに追われる中で、原稿を寄せてくださっていることに、心温まる思いがします。

この間、困難を抱える女性支援、社会的養護ケアリーバー支援などの新たな制度も、整備されてきました。またこども家庭庁による「こども・若者シェルターガイドライン」が策定されつつあります。そうした動きの中で、全国ネットワークがめざす子どもシェルターは、どのような立ち位置で、どのような役割を果たしていこうとしているのか、私たちも厳しく問われる時代になっていることを自覚せざるを得ません。

この社会で苦しむ子どもたちが、ひとりでも多く、共に生きたいと願う人々の輪につながり、希望を失うことなく、それぞれの人生を歩んでいくことを願って、私たちができること、なすべきことを問い続けていきましょう。子どもシェルター立ちあげブック改訂版の刊行が、その一助となることを願ってやみません。

社会福祉法人カリヨン子どもセンター
理事 坪井 節子



子どもシェルター全国ネットワーク会議
子どもシェルター立ちあげブック 改訂版

2025 年 2 月発行
(休眠預金活用支援事業)

発行人 子どもシェルター全国ネットワーク会議事務局
(社会福祉法人カリヨン子どもセンター内)

編集・デザイン 田中広大
表紙イラスト 渡部史穂



子どもシェルター全国ネットワーク会議

2025 年 2 月 発行

